

多摩川をめぐる住民運動史に関する調査研究

2004年

守田 優
流域の水循環型社会を進める会 役員

目 次

第1章 研究の目的と背景	
1.1 研究の背景	1
1.2 研究の目的	2
1.3 研究の方法	4
第2章 多摩川住民運動史の概要	
2.1 多摩川住民運動の歴史の概要	6
2.2 小河内ダム建設の概要	6
2.3 多摩川水害裁判の概要	8
2.4 多摩川水系河川整備計画策定の概要	10
第3章 小河内ダムの建設と水没住民の対応の分析	
3.1 小河内ダム建設と水没住民に関する文献のレビュー	14
3.2 建設計画から二ヶ領用水問題まで	16
3.3 補償交渉から工事再開まで	35
3.4 戦後の農地改革と移転補償の最終解決	49
第4章 多摩川裁判をめぐる住民運動の分析	
4.1 多摩川とのかかわり	61
4.2 多摩川水害から30年	62
4.3 裁判	65
4.4 多摩川裁判の運動体としての課題	70
第5章 多摩川水系河川整備計画策定過程における市民参加の分析	
5.1 多摩川水系河川整備計画策定の経緯と市民参加メカニズム	74
5.2 河川審議会による検討	86
5.3 アンケート調査	92
第6章 戦後の住民活動に関する分析	
6.1 戦後の住民運動の概要	99
6.2 戦後の住民活動団体の傾向分析	108
第7章 多摩川をめぐる住民運動史のまとめ	
7.1 多摩川住民運動の事例研究についてのまとめ	112
7.2 結語と今後の課題	117

資料編

- 1 . 多摩川の住民運動史 年表
- 2 . 小河内ダムの戦後移転補償関係 都議会議事録

報告書分担

守田 優	第1・2・3・6・7章
中山幹康	第2章(2.4), 第5章
門馬淑子	第2章(2.3), 第4章

第 1 章

研究の目的と背景

第1章 研究の目的と背景

1.1 研究の背景

多摩川は、日本の一級河川のひとつであり、流域面積こそ一級水系109のなかの54番目と小さいが、流域の中に350万人が住んでいる大河川である。しかも日本の首都東京の西部に位置し、特に、江戸時代から現在にいたるまで、日本の中心である江戸・東京とともに歩んできた。このことは、多摩川において、日本の社会の動きが敏感に反映されながら、河川の世界史が展開されてきたと言える。

多摩川への人間の関わりには長い歴史がある。江戸期以前の1599年には、中下流に二ヶ領用水の工事が行われ、1654年には、江戸城と江戸城の周辺に水を給水する玉川上水が完成した。これは、当時、世界に誇る大土木事業であった。明治時代に入ると、首都東京の急激な膨張に応じるため、第一水道拡張事業を経て村山・山口貯水池、さらに第二水道拡張事業では、多摩川上流の小河内村における巨大なダム建設と続く。首都の膨張に伴って酷使された河川という印象の強い多摩川であるが、戦後は、高度経済成長期の都市化の急激な進展によって、過酷な水質汚濁にさらされ、さらに1974年には、狛江地点における堤防決壊によって多くの民家が流され、衝撃的な水害として日本全国に知られた。

多摩川流域には350万人の住民が生活している。この流域住民は、首都東京という文化的・社会的に先進的な環境のなかで生活している。このことは、多摩川と住民との関わりを考えると、大きな意味をもつ。すなわち、社会史という観点から見ると、多摩川では全国に先駆けてさまざまな新しい取り組みが行われており、多摩川の住民と行政の活動は、日本における河川と人間の関わり先進事例として研究することができるのである。

多摩川における先進事例を具体的にあげると、江戸時代の玉川上水という大土木工事、戦前では、小河内ダムという巨大ダム。小河内ダムの建設では、数百戸にのぼる水没住民の移転という、わが国では初めての水没住民への交渉。戦後になると、1965年の河川敷開放、1974年の堤防決壊における水害訴訟。後者は、都市域で多くの家屋が流され、水害被災住民が河川管理者を訴えるという当時としては例のない出来事であった。1975年には、多摩川を管理している建設省京浜工事事務所が河川管理課という画期的な部署を設置し、河川環境に本格的に行政が踏み出した。以後、84年の「多摩川8景」における河川景観への取り組み、86年の「多摩川サミット」、さらに平成に入り、行政と住民とのパートナーシップが

議論される中、「流域交流懇談会」、「多摩川流域連絡会」などが活動を始め、さらに住民意識の高まりの延長線上に法人「多摩川センター」が設立された。

多摩川は、首都東京の西部に位置するという特殊性から、首都東京の拡大膨張にともなう影響を直接受け、そのことが多摩川と流域住民の関係を常に活性化させ、都市化による矛盾を色濃く反映した社会史を展開してきた。この多摩川を、流域の住民運動史という切り口において研究することは、今後の日本の河川行政・河川管理、さらに住民と行政の「川づくり」においても大きな意義をもつと考える。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、多摩川の社会史、すなわち多摩川と流域社会との関係の歴史を、「住民運動史」という切り口で明らかにすることである。しかし、多摩川の住民運動史という広大な対象を本研究ですべてカバーすることは不可能である。そこで、多摩川住民運動の歴史を、戦前・戦後・近年、すなわち、第二次世界大戦前の時期、戦後の高度経済成長から安定成長期、そしてバブル崩壊後の近年、として大きく3区分し、それぞれから代表的な歴史的事例をひとつ取り上げ、各事例について個別に研究を進め、最後にそれらを総括することとした。

本研究の事例として、戦前では、小河内貯水池(ダム)の建設と水没住民の対応、戦後は、堤防決壊による住民の水害訴訟「多摩川裁判」、近年については「多摩川水系河川整備計画」の策定という三つを対象とした。

小河内ダムの建設は、戦前の国家権力の強い時代において、行政(東京市)の要求に対してダム水没住民はどのように対応したか。行政はどのようにしてダム建設という目的を達成したか。ダム建設においてどのような障害があったか。わが国のダム開発の歴史において、水没戸数が数百戸に上る規模はこの小河内ダムが初めてであり、この一連の経過を整理し、行政の事業の進め方と当時の住民の意識とその変容を明らかにすることを目的とする。

多摩川裁判は、戦後民主主義が広く受け入れられているものの流域住民が河川管理者の国を訴えるということが難しかった当時において、流域住民がどのような経緯で水害訴訟に踏み切ったかをまず明らかにする。そして、水害裁判にどのような人々が関与し、どのような住民がイニシアチブをとり、そこでどのような障害があり、水害裁判を通して住民の意識がどのように変化したかを明らかにすることを目

的とする。

平成9年の河川法改正により、全国の河川で「河川整備計画」を策定することが義務付けられた。多摩川水系では「多摩川水系河川整備計画」が、約2年の時間をかけ、住民と市民団体、沿川自治体、学識経験者、河川管理者が、情報交換、意見交換を重ねながら、関東における水系では初めて2001年に策定された。この河川整備計画策定プロセスにおいて、住民はどのような意識をもって参加し、あるいはしなかったか。この住民の参加意識を明らかにすることを目的とする。

1.3 研究の方法

多摩川の住民運動の歴史を三つの事例について研究するが、その方法はそれぞれ異なっている。以下、事例別に述べる。

1) 小河内ダム建設における行政と水没住民の対応の分析

小河内ダム建設にかかわる資料は多い。行政側の報告書、民間団体の作成した記録、小河内村の報告書もある。さらに「新多摩川誌」には、小河内ダムに関する整理の行き届いた記述がある。

本研究では、小河内ダム建設に関する文献をあらためてレビューし、特に、公文書や議会議事録、新聞記事などの一次資料をもとに、ダム計画から工事開始、戦争による中止から再開にいたる経過のなかでの行政の事業の進め方と水没住民の対応について詳細な年表を作成し、住民運動史という観点から考察を加える。

2) 多摩川裁判をめぐる住民運動の分析

多摩川裁判における住民の動きについては、裁判にかかわった当事者へのヒアリングを基本に研究を進める。特に、裁判の原告団の代表、弁護士をはじめ、多く関係者のヒアリングを主体に既発表の文献では得られない情報を収集し、裁判をめぐる一連の動きを整理するとともに、表面には見えなかった問題点を明らかにする。

3) 多摩川河川整備計画策定過程における市民参加の分析

多摩川水系河川整備計画の策定において多摩川流域の市民はどのような意識をもって参加したか、あるいはしなかったか。このような市民意識の分析においては、アンケート調査と回答の分析がオーソドックスな手法である。本研究においては、流域の住民を対象に150通のアンケートを送付し、その回答結果について分析を行う。

第2章

多摩川住民運動史の概要

第2章 多摩川住民運動史の概要

2.1 多摩川住民運動の歴史の概要

多摩川住民運動の歴史の全体を概観するため、年表を作成した。「新多摩川誌」をベースに他数編の文献の記事を加えてつくったものである。全体が長いので、最後の資料編に掲載することとした。

多摩川が東京の西部に位置することによる特殊性は、江戸・東京における増大する人口に答えるため、常に上水道を供給し続ける宿命を負ったということ、戦後の急激な都市化の進展により水質汚濁など環境面における劣悪な状態を強いられてきたということ、人口と資産が集中した都市の流域として高い水害被害ポテンシャルをもっているということ、そして最後に、都市住民の河川環境に関する高い関心を反映して、さまざま取り組みが先駆的に行われるようになったこと、の4点に集約される。そして、多摩川流域の住民が経験した歴史は、このような多摩川の特殊性が色濃く反映された歴史である。

本研究では、すでに述べたように、多摩川住民運動の歴史から、上の、
、
に対応する事例を個別に研究課題とした。また、
の環境問題の歴史については、本研究では、対象から割愛する。この環境問題の歴史は、それだけで大きな研究テーマとなり、本研究で扱うには無理があると判断したからである。

この章では、個別事例として取り上げた、小河内ダム建設・多摩川裁判・河川整備計画について詳細な分析・考察に入る前に、それぞれの事例についての基礎知識と概要を簡単にまとめておくことにする。

2.2 小河内ダム建設の概要¹⁾

東京市の水道は、江戸時代の玉川上水を受け継ぎ、多摩川を水源として創設された。水道原水は、下西多摩郡西多摩村（通称羽村）に設けられた取水口から玉川上水を経て淀橋浄水場に送られ、市内に給水されていた。その後の東京市の人口増加にともない、1911年（明治44年）に発議された第一拡張事業において、羽村から増量取水された水を村山・山口の両貯水池に導き、それから境浄水場に送水し、市部に給水される系統を新たに加えた。さらに1926年（大正15年）には第二拡張計画が発議され、水道供給量のあらたな増加が計画された。当初、利根川、荒川が水源として検討されたが、結局、同じ多摩川に水源を求めることになり、その上流にダムを建設し、大貯水池を設け、ダムによる流水の調節によって生み出された水量を拡張のための原水とした。第二水道拡張計画においては、これらの施設によって新たに日量42.5万m³の給水増加を

図り、既定の能力と合わせて日量90.6万m³の水量増強が見込まれた。なお、この貯水池に貯留した水道原水は、いったん多摩川本川に放流され、既設の羽村取水口で取り入れて村山・山口貯水池へ導き、東村山村に新設する浄水場で浄水して市内に給水する。そのため、羽村取入れ口から下流の流況にも影響を与えることになり、後述する下流神奈川県の下ヶ領用水問題との水利紛争もここから生じることとなった。

2.2.1 小河内ダム計画の特質¹⁾

150m級のダムをつくることは、現在では珍しいことではない。しかし昭和初期の当時は、アメリカにいくつか例はあっても、日本においては想像を超える構想であった。大きなダムは一旦事故が起これば、被害は予測できないレベルとなり、それに対処するにはきわめて高度な技術が要求される。当時の日本においては、このような設計や計画にかかわる面だけではなく、さらに大量のセメントや骨材、鋼材等などの資材の生産や運搬その他の技術についても未経験であり、小河内ダムをつくるには、これらの難題を解決していくこととなり、このダム建設計画を進めた技術者の苦心と努力は計り知れないものであった。

2.2.2 完成までの流れ

1932年(昭和7)東京市会で小河内ダムの建設が決まった。しかし、続く昭和8年には下流の下ヶ領用水との水利紛争が生じ、その後まるまる4年間事業が進まず、紛争が解決したのは1936年(昭和11)の3月であった。その後、今度は、移転補償問題で東京市と水没住民の間で交渉が難航し、昭和13年ようやく交渉がまとまり、同年11月に工事開始となる。しかし、1943年(昭和18)には戦時下の物資と労働力不足のため、工事は中止に追い込まれる。

戦後、占領軍による農地改革が進むなか、小河内村においても農地改革による農地取得の要求の結果として小河内ダム工事再開反対の声があがり、工事をめぐる行政と住民との紛争が再び再燃し、やっと1956年(昭和31年)に移転補償問題が最終的な決着となった。工事は1948年(昭和23)に再開され、1957年(昭和32年)に20年の歳月を経てようやく竣工にこぎつけた。

2.2.3 小河内ダムを基幹とする水道拡張計画の概要

〔ダム〕

型式：非越流型直線重力式コンクリートダム

高さ：149m

堤頂長：345m(後の変更で353m)

敷幅：140m(後の変更で131m)

頂標高：530m

コンクリート容積：1601800 m³ (のちの変更で1675680 m³)

〔貯水池〕

位置：東京府西多摩郡小河内村山梨県北都留郡丹波山村および小菅村

流域面積：262.88 m²

満水面積：4.25 Km²

満水位標高：525.0 m (後の変更で526.5 m)

低水位標高：425.0 m

総貯水量：187700000 m³ (後の変更で189100000 m³)

有効貯水量：184000000 m³ (後の変更で185400000 m³)

〔配水管〕

配水本管：内径2400 mmから500 mmまでの十種、延長51897 m

配水小管：内径350 mmから100 mmまでの延長83300 m

〔導水渠予備線〕

羽村取入口から東村山浄水場までの間の事故時にも、送水上支障のないように導水渠予備線を設ける。羽村取入口から北多摩郡砂川村の間は玉川上水路を利用、同村から東村山浄水場までの間は新たにコンクリートの開渠をつくる。延長3930 m、深さ3 m。

2.3 多摩川水害裁判の概要

2.3.1 多摩川堤防決壊から災害訴訟へ

昭和49年9月2日、全国の人々は、テレビの前で、大きく迂回した多摩川の水流が沿岸の家々を、一戸一戸、ゆっくりと削り取っていく様を、息をのんで見つめた。

家庭のリビングルームからメディアを通じてみるその実況中継は、一瞬、真実か、ヴァーチャルリアリティーなのかどうか、生身の感覚としてはにわかには捉えがたいものであった。現実と画面を通じて見るものとの「乖離」が大きな印象として残った。

そのショックを超えて、冷静に考えれば、被災者の流された家や財産は当然補償されねばならないし、補償されるであろう、と思われる。また、裁判にもなるであろう。その際、このような衆目のもとに実態が明らかにされたことは、事実認定としては疑いのないこととなり、原告側に有利になるであろう。このようなことが咄嗟に認識されたことを記憶している。

この咄嗟の認識は、素人目だけからではなく、法律の専門家である弁護士にも大きく

影響したようだ。特に、今まで水害、公害を主に担当してきた弁護士の方々にとっては尚更のことであった。加治川水害訴訟で、原告側の中心的な代理人として活躍されていた高橋利明弁護士は、“これなら勝てる”と思ったそうである。はじめて原告側が行政側に勝訴できるかもしれない。このこともあって、多摩川水害の被害者の代表的人物である横山十四男氏などとコンタクトを取り、原告団、弁護団が結成された。

2.3.2 多摩川水害裁判の経過

昭和51年6月2日、東京地方裁判所に訴状を提出した。以後、裁判は最終的に、平成4年12月17日にいたるまで、約18年の長きにわたって続けられることとなる。日本の裁判の長いのは有名であるが、それでも多摩川の場合、第一審は約3年足らずと、事件の性質の割には早く決着がついたほうであった。ここでの争点は、「損害論」と「責任論」に集約されており、証人も原告、被告双方とも各1人ずつということで合意し、スムーズに実施されたことが大きい。また、建設省関東地方建設局が設置した委員会による「多摩川災害調査委員会報告書」が人災説に傾いていたことも大きく影響した。

昭和54年1月25日の判決は、予想以上に原告側の全面勝訴であった。判決は、補償額としての結果のみならず、それにいたる理由も大切である。全面的に原告側の言い分が認められての敗訴は、被告側の国にとって到底受け入れられるものではなかった。そのことが被告側に耐えがたいものであったことは、関係者の多くの証言が物語っている。

控訴による第二審は、昭和54年6月25日に開始された。それまでの裁判で、事実認定に関しては問題のないところであったから、一般的には第一審よりも早く終わるはずであった。また、当初、この控訴審で第一審の判決が覆されようとは誰も想像しなかったに違いない。それ程第一審では見事な勝訴であったのである。

第二審では、第一審と違って証人も多く、被告側から多くの実験結果やらデータなどの提出があり、原告側もそれらを論破するために、多くの労力と時間とを費やさざるをえなかった。

思いもかけなかった第二審での敗訴は、当時の水害をめぐる社会情勢と不可分であった。全国的に沸き起こった水害裁判で、この頃、下級審において行政側の敗訴が重なっていたことが大きい。行政側は危機感を大きくし、巻き返しに懸命となり、大きな軌道修正を求めて力を注いだといわれている。第二審の判決文は、結論に不利なものは意図的に無視、言及しないものであった。当然上告ということになったが、受理されたことは大きな感動を呼び、今でも語り草となっている。

最高裁は、原判決の、「完成河川も改修の不十分な河川」という部分、「災害当時に予

見可能性がない」という部分、「具体的かつ明白に危険が予測されるのにそれを放置した場合だけ管理の可否瑕疵となる」という部分を破棄した。

最高裁は、原告側の主張を認めたとえ、争点もしぼられたことになり、差戻し控訴審での原告側有利は明白となったのも同然であった。

差戻し控訴審は、平成3年4月23日に開廷した。平成4年12月17日の判決まで1年足らずという短期間であった。

判決をきいた瞬間は全てを把握できず、とにかく一審勝訴時の金額が戻ってくることを知り、「勝った」という実感を一同どよめきとともにかみしめていた。

なお、反省すべき点として、多くの報道にもかかわらず、市民運動としてみれば、運動としての盛り上がりがなかったことが挙げられている。

本研究では、この多摩川水害訴訟において原告団の代表的人物である横山十四男氏と高橋利明弁護士をはじめ多くの関係者にヒアリングを実施し、関連資料の収集とともに、多摩川水害裁判を住民運動史という観点から分析を行う。

2.4 多摩川水系河川整備計画策定の概要^{2), 3)}

平成9年の河川法改正により、全国の河川において、治水・利水・環境を総合的に捉えた「河川整備計画」を策定することが義務付けられた。特に、河川環境の整備と保全が河川行政の新たな目的とされ、河川管理者のみではなく、地域住民との連携の重要性が強く認識された。

2.4.1 河川審議会による「市民団体との連携」に関する答申

平成10年9月、建設大臣は「経済・社会の変化に対し河川管理体系のあり方について」河川審議会に諮問した。河川審議会は、諮問を受け、従来にない審議の手法、すなわち、公開型・意見募集型、市民団体の活動に詳しい専門委員の参加、審議会委員による現地視察などの手法をとり、2年を越える審議を重ね、平成12年12月19日、「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」を提言した。

この答申のなかで、近年の河川行政においては従来の河川管理の枠組みを超えた地域ぐるみの展開の必要性が強調され、市民団体との連携における課題を解決するための考え方として以下の6つの点を挙げている。

1) 共同活動における取り決め

- 2) 情報共有の必要性
- 3) 市民団体等の活動資金の適切な確保
- 4) 知識、ノウハウを活用した活動を依頼する場合のルールの確立
- 5) 行政側の体制等の整備
- 6) 人材の育成と人材情報の蓄積

以上のような認識のもとで、同答申では、地域の特性や実情に応じて、行政と市民との連携を試行し、状況をフォローアップしながら連携内容を充実させていくことが重要であるとしている。河川整備計画の策定は、このような行政と住民・市民団体との連携が試される最初のケースとなった。

2.4.2 多摩川水系河川整備計画策定における行政と住民の連携

「多摩川水系河川整備計画」は約2年をかけて議論を重ね、関東における水系では初めて策定された。その策定プロセスは、きわめてユニークであり、住民・市民団体、沿線の自治体、学識経験者、河川管理者など立場の異なる参加者が意見交換を重ねながら進めていくものであった。

まず、市民フォーラム・行政部会・企業・学識経験者からなる〈流域懇談会〉が中核となり、「ふれあい巡視」・「市民アクション」・「流域セミナー」の三つを効果的に進めながら、情報交換・意見交換を通して話し合う場を設定し、課題の抽出と改善の方向性について議論を重ねていった。京浜河川工事事務所が事務局となって設置した〈流域委員会〉では、流域セミナーでの意見を学識経験者や行政担当者に諮り、専門的な見地から検討を加えた。このような「ふれあい巡視」・「市民アクション」・「流域セミナー」・「流域委員会」という4つのメカニズムを通して、「多摩川水系河川整備計画」策定プロセスにおける行政と住民・市民団体との連携が実現されていった。そして平成13年3月の多摩川水系河川整備計画策定となるのである。

しかし、この策定プロセスにおいて、多摩川流域の地域住民の参加は満足できる水準にあったのか。住民参加が仕組みとして用意されていても、それが本当に十分に機能したのだろうか。このことは検証に値する研究課題である。

参考資料

1) 新多摩川誌：新多摩川誌編集委員会，上巻・第4章，2001年7月

2) 21世紀の多摩川，国土交通省京浜河川事務所，

<http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/tama/project/plan/>

3) 河川における市民団体等との連携方策のあり方について，河川審議会答申（平成12年12月19日），国土交通省河川局，

http://www.mlit.go.jp/river/rfc/opinion/toshinan/data_0.html

第3章

小河内ダム建設と水没住民の対応の分析

第3章 小河内ダム建設と水没住民の対応の分析

小河内ダム建設と水没住民の対応を分析するとき、その一連の経過は大きく三つの時期に区分することができる。

第一期：建設計画から二ヶ領用水問題まで（1926年～1936年）

建設計画が持ち上がり、小河内村の住民に打診される。小河内村は小河内貯水池計画を受け入れるが、ダム建設計画は下流の二ヶ領用水組合からの抗議を受け、水利紛争が生じる。内務省の調停によって東京府と神奈川県との交渉が始まり、最終的に妥結する。

第二期：移転補償の交渉開始から妥結・工事開始まで（1937年～1939年）

二ヶ領問題は解決したが、水没する小河内村の村民への移転補償があまりに低い額であったため、村民は受け入れを拒否。以後、村長はじめ村民による東京府・東京市への陳情が何度も行われ、最終的に東京市と小河内村の間で交渉成立。

第三期：戦後の農地改革から移転補償問題の最終解決（1946年～1951年）

戦争末期、小河内村には村民が戻り、都市部からの疎開者も多く移住していた。村内の農地も耕作され、実質的にはダム建設計画前に戻ったようであった。この状態から、占領軍による農地改革を背景に、小河内村民は農地の返還を求め、小河内ダムの建設反対運動へと広がっていく。

本章では、まず小河内ダム建設にかかわる文献のレビューを行う。そして、既存の文献をもとに、上述の三時期の各々について詳細な年表を作成し、小河内ダム建設と水没住民の対応について考察を加える。

3.1 小河内ダム建設と水没住民に関する文献のレビュー

すでに述べたように、小河内ダム建設と水没村民に関する文献は非常に多い。東京市など行政庁の報告書、小河内村の報告書、民間団体のまとめたもの、国会・東京府議会・東京市議会の議事録、新聞記事、そして「日陰の村」という石川達三の小説もある。しかし、本研究では、一次資料、すなわち公文書や当該村の報告書を重視し、それらをもとに年表を作成し、考察を行うこととした。

ここで、表3-1に、主な小河内関連文献を示した。

本研究において対象とする文献は、戦前に刊行出版されたものがほとんどであり、現在、通常の手方法では手に入れることができない文献である。そこで、主に東京都公文書館と東京都水道歴史館において文献調査を行い、重要文献を抽出した。また、専門

図書を取り扱っている古書店でも文献調査を行い、いくつかの書籍を購入した。

表3 - 1 小河内ダム建設関係の文献

	書名	著者	出版社	出版年	保管場所
	受難の小河内	貯水池対策委員会	金子文庫	S 1 1 . 1 1	東京都公文書館
	小河内村報告書	東京府西多摩郡 小河内村	金子文庫	S 1 3 . 1 2	東京都公文書館
	小河内貯水池郷土小史	東京市役所	金子文庫	S 1 3 . 1 1	東京都公文書館
	東京都第二水道拡張事業誌	東京都水道局	東京都刊行物	S 3 5 .	東京都公文書館
	新多摩川誌	新多摩川誌編集委員会	財)河川環境管理財団	H 1 3 . 7	東京都水道歴史館
	湖底の村の記録	社)奥多摩湖愛護会	同左	S 5 7 . 1 0	東京都水道歴史館
7	小河内貯水池 郷土小史	村高 幹博	東京都刊行物		東京都公文書館
8	仲田氏小河内に対する意見書 小河内貯水池		金子文庫		東京都公文書館
9	小河内貯水池計画に関し多摩川水利上の係争問題について	東京市水道局	金子文庫	S 1 1 . 4	東京都公文書館
10	小河内を拾う	茂木 耕三	金子文庫	S 1 2 . 1 1	東京都公文書館
11	小河内貯水池は再検討を要す(意見書)	瀧沢 七郎	金子文庫	S 1 2 . 1 1	東京都公文書館
12	東京小河内貯水池に対する批判	高橋 三郎	金子文庫	S 1 4 . 1 1	東京都公文書館
13	第二水道拡張事業特に小河内問題に関する調査	東京都総務部総務課・東京市政調	東京都刊行物	S 2 2 . 1 0	東京都公文書館
14	小河内ダムと総合開発について	徳善 義光	図書目録	S 2 9	東京都公文書館
15	小河内貯水池の使命と其の運用に就いて	東京市水道局	東京都刊行物		東京都公文書館
16	帝都市民の生命線 小河内貯水池を語る	市参事会員 西野吉三郎	中央自治研究会	S 1 2 . 7	購入書籍

表3 - 1 に示した文献のうち、 から の番号の文献の内容がよく整理されており、本研究において特に多く用いた文献である。特に、文献 の「湖底の村の記録」は、一次資料の公文書が丁寧に掲載しており、最重要文献となった。

以下3 . 2 以降の詳細な年表は、 から の文献のデータを用いて作成した。

3.2 建設計画から二ヶ領用水問題まで

小河内ダム建設計画から二ヶ領用水問題解決までの1926年から1936年(大正元年～昭和11年)までの11年間の行政と住民の動きを表3-2の年表に示した。以下、この年表に従って問題点を整理し、考察を加える。

なお、以下の年表の個々の記載事項の末尾に表示された番号は表3-1の文献の番号である。

表3-2(その1)小河内ダム建設をめぐる年表1

年号			多摩川の歴史	
時代	西暦	元号	行政	住民運動
	1926	大正15年	東京市会において、第二水道拡張計画が発議される。	
東京市は、第二水道拡張計画の水源として、当初、江戸川・利根川を考えたが、水利上の支障があるということで承認が得られず、さらに神奈川県相模川を水源とする案で交渉を行ったが、不調に終わった。その結果、多摩川を水源とする案となった。				
東京市は、多摩川上流に貯水池を築造する案を計画。堰堤地点の調査を始めた。そして、以下の9地点の候補地から小河内地点を最終的に選んだ。(丹波山・川野・麦山・河内・水根(小河内)・中山・梅久保・海沢・古里)				
	1931	昭和6年	<p>6月 東京市長が永田秀次郎氏の時代、貯水池計画発表の時に、当時の水道局長原全路、同局拡張課長小野基両氏が小河内村役場に小澤村長に会見し、小河内貯水池計画を打診する。</p> <p>6月 小澤村長、東京市の懇請に感激し、村議員を説得の上、小河内村の犠牲を村議で決定した。</p> <p>9月29日 小河内での拡張貯水池案が具体化し、東京市臨時水道拡張調査会に諮問される。</p> <p>11月 東京市が小河内村築設に関する調査を開始。</p> <p>11月27日 東京府西多摩郡古里村の大沢哲治他55名が東京市に対して古里貯水池案賛成の陳情書を提出した。</p> <p>12月 隣接青梅町100名より古里貯水池案の陳情書が提出される。</p>	

表3 - 2 (その2) 小河内ダム建設をめぐる年表1

	1932	昭和7	<p>1月19日 東京市臨時水道拡張調査会が小河内での拡張貯水池案を可決する。</p> <p>3月9日 古里貯水池案賛成として隣接冰川村の47名が陳情書を東京市に対して提出した。</p> <p>3月29日 古里貯水池反対同盟会会長の奥平周作より小河内貯水池案賛成の陳情書が提出された。</p> <p>4月 西多摩郡古里・三田・吉野・青梅・西多摩・福生町村より東京市に対して古里案復活の懇願書を提出した。</p> <p>6月23日 西多摩郡南部十箇長他152名より小河内貯水池案賛成の陳情書が東京市に対して提出される。</p> <p>8月12日 東京市長が内務大臣に東京市第二水道拡張事業実施の認可申請書を提出した。</p> <p>9月1日 東京府土木部長が、小河内村長宛に「第二水道拡張事業」の施行について諮問。</p> <p>9月28日 小河内村村会を開会し「第二水道拡張事業に関する諮問の件」を審議する。</p> <p>10月28日 小河内村が、村会において東京府の諮問に対して、条件付で賛意の答申書をまとめる。10月29日、東京府土木部長に回答する。</p>
	1927	昭和8年	<p>1月 村民は移住を覚悟し、各方面にその候補地を物色した。</p> <p>4月 ニヶ領用水組合の抗議により工事進行に暗影が生じる。</p>

表3 - 2 (その3) 小河内ダム建設をめぐる年表1

	1927	昭和8年	<p>7月25日 小河内村長小沢市平が第二拡張事業が小河内村にとって精神的にも経済的にも影響が甚大であることを東京市に対して陳情した。</p> <p>8月16日 神奈川県下、稲毛川崎二ヶ領組合から、小河内貯水池計画が、組合用水上に大打撃大支障を生じると県当局を通じ、工事計画進行の中止を迫った。</p> <p>9月12日 小河内貯水池の堰堤地点を東方約2000メートルの地点に堰堤位置を変更。東京市長が内務大臣に申請。</p> <p>10月16日 東京府土木部長、小河内村長に新たな堰堤地点への変更について意見をもとめる。さらに11月6日に回答を求める。</p> <p>10月16日 東京府知事、神奈川県知事に小河内貯水池築造の件について、最初の照会を求める。</p> <p>11月24日、12月15日、東京府知事は神奈川県知事に対して、2回目、3回目の照会を催促する。しかし、回答なし。</p> <p>12月13日 小河内村村会を開会し「堰堤位置変更について」東京府土木部長照会の件を審議し、可決した。</p> <p>12月14日 小河内村村会答申書を東京府土木部長に提出する。</p> <p>12月15日 東京府知事より神奈川県知事宛に「貯水池築造のため河川に関する工事施工について」で回答を催促した。</p>
--	------	------	---

表3 - 2 (その 4) 小河内ダム建設をめぐる年表 1

	1934	昭和 9	<p>1月20日 小澤村長は東京府市当局に村民の窮状、市当局の言明即行を迫った。</p> <p>1月25日 小河内貯水池をめぐる東京市と神奈川県の水利用交渉が始まる。昭和10年6月23日に決裂するまで50数回に及ぶ交渉。</p> <p>6月21日 神奈川県知事官邸において「多摩川下流の水利用上の係争」について懇談会を開催する。</p> <p>6月、11月、小澤村長、東京府、東京市に陳情し、さらに12月、府議会議員並木俊蔵氏に速進運動について依頼した。</p> <p>10月12日 東京市は、神奈川県二ヶ領用水組合から抗議を起こされ小河内貯水池計画はあきらめ、新たに埼玉県見沼へ測量隊をおくった。(東京日日新聞)</p> <p>12月25日 東京府議会において、小河内貯水池速行に関する建議案が通過。</p> <p>12月27日 東京府知事、神奈川県知事へ「貯水池築造のため、河川に関する工事施工の件」回答の督促をする。</p>
	1935	昭和 10 年	<p>2月10日 小澤村長、小林三男氏と共に、東京市水道所管助役鷺尾弘隼氏、東京市会議長森俊成氏に面会し、一刻も早く貯水事業の進行を進めることを陳情した。</p> <p>2月13日 村民が、小河内村に対する冷淡なる市当局の態度に激怒して、大陳情事件を起こして村民が東京府市に殺到した。</p> <p>3月2日 小澤市平氏は三多摩選出衆議院議員坂本一角氏を訪問、横山東京府知事に問題の進展を懇談することを依頼する。</p>

表3 - 2 (その5) 小河内ダム建設をめぐる年表1

	1935	昭和10年	<p>3月15日 小澤村長、山本只吉、本澤武平両村議に坂本代議士と内務省土木局長を訪問、廣瀬局長は開会中帝國議會に出席していなかったため横山府知事に陳情した。</p> <p>3月16日 坂本代議士と小澤村長で、内務省土木局長を訪ねた。</p> <p>4月4日 小澤、村議本澤武平、同原島康州、府議岩波、並木両氏及び小林氏と共に、東京府総務部長、土木部長に陳情援助を求める。</p> <p>4月15日 東京市役所を訪ねて、小澤村長、河村書記、小林氏は東京市会副議長松永東氏、鷺尾所役に陳情した。</p> <p>5月2日 小澤、小林両名は府土木長、市鷺尾助役、内務省谷口第一技術課長、武井河川課長に陳情。</p> <p>5月11日 小澤、河村書記の両氏は、内務省土木局長橋本事務官、武井河川課長に陳情した。</p> <p>5月20日 村長、坂本代議士、府知事、市小野課長に陳情した。</p> <p>5月28日 小澤村長、小林氏、府議並木、岩波両氏は、廣瀬土木局長に陳情した。</p> <p>6月5日 小澤村長、北部町村長会長中島舜次、南部町村長会長有山亮、西部町村長会長根岸太助、衆議院議員津雲国利、同八並武治、並木俊蔵、岩波光二郎両府議、福生助役、多摩、戸倉、東秋留、三田、古里、氷川、西多摩、小曾木、成木、檜原、霞、古野、箱根ヶ崎、の各村長、五日市町長及び小林氏が、府、内務省に陳情する。</p>
--	------	-------	--

表3 - 2 (その6) 小河内ダム建設をめぐる年表1

	1935	昭和10年	<p>6月13日 多摩川下流水利問題に関し、東京市と神奈川県との交渉不調に終わる。交渉は、東京府と神奈川県へ。しかし、7月27日まで6回にわたり行われたが、双方の意見に相当の隔たりがあり、交渉は打ち切られる。</p> <p>6月15日 小澤、小林、府議並木、岩波両氏にて内務省土木局長橋本事務官、武井河川課長、谷口第一技術課長に陳情した。毎週木曜日に内務省で小河内村に関する用水問題を協議することが決まる。</p> <p>6月18日 小澤氏、廣瀬土木局長生家を訪れた。</p> <p>6月23日 小澤、宇都宮氏、麴町区中六番町全国市長会議理事阿南常一氏を訪問。貯水池計画速進を仰ぐ。</p> <p>6月27日 小河内、氷川、三田、霞、古里、西多摩、各村長五日市町長、内務省、府、市に陳情書を提出する。</p> <p>6月28日 市区村長会議が、東京府会議事堂で開かれ、小河内村の惨状に対して東京市の運びが悪いことについて解決を促進するように話し合いがもたれた。</p> <p>7月6日 小澤氏、小林氏とともに、内務省土木局長橋本事務官が、武井河川課長、谷口技術課長を訪問。三氏交々は、神奈川県が羽村堰堤から毎秒6?を溢流させるようにという主張に対し非を鳴らした。</p> <p>7月10日 小澤、小林氏は、市鷲尾助役、小野課長に会見、神奈川県の無情の言葉を聞く。</p> <p>7月15日 青梅町大正堂へ陳情書の印刷を依頼。</p> <p>7月22日 小澤、小林、岩波、並木両府議、氷川、古里、西多摩の各村長、青梅町長等の一行が市に対して陳情した。</p>
--	------	-------	--

表3 - 2 (その7) 小河内ダム建設をめぐる年表1

	1935	昭和10年	<p>7月23日 小澤、小林、岩波府議と、府、林総務部長、市、小野課長に会う。</p> <p>8月 小河内貯水池対策委員会が設立される。 「対策委員会」は、市当局に対して、あらゆる物質的・精神的慰謝の対策を協議決定実行する機関であり、村における唯一の貯水池問題に関する諮問機関である。</p> <p>8月11日 小澤、小林と、氷川、古里、西多摩の各村長、五日市町長、岩波府議、内務省に陳情した。</p> <p>8月17日 小澤、小林および、氷川、古里、三田、霞、西多摩、戸倉各村長、五日市、青梅西町長、岩波、並木両府議、有元南部長村長会長、中島北部長村長会長の14名が、神奈川県庁において、河港課長、経済部長、耕地課長等を訪問した。</p> <p>8月24日 小澤村長が東京府総務部長に会見。</p> <p>9月13日 小澤、小林および、氷川、古里、霞、西多摩、戸倉各村長、八並代議士、岩波、並木両府議が内務省を訪れる。</p> <p>9月28日 小澤氏、陳情の打ち合わせで青梅に行った。</p> <p>10月22日 小澤氏は小林氏と元内務省一の宮房次郎氏を訪問。小河内貯水池問題行き悩みの事情、今日までの経過を話し神奈川県的主張中にも二潮流あることを述べ、問題解決の促進を依頼。</p> <p>11月27日 内務省東京府会に陳情書提出、内務省土木局長谷口、武井各課長赤木次官に陳情。東京府土木部長に陳情する。</p> <p>12月 小河内貯水池対策委員会が大挙陳情運動を行う。</p>
--	------	-------	---

表3 - 2 (その8) 小河内ダム建設をめぐる年表1

	1935	昭和10年	<p>12月12日 東京府会において、並木、岩浪両議員が、小河内問題に関して質問。解決促進を横山知事に迫る。</p> <p>12月13日 村民冷淡なる東京市当局の態度に憤慨、大拳東京府・市へ殺到する。大拳陳情事件が勃発する。</p> <p>12月13日 山民の代表700人がお上に陳情するために奥多摩の尾根氷川村までたどり着いたが、警官隊に取り押さえられる。(讀賣新聞より)</p> <p>12月31日 小澤村長、丹波山村長を訪問。来春陳情の打ち合わせをした。期日は昭和11年1月10日に定めた。</p>
	1936	昭和11	<p>1月 小澤村長は請願令に基づき、関係村長その他の援助の下に開会中の議会に村民の窮状を請願しようとしたが、二ヶ領問題解決の機運生じたのでその方針は中止した。</p> <p>1月10日 小澤、小林三男、丹波山村長、小菅村長が、内務省土木局長、谷口、武井両課長に陳情した。</p> <p>2月3日 小澤氏、丹波山、小菅、氷川、古里各村長、横山府知事訪ね陳情書提出。</p> <p>2月13日 多摩川下流水利係争に対し、内務省裁定案が両府県知事に手交される。</p> <p>2月22日 石田神奈川県知事に会見して話が行き届く。二ヶ領問題は漸く大詰めになった。</p> <p>2月24日 東京府知事室において、東京・神奈川両府県知事各部長集合、協定につき意見を交換する。</p> <p>2月26日 東京・神奈川両府県知事が申し合い書の運びとなる。しかし、2・26事件勃発のため延期。</p>

表3 - 2 (その9) 小河内ダム建設をめぐる年表1

	1937	昭和12	<p>2月28日 小澤氏、丹波山、小菅村両村長小林三男氏で内務省を訪れる。 3月1日 小澤氏は、内務省を訪れる。そこで二ヶ領問題が解決すること伝えられる。</p> <p>3月2日 内務省土木局長室で二ヶ領組合問題に関し正式調印される。小澤氏が東京府知事に対して、東京市当局に対し、感謝の意を捧げる。</p> <p>3月6日 小澤氏が小林氏と共に小河内工事起債の件について小野拡張課長を訪れた。</p> <p>3月14日 小澤、丹波山、小菅の三村長に小林三男氏小河内案起債認可促進を陳情した。</p> <p>7月15日 市参事会より小河内村土地収用公告がなされる。 7月23日 事業認可を受けダムの建設が本決まりとなる。 二ヶ領用水抗議問題関係が役所において協議の結果解決した。</p>
--	------	------	--

以上、11年間にわたる第一期の歴史は、第二東京水道拡張計画の発議から二ヶ領用水紛争までの時期をカバーしている。この間のダム建設に対する水没村民は、ダム開発を受け入れ、工事に一刻もはやく着手してもらいたいという強い願いのもとに住民運動が進められた。この年表をもとに、一連の出来事について整理しながら考察する。

3.2.1 ダム建設発表と小河内村ダム建設承諾

東京市会において第二水道拡張計画が発議されたのは1926年(大正15年)である。その計画を具体化するため、当初、江戸川・利根川さらに相模川を水源とする方向で交渉を進めたが、それらの交渉は水利権の厚い壁にはばまれ、全て不調に終わる。結局、多摩川を水源とする案に行き着き、小河内貯水池案に落ち着くのは、1931年(昭和6年)である。その間、5年の時間を費やしている。

小河内貯水池計画は、1931年(昭和6年)、東京市水道局の原局長と小野拡張課長が、小河内村に小澤村長を訪ねたときから、動きは始める。

<小河内村の計画承諾についての考察>

小河内貯水池案については、多摩川上流の古里村(小河内村より下流に位置する)からの陳情があった。小河内村ではなく、ぜひ古里村に、という陳情である。小河内貯水池案に対する多摩川上流の村民の反応は多様であり、村長など村の行政責任者の立場にたつ者と一般の村民では反応が異なる。

例えば、小河内村の場合、村長と村民の間で以下のような応答がなされている。
(「小河内村報告書」より)

村民：「村長は下流の古里村で、東京市の交渉に対し、村民連署調印し、拳って貯水池案に反対、この結果、市当局では本村にやって来られたのだ。本村も反対である。村長は再びこの問題をとりあげられないことを切望する。」

村長：「諸君の言うところ、至極最も然りである。つまり、墳墓の地を犠牲にするということに反対であることは、誰もかれも、古今を通じて皆人の言うことだ。」

「軍役に服して、敵弾を噛み、天皇陛下万歳を叫んで、名誉の戦死を遂げるも国のためだ。人生片時も空しきを許さない水の問題で、しかも輦轂の下たる東京市が要する水だ。幾百万の大市民の生命を護る水だ。これがために、犠牲になろうとするのだ。将兵の国に尽くすも、我々の社会に尽くすのも、道は異なるが、国に尽くし、世を救うのは道皆一なりである。社会は共存共栄だ。できることは誰でもやる。できないことを世の中にためにするのが、ほんとうに社会に尽くすということになる。しかして、一村がその墳墓諸共湖底に沈むということは古今類例がない。しかしながら帝都の御用水のため、われらが犠牲となるのは最も意義ある光栄あるもの、われら一代も二代にもかかるしあわせは再び起こるはずがない。われらがこの大事を決し、範を将来に示すことは、最も愉快にして、最も人生の美挙だと信ずる。」

また、昭和6年の4月、西多摩郡古里・三田・吉野・青梅・西多摩・福生町村から東

京市に出された古里案復活の請願書では、小河内村が貯水池案を受け入れたのは帝都のために尽くすという高邁な理由ではなく、ただ土地を売って金銭を得たいがためだという強烈な意見も表明されている。文献 「湖底の村の記録」にある公文書から以下の記述を引用する。

「彼氏が小河内案予定ニ於テ許多ノ土地ヲ所有スル点ヨリ見テ、彼氏が徒ラニ小河内案ヲ支持スル所以ノモノハ、亦決シテ御市ニ対スル純真ニ忠実ノ意志ヲ持スルノ結果ニアラザルコトヲ、断言スルニ憚ラザル次第ニ有之候。」

戦前の強い国家権力の体制において、ダム予定地の水没住民はどのように対応したか。自らの利害を押し殺してお上の要請に唯々諾々と応じるという見方では捉えきれない住民の気持ちの揺れを一連の公文書(請願書や陳情書を含む)から読み取ることができる。

3.2.2 事業認可の遅延による影響

昭和7年10月28日、東京市から小河内村に正式に小河内貯水池受け入れについての諮問があり、翌29日には、用地買収や移転料の支払を早急に行うという条件で賛意の答申書をまとめている。この時点で、市側も、事業認可に約半年、起債許可に約半年、都合1年ほどかかるが、その後には支払いができるかと約束している。その言葉を信じ、村民は移住することを覚悟し、各方面に移住地の物色を始めた。しかし、その1年が過ぎた昭和8年の秋になっても、東京市からの応答はなく、村民は不安定な生活を強いられるようになり、将来の生活についても極度の不安をもつようになる。

<当時のマスコミに取り上げられた小河内貯水池>

東京市が、村民に対して、昭和8年のうちには移転補償の支払いができるかと約束している。この段階で、東京市も工事は順調に進むと考えていた。昭和8年3月1日の「アサヒグラフ」に小河内貯水池に関する興味深い記事がある¹³⁾。「小河内貯水池十年計画」と題するその記事には、「七千五百萬坪が水底に～大東京の水道十年計画」という言葉とともに、水没予定の小河内村の写真と、山口・村山貯水池(当時すでに完成していた)の写真が掲載してあり、次の一文が添えてある。

「貯水量は丸ビルの700倍」

東京市の水道は、甲武の境に発した水が多摩川となって下る途中西多摩村羽村に設けられた取入口から途中貯水池、濾過池、浄水池等を連絡する延長10里の水路を経て、全市に対し1日約48万立方メートルの水を供給している。

この1日約48万立方メートルというのは、標準給水量（1日の最大使用量）として大正2年に算定されたもので、それ以来この量を目標として水道拡張の設計工事は市当局によって着々と進められ、先には村山貯水池が設けられ、近くは山口貯水池が完成された。

しかし、東京市の人口増加は年々水道の使用量を増し、現在では標準水量を凌駕しようという有様となっている。

この為東京市では又新たに水道拡張を計画し、本年度から10年計画で多摩川の上流西多摩郡小河内村に一大貯水池を設けて水道源水の調節を計り、東京市民に将来不安のない供給をしようということになった。

この小河内貯水池は66億300万立方尺の水を湛えることが出来（この量は村山貯水池の約14倍、山口貯水池の約10倍に当たる）、現在の多摩川より400尺の高さまで水が満たされる。その結果、現存する鴨澤、川野、麦山、留部、小留部、河内等の部落は全く水底に没し、これらの部落にあって主に炭焼と養蚕を生業にしている440戸の住民は補償を受けて立ち退かなければならないことになる。

この計画は近く内務省の認可の下り次第工事に着手する運びとなったが、これを見て、移転補償をあてに急いで家を新築する者などもこれらの部落には現れるという現象等を呈している。

が、何はともあれ、10年後にこの大貯水池が完成した暁は、村山、山口とは又異なった、例えば十和田湖のような名勝が東京府下に出現し、盛夏も断水の虞れがなくなると共に、都人によき遊覧の地を提供することとなるであろう。

この記事には、その後続く深刻な事業認可の遅延は当事者には全く予想されていないようだ。後に述べる二ヶ領用水の水利紛争が水面上に顔を出し、事業全体に暗い影が生じるのは、昭和8年4月であり、この記事が書かれた3月1日時点は、その直前にあたり、東京市も小河内村民も小河内貯水池の事業に対する大きな期待が感じられる内容である。

この記事の後半に、「移転補償をあてに急いで家を新築する者などもこれらの部落には現れるという現象等を呈している」とあるが、このような村民の動きは、すでに挙げた「古里村復活の請願書」に指摘されている意見と符号するものである。

また、小河内貯水池に十和田湖のような湖を連想し、観光の名所として小河内貯水池を捉える考え方は、小河内貯水池の位置の選定に関する陳情書や請願書のなかに少なからず散見されるものであり、小河内貯水池に対する異なった観点である。

以上のように事業認可が遅延するなか、村民の生活においてさまざまな影響がでてきた。整理すると次のようになる⁶⁾。

田畑の荒廃

貯水池計画の実現期不明のため、農作物に対する恒久の計画を立てることが全くできなくなり悲惨な状態になった。

林事業の中止

従来は、植林伐採跡に造林してきたがこの貯水池計画により将来他に移転する見通しがあるため植えつけるのが無益なため、ほとんど伐採後そのまま放置している状態になっていた。

金融機関の途絶

建設発表以来、移転の時期が判明しなかったため、銀行その他の金融機関が警戒して融通を拒絶する結果となる。

無尽・頼母子講の停頓

村内における簡易なる金融機関として無尽・頼母子講は村民に多大な影響を与えていたがダム建設のためそのほとんどがほとんど意義をなさなくなった。

失われてゆく土地

小河内村の土地総面積は4,454町に達しているが、村民が所有するものは僅かに三分之一に過ぎない。他の三分之一は東京市が所有し残りは他の町村民が所有している。その上、金融機関が途絶したことと、他町村債権者の請求が行われつつあるため、小河内村の土地を失うことになる。

道路開発の不能

貯水池計画発表以来、府道の改修は全く行われず、僅かに災害復旧の応急工事を実施するに止まる。不便、不利はもちろん交通文化における発展の恩恵は全く享受できない状態になった。

家屋の荒廃

貯水池計画により、家屋等は自然に放置されたままになり村は荒れ果てていった。

税金滞納者の激増

村民の疲弊は絶頂に達し、納税をする力もなくなる。

諸種産業の不振

養蚕その他の諸残業は衰退し、村民の萎縮は数字方面のみならず精神的なダメージは大きい。

移転地の物色

移転問題に備えて、候補地を物色し中には宅地として売買契約をなし、手付金を投じる者もいて建設遅延によりほとんどの者が契約不能となる。

事業認可の遅れは、村民の生活を極限状態へと押しやった。その原因は、多摩川下流二ヶ領用水組合の抗議による水利紛争である。この二ヶ領用水組合による水利紛争が解決するのは、昭和11年3月であるが、その後、用地買収や移転補償で交渉が難航し、最終的に東京市と村民の間で移転補償の調印が行われるのは、昭和13年5月である。

昭和7年10月に、約1年後には支払われると東京市から言明された村民が、ようやく移転補償を現実のものとするのは昭和13年5月。実に5年半近くの時間を費やしている。なお、事業認可は、昭和11年7月23日であり、これも予定を大幅に超え、4年近くかかっている。

3.2.3 事業認可の遅延と行政・住民の動き

事業認可の遅延の原因は、二ヶ領用水をめぐる水利紛争である。この水利紛争が始まり解決するまでの間、行政と住民はどのように動いていたのか。この点を時間的な経過に沿って整理する⁶⁾。

小河内貯水池のように、河川の上下流の府県に影響を及ぼすような工事については、関係府県知事にその可否について協議しなければならない(大正15年内務省令第45号第2条)。そのため、東京府知事は1933年(昭和8年)10月16日付けで神奈川、山梨両府県知事に対して小河内ダム築造に関する照会を行った。山梨県知事からは異存なき旨の回答が返ってきたが、神奈川県知事からは何度督促したにも関わらず回答が来なかった。3回にわたる催促のうち、最後は昭和9年12月27日に行われた。しかし、神奈川県が東京市の小河内ダム建設に関する照会に回答しない状態は続いた。

1) 神奈川県の対応について

神奈川県は、東京府からの再三の照会にもかかわらず、回答していない。これはどうしたことだろうか。神奈川県は、実は、東京府から最初の照会を昭和8年10月16日に受けたあと、すぐに二ヶ領用水組合へ小河内貯水池築造に関して打診している。これに対する二ヶ領用水組合からの回答は昭和8年12月11日であり、速い対応であると

いえる。しかし、それから1年後の3回目の催促に対しても東京府に対して回答していない。神奈川県議会では、この小河内問題を1回目に昭和8年12月、2回目は昭和10年12月に取りあげている。

東京市と神奈川県の交渉が始まるのが昭和9年1月25日であり、以後、昭和10年6月13日まで50数回の交渉が行われ、両者、数回の提案を交互に行ったが、結局、不調に終わっている。

そして、今度は、交渉の場を、東京府と神奈川県の間に移し、6月13日から7月27日まで、6回にわたる交渉を進めたが、双方の意見に大きな隔たりがあり、またもや交渉は不調となる。

小河内村の村民の窮乏状態が一日一日と深刻になっていくなか、この神奈川県の対応は不適切にも思えるが、小河内村民は所詮東京府の住民であり、神奈川県としては自らの県の住民、すなわち二ヶ領用水組合の利害を優先的に考えるのは当然かもしれない。

2) 東京市・東京府・内務省の対応について

二ヶ領用水組合の抗議により、小河内貯水池の工事に暗影が生じ始めるのは、昭和8年4月であり、さらに組合が神奈川県当局を通じて工事進行の中止を迫ったのが同年8月16日である。しかし、東京市は、昭和8年9月には、村民に知らせぬまま、再調査によって、堰堤の位置を変更しており、工事中止の意思はまったくない。

東京市が神奈川県と交渉を始めるのが、昭和9年1月であり、東京府知事の神奈川県への3度にわたる照会(昭和8年12月15日が3度目)に回答がない状況から、神奈川県との交渉を開始することとなった。東京市は神奈川県との交渉を始めたものの、決着の見通しが立たないと考えたのか、昭和9年10月には、小河内を諦め、埼玉県見沼に測量隊を送ったという新聞記事が出ている。

東京市と神奈川県の交渉は1年半に及び、50数回を数えたが、すでに述べたとおり、昭和10年6月に決裂。交渉は、東京府と神奈川県に移ったが、1ヶ月半で決裂。最後に内務省の斡旋に任せられることとなった。

小河内村の村民に約束した移転補償の支払いの時期は、昭和8年11月ころであるから、昭和9年、10年の東京市・東京府の対応は、問題が対神奈川県というやっかいな性質のものであったとは言え、村民に対しては信義にもとる対応であったと言わざるを得ない。

この間、村長はじめ村民は、悲壮感にかられ、陳情や請願の行動に駆り立てられていく。この行動の積み重ねが、解決へむけて重い扉を開いていったと言える。

3) 小河内村民の対応について

小河内村民の苦難は言語に絶するものであった。小河内村の小澤村長は、昭和7年10月の小河内ダム建設の受け入れから1年もたない昭和8年7月には、東京市に対し

て精神的経済的な深刻な影響について陳情している。以後、東京市、東京府、府議会、内務省へと陳情を重ねた。昭和9年には埼玉県見沼への変更まで新聞に載り、二ヶ領用水問題も解決の見通しがまったく立っていないなか、昭和10年には、表3-2の年表からもわかるように、30回を超える陳情・請願を行っている。特に、12月13日、村民が氷川村で警官隊に取り押さえられた大挙陳情事件が社会に与えた衝撃はきわめて大きかったと言えよう。昭和10年という年は、二ヶ領用水紛争をめぐって、東京市 神奈川県、東京府 神奈川県という交渉が決裂した時期であり、村民にとっては絶望の崖っぷちにたった年であったと言えよう。この昭和10年1年間の集中的な陳情・請願は内務省を動かし、二ヶ領用水の解決へと行政の流れを変えることになった。

昭和11年1月、小澤村長は、請願令に基づき、関係村長その他の援助の下に開会中の議会に村民の窮状を請願しようとしたが、二ヶ領問題解決の機運が生じたとして、その方針を中止している。そして2月には、内務省の斡旋のもと、東京府と神奈川県の間で申し合いが成立し、3月2日の正式調印となる。年表をあらためて読むとき、昭和10年1年間の小澤村長の陳情・請願の運動には鬼気迫るものがある。

3.2.4 二ヶ領用水をめぐる水利紛争について

すでに述べたように、小河内貯水池の事業認可遅延の原因は、東京府と神奈川県の間で起こった二ヶ領用水をめぐる水利紛争であった。この水利紛争の詳細な経過については、文献「新多摩川誌」に論述されている。ここではその水利紛争の内容について概略を説明し、交渉の全体を整理するにとどめる。

1) 東京市と神奈川県の交渉(昭和9年1月25日~昭和10年6月23日)

神奈川県はかねてから、二ヶ領用水組合が、小河内貯水池建設を含め、東京市の多摩川における水利工事に強い不満をもっていることを熟知していた。

<神奈川県が事業を了承しない理由>

- ・ダム建設に伴う下流流況の変化に対する不安。
- ・以前からの羽村地点における取水に不満。

羽村地点・・・玉川上水、村山、山口貯水池に河水を引き入れている地点。

<東京市の考え>

洪水時に今まで無駄に放流していた水を貯めこむので、ダム建設は平常時に何の影響もない。渇水時に余剰水を下流に放流できるので下流も有利と考える。

<神奈川県の考え>

二ヶ領用水は玉川上水より50年も先に開設されている。よって、水利上の優先権

は自分の方にある。

東京第一水道拡張の際に羽村堰を改造し、取水能力を $22.26 \text{ m}^3/\text{s}$ 可能にした。東京市は、この手続きは正当であると主張するが、下流利用者の承認を得ていなかった。東京市水道は、羽村堰の堤体を浸透して流下する伏流水を汲み上げる目的でポンプを無断で設置。

東京市が羽村投渡堰を急激に取り払ったため、下流の用水取入口や船舶に被害。賠償を請求する。

<二ヶ領用水の運営>

当時川崎市を中心に都市化工業化が進み、農地の水需要は減少傾向にあった。一方で、多摩川の砂利の乱掘で、河床が低下し用水路取入口での維持管理費が年々増加。ここで、二ヶ領用水改修計画を立て、この改修事業によって生じた余剰水を他に譲渡して工事負担金の一部にしたかった。つまり、改修工事の負担金が得られれば、異なった解決策もあったのであり、結果として最終的にそこへ落ち着くことになる。

<争点>

- ・ 第一は東京市の羽村地点における取水権。東京市は $22.26 \text{ m}^3/\text{s}$ の取水権を内務省から認可されたと主張。
一方神奈川県はこれに反対し、取水能力が $22.26 \text{ m}^3/\text{s}$ の水門構造についての内務省の許可は水門工事の許可であって、河川法による取水権の許可でないと主張。
- ・ 第二は多摩川下流の流況に関することである。渇水時の流量と下流農業用水として必要とされる流量はどうかなど、いろんな数値が飛び交ったが決着はつかなかった。東京市は打開策として、羽村での取水量や下流への放流量について妥協案の提示を行い、これを受けて神奈川県側も独自の提案を行ったが、これらのやりとりを再三繰り返しながら、結局、長い時間を無駄に費やすことになった。

東京市と神奈川県の交渉は、昭和10年6月13日、不調のまま決裂した。

2) 東京府と神奈川県の交渉(昭和10年6月23日~7月27日)

東京府と神奈川県との交渉でも結局交渉はまとまらなかったが、昭和10年6月13日から7月27日の間、6回に及ぶ交渉において、神奈川県が最後に提案した意見書は、次のように終わっている。

「もし東京市の水道計画が $6.6 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上の溢流不可能なりとせば、下流用水の満足し得べき適当なる対策を講ぜらるべきものと認む」

ここから、いよいよ内務省の斡旋となる。

3.2.5 二ヶ領用水水利紛争解決

なかなか解決しない二ヶ領水利紛争であったが、当時大きな権限を持っていた内務省が動き出し、積極的にその斡旋に乗り出した。1935年（昭和10年）末から翌年の初めまで内務省当局の両府県に対する説得交渉が進んだため、ようやく調停の結論が見出されてきた。そして、1936年（昭和11年）2月13日内務省土木局長は両府県知事を自室に招き、二つの内務省裁定案を手渡した。

内務省の裁定案は、二つの案として出された。まず灌漑期間が5月20日から9月20日として、1ヶ月短くとってある。羽村から3.5 m³/s 下流へ溢流させるという第一案に対して、第二案では、羽村地点での自然流量が40 m³/s 以上ある場合に限り、超過分を小河内貯水池に貯留するとし、両者ともさらに付帯条件がついている。両府県知事は第一案をもとに最終的な詰めを行い、数日後、両者納得のいく妥結案ができあがった。そして東京府と神奈川県の間でついに、申し合わせが成立した。

申し合わせ（原文のカタカナをひらがなに変えている）

1. 貯水池完成の上、東京府は毎年5月20日より9月20日に至る間、羽村堰より2 m³/s を常時溢流せしむるものとす。但し、両府県知事の協定により、右溢流水量の全部または一部を貯留し、下流の需要に応じ、右貯留量の限度において適宜これを溢流せしむることを得。
2. 東京府より両府県関係用水路の改修費等として金230万円を支出せしむるものとす。但し、右金額の3分の2は神奈川県、3分の1は東京府の分とす。
3. 上記各項実施の細目その他本件に付帯する事項は両府県知事において協定、処理し新たに東京府に対し負担を加えざるものとす。

内務省の斡旋にもとづき、東京府と神奈川県の間で受け入れられた妥結案のポイントは、改修費230万円であり、これは東京府議会において、内務省の再提案3.5 m³/s から1.5 m³/s 減らしてもらった代償であると説明されている。この補償金は、それまでの交渉では表に現れなかったが、神奈川県が昭和10年7月27日に提出した最終提案にある「下流用水の満足し得べき適当なる対策」が示唆するものであったと言えなくもない。この230万円という金額は、その後、小河内村民の移転補償の交渉において少なからぬ意味をもつことになる。

これをもって昭和11年3月2日に、内務省土木局長立会いの下両府県知事の間で正式に調印がかわされた。

そして、東京府から神奈川県へ合計4回に渡って出された小河内貯水池建設についての照会（最終は昭和9年12月27日）に対して、ようやく神奈川県から東京府へ回答

されることとなった。

3.2.6 第一期（建設計画から二ヶ領用水問題まで）の住民運動の考察

小河内ダム建設計画から二ヶ領用水問題解決までの第一期において、小河内村の対応は、建設計画の犠牲的精神による受諾から、工事遅延による絶望とその後の怒涛のごとき陳情と請願である。特に、二ヶ領用水紛争が行き詰った昭和10年の小澤村長の陳情・請願は常人のレベルを超えるものであり、村民を説得して建設を承諾したことへの強い責任感がそのような行動へと駆り立てていったものと言える。

また、自分たちの要求を通してもらう方法として、陳情・請願が唯一の手法となっていることも興味深い。当時は、マスメディアもそれほど発達していない。新聞報道が唯一ではないだろうか。現在なら、市民運動となってより広汎な人々を巻き込む運動になったかもしれないが、当時はまだ、ダム問題そのものの社会的認識も低かったと思われる。さらに、この陳情・請願が意味するものは、日本の官僚制がまだ近代化されておらず、東京市や東京府、さらには内務省の役人などが、人情や同情など人間的な動機で動く良い意味で封建的な性格を残していたことである。つまり、行政組織がかなり属人的なかたちで動いていたことが窺われる。

二ヶ領用水問題において、解決に3年もの時間を要したことは行政の怠慢とも言えるが、東京市と神奈川県、東京府と神奈川県、最後は内務省の裁定という時間のかかる進め方、特に東京市と神奈川県の1年半50数回に及ぶ交渉も、現代と比べて情報通信手段がきわめて貧弱であった当時としてはやむを得ない面もあったと思われる。

3.3 補償交渉から工事開始まで

二ヶ領用水問題が解決し、いよいよ移転補償の交渉に入り、小河内ダム建設も軌道に乗ったかと思われたが、補償交渉ですぐに暗礁に乗り上げてしまった。水没する小河内村の移転補償の交渉から工事開始までの第二期の年表を以下に示す。ここでも記述事項の末尾の番号は、表3-1の文献の番号を表す。

表3-3 (その1) 小河内ダム建設をめぐる歴史2

年号			多摩川の歴史	
時代	西暦	元号	行政	住民運動
	1937	昭和12	<p>1月20日 小河内土地買収案(第1回)を市参事会に提案。(市参事会第12号)</p> <p>1月28日 第1回土地買収調整のため市参事会一行13名小河内村に出張する。</p> <p>2月 府、市、村の土地評価等に関する合同委員会の提唱をし当局は一蹴した。</p>	<p>2月16日 明治神宮に村長以下白禪隊を編成し、解決の祈願をしてから、続いて東京市長小橋一太氏に対し小河内村問題に関する質問書を提出した。</p> <p>2月22日 山梨県北都留郡丹波山村鴨沢部落七十八戸のうち二十戸が、東京市が極力移住を奨めている同県北巨摩郡清里村の県有恩賜林の開墾民として移住の覚悟を決める。朝日新聞より・・・</p> <p>3月1日 東京市が提出した小河内村の買収価格原案に対しての小河内村民の不満な気持ちを小河内村長が、東京府知事並びに東京市長に対し上申書を提出した。</p>
			<p>3月 小河内貯水池事業に関し工事開始の準備に入る。</p>	

表3 - 3 (その2) 小河内ダム建設をめぐる年表2

	1937	昭和12	<p>3月 小河内村第1期買収案市参事会に提出され、その買収価格の極度の低さに村民は呆然として、憤慨し対策を凝議した。</p> <p>3月6日 第1回土地買収の件が市参事会に於いて希望条件を付して可決される。</p> <p>3月8日 小河内村長外8名を所長室に招き土地買収価格を発表。</p> <p>3月8日 第1回村民大会が小河内村東小学校で開かれる。市の買収価格案反対</p> <p>3月9日 小河内貯水池用地買収に関する府市協議会が開催された。</p> <p>4月2日 酒井義春等各部落代表は第1回の団体陳情を起こした。</p> <p>4月 村民大会を開く、その後大会開催3回開く。</p> <p>5月8日 館東京府知事が、府社御岳神社の祭典に際し共進使として参向。式典後小河内村に来て、村内の有志を氷川村に追従した原島村長・同村会議員60名と会見し村有志の陳情を聴取した。</p> <p>5月17日 第2回小河内村民大会開催。買収価格案反対</p> <p>5月26日 東京府の広橋地方課長が小河内東小学校で、府市小河内協議会に出席し、土地買収並びに物件移転料その他村民移転の問題に関して斡旋した。</p> <p>6月2日 小河内土地買収案(第2回)を市参事会に提案。</p> <p>6月 小橋一太氏東京市長就任。</p> <p>6月23日 小河内土地買収案(第2回)市参事会に於いて希望条件を付して可決される。</p> <p>7月28日 小河内土地買収案(区域外第2回)を市参事会に提案。</p>
--	------	------	--

表3 - 3 (その3) 小河内ダム建設をめぐる年表2

	1937	昭和12	<p>8月25日 小河内土地買収案(区域外第2回)市参事会において可決される。</p> <p>9月 小河内村内に貯水池対策委員会が新設される。</p> <p>10月19日 小河内村移転問題に関し東京府地方課長・小河内村長・同村会議員現地において協議会開催。</p> <p>10月19日 東京府の広橋地方課長が小河内貯水池建設事務所で、府市小河内協議会に出席し、土地買収並びに物件移転料その他村民移転の問題に関して斡旋した。その結果、小河内村が陳情書を東京市に対して提出。</p> <p>10月22日 石川達三「日陰の村」発行される。</p> <p>11月20日 小澤村長は埼玉県大里郡本畠村・小原村・御正村と移転地の交渉を進めたが困難を極めた。 讀賣新聞より・・・</p>
	1938	昭和13	<p>1月11日 小澤村長以下10名の村民代表が、「暴市鷹懲」の白襪を身に付け、内務省、東京府、東京市、貴衆両院に陳情した。</p> <p>2月15日 小河内村長、貴族院へ「われら村民救済方」を請願し、満場一致で採択される。</p> <p>2月28日 小河内村長、衆議院へ「村民の窮状を訴える」請願書を提出し、満場一致で採択され、東京市の善処を要望した。</p> <p>3月14日 小河内村長小沢市平他8名は白襪で村民移転問題に関し、市長室(小橋一太)において市長・原助役・小野所長に面接し陳情した。</p> <p>3月16日 小河内村長小沢市平他8名は市長室に於いて、市長・原助役・所長・水道局庶務課長と前々日に引き続き面接し陳情した。</p> <p>3月17日 小河内村長小沢市平他8名は原助役室において、原助役・小野所長に対して前日に引き続き陳情した。</p>

表3 - 3 (その4) 小河内ダム建設をめぐる年表2

	1938	昭和13	<p>3月21日 小河内村長小沢市平他9名は淀橋浄水場に於いて所長と会見。所長は、小河内村出野所在共同墓地内墓碑に対する供給人夫の不敬行為に対して非難し問い詰め、また、代表者の一人も所長を侮辱する言葉を言ったため、非礼な者を代表者として認めなかった。そして、以後会見したければ代表者の交替をするようにと言った。</p> <p>3月22日 村長は原助役並びに水道局庶務課長を訪れ、前日の非礼を詫びて、所長の了解を得られるように斡旋を懇請した。</p> <p>3月27日 村長他10名は淀橋浄水場に於いて所長に面接し、移転問題に関して区域外村有林200町歩を買収するなどの条件を出し引き続き陳情した。</p> <p>3月29日 市からの申出の更生資金その他交付の件を村側が受け入れた。</p> <p>5月 小河内村と市当局で交渉成立。市当局は村民の更生資金として50万円等、村費補償金3万円を支出することに決定した。</p> <p>6月6日 土地代金その他補償額とは別に小河内村の532戸に対して50万円の更正資金と、公共諸充当のための3万円、合計53万円を支出と決定すると同時に、東京府西多摩郡氷川村東京市小河内貯水池建設事務所において、紛争解決の調印をする。</p> <p>9月3日 小河内村役場において、小澤村長司会の下に小河内神社移転建設奉賛会の設立協議会を開催、満場一致其の設立を承認し、続いて、役員候補者を決定する。</p> <p>9月6日 小河内神社移転建設奉賛会に貴族院議員公爵一條寛孝卿を推薦する。</p> <p>10月28日 内務大臣から「小河内貯水池実施設計」認可される。</p>
--	------	------	---

表3 - 3 (その5) 小河内ダム建設をめぐる年表2

	1938	昭和13	<p>11月1日 更生の地を大陸に求め、小河内貯水池関係村満州視察団一行46名は満州各地の实地調査をする。その結果昭和14年5月5日満州国吉林省磐石件興隆川・第八次興隆河東京郷開拓団へ、島崎元吉・古谷長一の二世帯が移住することが決定した。讀賣新聞より・・・</p> <p>11月12日 午前10時 東京市小河内ダム建設事務所は、工事現場においてダム工事の地鎮祭をおこなった。</p> <p>11月12日 総合起工式を挙げて本格的工事着手した。</p>
	1939	昭和14	<p>4月1日 小河内貯水池工事は、法律第55号国家総動員法に基づき、従業員者雇制限令等の諸々の制約に縛られて、労務者の転出による減少を補充するには、非常に困難な状態に立ち至った。</p> <p>7月15日 丹波山村小菅村土地買収案(区域内第三回)を市参事会に提案。</p> <p>8月25日 丹波山村小菅村土地買収案が市参事会で可決される。</p>
1943年 昭和18年10月5日、資金・資材・労務者の不足により、工事中止にいたる。			

3.3.1 小河内ダム建設にともなう移転補償について

ここで、まずダム建設にともなう関係住民への補償の考え方について整理する¹²⁾。

ダム補償は単に水没者の財産の一部を取得するだけでなく、その全生活の根本的変更を求める。そのため、従来から特別な配慮が必要であった。補償問題には、三つの課題がある。

起業地の範囲において、そこで従前生活していた人々の生活をどのように再建するか。

起業地の周辺に住む人々に対して、事業が及ぼす悪影響をどう補償するか。

事業によって被害を受ける地域と利益を受ける地域との格差。

狭い意味における補償の問題は全てに含まれる。の課題の中に「生活権補償」「精神補償」「生活再建措置」があり、本研究では、小河内貯水池建設において行政と住民がどのように関わりをもち、どのように移転補償を行ったかを、これらの観点から分析する。

は事業損失あるいは起業損失といわれるものである。

は、河川工事を行う際、上下流の府県に影響を及ぼす問題であり、ここでは二ヶ領用水問題を中心に分析する。

ここで、上に述べた補償の内容について説明する。

生活権補償

ダム補償はあくまでも財産権に対するもので、個々の物件に対して補償額が決められる。しかし、被補償者は自分の受け取る補償額で生活の再建を図らなければならない。問題となるのは、生活していくために必要な金額と補償として受け取る金額に差があり、前者が後者を上回ることである。その不足分の補償などを含む補償が生活権補償である。

精神補償

被補償者の受ける苦痛に対して、その苦痛を軽減させるための補償。例えば、いまままでその土地で築き上げられた共同体とその文化が事業によって失われることに対する補償などである。

生活再建補償

移転者が生活を再建することを助けるために行う土地取得斡旋、就職の斡旋など行政側が行う措置のこと。

事業損失（起業損失）

ある地点で公共事業が行われることによって、その周辺地域に発生する種々の損失のこと。工事の期間中に起こる騒音や振動の問題、工事完成後に起こる電波障害や日照りの問題、ダムにみられる移転に伴う人口減少の問題など。

3.3.2 小河内ダム建設にともなう移転補償の内容について

小河内ダム建設に伴い、様々な影響が小河内村に生じた（3.2.2 事業認可の遅延による影響を参照）。小河内村の補償について以下にまとめた。

1) 生活権補償について

当時の小河内ダム建設に関する土地買収価格は、「土地賃貸価格より還元の方法」「土地の収益を基礎とする方法」「最近の売買の実例」を総合的に考慮し価格を決めていた。特に「最近の売買の実例」を重視していた。

東京市は、買収予算を立てるにあたり「最近の売買の実例」を参考にしたが、かつての低い予算水準のまま、近年の経済の変動も考慮せず買収予算を編成した。村民は生活の再建のためには十分な金額が必要である。当然、市の買収価格案には満足できなかった。また、事業遅延のため、生活が厳しくなり、村民の所有する土地は荒れ果て、財産は削られ、産業は衰退していった。そのため、住民は陳情を繰り返した。

2) 精神補償について

小河内ダム建設において、被補償者が受けた苦痛は受忍の範囲内として済ませることができるとは軽微なものではない。また、移転により古くから築き上げられてきた共同体の機能を失うことは大きい。そのため、事業の協力者である小河内村に対して極力その苦痛を軽減する姿勢を東京市は示さなければならなかった。小河内村民は悲壮感をつのらせながら、100回を超える陳情を行っている。この面での行政の補償は決定的に不足している。現在のダム建設においてもまだまだ精神補償はしっかりと確立されていない。今後の開発においては、精神補償について、適正な考え方と決定プロセスを示すことが必要である。

ただ、後述するように、小河内ダムの移転補償において、最終的に支払われた「更生資金」のなかに、この精神補償も含まれていると考えることもできる。

3) 生活再建措置

生活再建の基本となるのは、農地および宅地の造成または取得の斡旋である。これにより移転者は従前の生活形態を継続し、十分な農地の取得が可能になり、職業を選ぶ際の苦労が軽減される。小河内村は半農半林の生活を離れ、新しい生活様式に変わるため土地代と移転代だけではとても足りなかった。実際のところ、小河内ダム建設のため、水没する村から代替地に移住し、なかなかその土地に順応できず戦後も窮乏し流転を繰

り返す人々もいた。行政は住民のために移転後の生活再建を補助するため移転先と生活再建費用の補償を適正に行う必要があった。

表3 - 4 小河内村村民の移転先⁶⁾

小河内村	丹波山小菅村	移転先	小河内村	丹波山小菅村	移転先
1		府中町	12		福生村
1		猿橋	2		川崎市
6	3	東京	26		拝島村
3		神戸村千葉	1		増戸村
1		大久野村	2		川口村
6		三田村	2		横山村
8		八王子市	28	1	小河内村
16		元八王子村	1		飯能町
12		小菅村	1		箱根ヶ崎村
20		吉野村	1	27	清里村
11		青梅町	1		熊谷市
7	5	丹波山村	3	1	小宮村
13		檜原村	1		調布村
29		古里村	1		未生村山梨
21	5	豊岡町	14		砂川村
13	1	立川町	1		相原村神奈川
1		横須賀市	1		千代田町千葉
4		元加治村	1		西秋留村
5		昭和村	1		三鷹村
63	2	氷川村	1	1	七保村山梨
19		霞村	362	48	計
1		石畑村			

小河内貯水池関係村民の昭和13年末時点での移転先を表したものが表3 - 4である。東京市は、集団移住の可能な土地として、山梨県八ヶ岳方面を物色し、他県について候補地を探したが、適した土地は見つからず、村民は個々に移住先を決めていった。当時、他府県から移住されてくることは迷惑と感じる傾向があり、結果として東京府内に移るケースが多くなった。

村民の移住に関しては、事業認可の遅延にともなう村民の深刻な窮状が報告されている⁶⁾。村民の移住は、昭和8年春から始まった。村会では、移転先の物色に要する費用を計上し、村民は移住先を決め、土地売買の手付金などを渡したりした。この金の流れが、小河内貯水池の工事遅延のためスムーズに進まなくなり、村も村民も泣くに泣けない悲劇になってしまった。

村民の移住に関して、ふたつの新聞記事を紹介する。

「小河内村民の移住に埼玉県は痛し、満州移民奨励の手前「日陰の村」に春遠し。」

埼玉県大里郡本畠村(200町歩)小原村(200町歩)御正村(100町歩)の小沢村長は交渉を開始したが、実質的に485戸を収容できる耕地面積があるかどうか、悪周施屋が横行しがちであるために警戒に万全を期すこと、不況克服の建前から県民に満州移民を大々的にしている手前、他府県から移住されてくることは、却って迷惑視している感が多い、結論的に困難であった。

しかしながら、同じ埼玉県でも豊岡長方面には、自主的に移住を目指して、積極的に進出したものは、小集団ながら立派に成功を勝ち得たのである。

読売新聞より(昭和12年11月20日)

「拓けゆく大陸「第二の故郷」に、沈む村の視察団帰る。」

更生の地を大陸に求め拓務省・東京府の斡旋で、満州各地の移民団の現地調査に赴いた、小河内貯水池関係村、満州視察団一向46名は、去る10月12日の出発以来、熱心に現地の農耕状態を視察して、10月31日上野駅列車で帰京、直ちに宮城遥拝した後、拓務省高等官食堂で、視察報告会を開いた。

昭和14年5月4日現在、満州国吉林省磐石興隆川・第八次興隆川東京郷開拓団へ、島崎元吉・古谷長一の二世帯が移住することに決定した。

結局は僅かな数であったが、戦後のみじめさを思いあわせれば却って、このような不成績がむしろ、関係村民の運命からみても、幸せということに落ち着いたのではあるまいか。

読売新聞より(昭和13年11月1日)

4) 移転補償交渉の最終的な妥結

昭和12年3月1日の小河内村長の買収価格原案に対する陳情から始まった移転補償交渉は、昭和13年6月6日、東京市と小河内村の間で妥結し、紛争解決の調印を行った。その約1年間、二ヶ領用水の水利紛争のときと同様、小河内村長は、東京市、東京府、さらには衆議院・貴族院にまで出向いて陳情を行った。最終的な妥結においては、小河内532戸に対する更生50万円がポイントとなった。その内容は以下のとおりである⁶⁾。

覚書

東京市長小橋一太と小河内村長小沢市平との間に左記事項の実行に関し申合を為し、覚書を作成し各自壺通宛保有す。

- 一、東京市は小河内村大字 河内所在の小河内村村有林を、東京市において手続きの上買取すること。小河内村有財産諸補償金は可成急速に支払いを為す事。
- 二、東京市は小河内村に対し、貯水池建設に関連して支出を要する一切の公共諸充当の為、金3万を可成急速に支払うこと。
- 三、東京市は小河内村民が移住に基因し計画する神社・寺院・納骨堂・墓地・記念館その他の施設に関し、斡旋の労をとること。
- 四、東京市は小河内村民有志に依り組織する更生互助組合の目的にして移住計画等東京市の意向に合致する場合は、斡旋の労をとること。
- 五、東京市は小河内村民に対して、更生 助成及墳墓の地を去るの哀情を汲み、東京市より金50万円を限度として移住民に対し更生資金を交付すること。ただし、内金5万円は村民の共通的所要費として村民代表者に交付すること。
- 六、東京市および小河内村民は村民移転並びに土地買取等に関する諸事項に付いては今後お互いに誠意を以って協議の上進行を図ること。
- 七、小河内村は本事業に関連する従来の要求陳情等の事柄は一切解消し、尚今後何等の要求陳情等を為さざること。

昭和13年6月6日

3.3.3 小河内住民への移転補償についての考察

小河内ダム建設に伴い、関係村民に様々な影響を与えた(3.2.2 事業認可の遅延による影響参照)。最初に、具体的な影響を調べ、実際のダム建設に対する補償がどのように行われていたか分析する。

生活補償は財産権に関する補償だけではなく、村民がこうむる生活上の不便さや営業権の損害など、それまでの生活が続けられないことへの補償のすべてとして捉えるべきである。3.2.2の事業遅延による影響のところで村民の蒙った損害を列挙した。

1) 小河内ダム建設にともなう損害について

小河内村のダム建設にともなう損害として、文献「受難の小河内」に記載されているデータを示す。これらは、移転にともなう土地の買取等、財産権に対する補償とは異なる考え方で対応する必要がある。

耕作損害

村内耕地180町歩

一反平均年収	50円
この荒廃減	25円
この一ヵ年損害	45,000円

昭和7年諮問答申後五カ年間損害総額 225,000 円

植林損害

- ・植林一カ年平均20,000本
- ・一町歩平均伐木2,000本
- ・この面積一カ年10町歩

苗代植え付け手入れ、下刈り、一本につき掛	30 銭
差し引き一本につき年利	2 銭
この一カ年分金	4,000 円
この五カ年合計損害	20,000 円

交通損害

峯谷付近補助道小河内秩父線工事は墜道 9000 円、墜道より府道間 7000 円計 1 万 6000 円計上し府の補助の元に工事に着手せんとしたるに現水道局より、工事見合わせ一時中止とした後は廃工した。これによる交通損害は莫大である。前記関係より交通支障を来たし損害があった。

- ・小河内村、氷川村間一日交通 250 回（東京市の調査による）

乗車賃（一回）	150 円
乗り合いの場合（一回）	50 円
損害額（250人分）	25,000 円
一カ年総額	9,000,000 円
五カ年間	45,000,000 円

- ・峯谷木炭の生産 三万俵

府道迄 一俵賃	6 銭
トラック運搬の場合 一俵当り賃	2 銭
この一カ年損害	1,200 円
この五カ年損害	6,000 円
上荷（同）	7,200 円

温泉損害

温泉旅館 八戸

交通不便のため減客 一日一戸平均	5 人
八戸 一日平均	40 人
一ヶ月	1200 人
一カ年合計	14400 人
一人当たり利益	1 円
この五カ年損害	72,000 円

耕作衰退より米穀購入費概算

小河内戸数 590 戸

・各戸毎月平均買穀一俵	
氷川より駄賃、一俵につき	30 銭
トラックの場合 同	10 銭
一ヶ月損害	180 円
一ヵ年同	1,416 円
五ヵ年総額同	7,080 円

木炭

年産 七万俵

・一俵当氷川迄運賃	金 6 銭
・トラックの場合 (同)	金 2 銭
年損害	2,800 円
この五ヵ年損害	14,000 円
上荷 (同)	14,000 円

無益頼母子講

総数 3 0 0 本一本平均	金 1,000 円株
この中止にかかわる損害三割	金 30,000 円
以上損害累計	891,280 円

この他に村民が受けた精神的な苦痛は甚だしいものがあった。二ヶ領用水紛争のため、小河内村の住民の受けた精神的被害は甚大であり、これに対する補償は不可欠であるが、すでに述べたように「精神補償」は補償全体においてきちんとした位置づけが与えられなかった。

2) 最終的な妥結における更生資金の意味について

すでに述べたように、移転補償妥結のポイントは、更生資金 5 0 万円である。文献「湖底の村の記録」には、この更生資金について以下のように述べている。

「更生資金の給付ということは、東京市においてはもちろん、我が国においても初めての試みであるだけに、市は慎重にこれを計ったのである。村山・山口貯水池設置に際して市は補償金の外には、僅かな祭祀料を給付したに止まったが、今般は小河内村の特殊事情を斟酌して、半農半林の生活を離れて新しい生活様式に変わる、その不安を解消すべく空前の更生資金を交付することとなった。」

この更生資金は、この説明から考えると、生活権補償を補充し、村民があらたな生活を始めるのに必要な補償にさらに「墳墓の土地を去る精神的苦痛」に対する精神補償も含んでいるものと位置づけられる。そして、上述のとおり、山口・村山貯水池の建設に

おいては、更生資金は与えられなかった。ちなみに、山口貯水池は、二ヶ領問題で小河内貯水池建設が行き詰っていた昭和9年4月18日に完成しているが、5ヶ村345戸が犠牲になっている。山口貯水池の建設において拠出されなかった更生資金が小河内村において市から与えられたことは、この間の工事遅延による小河内村民の苦痛への配慮であると言える。小河内村の村会議員岡部為三はこの更生資金について、昭和13年10月25日付けで以下のように述べている²⁾。

「この市当局の行為は、前例のないものであり、本村の犠牲に対してのみ、払われた代償だったのであります。山口、村山各貯水池築造に当たって、それは行なわれなかったもの、われ等努力の効果として、これを吹聴するのではないが、皆これ、各方面の援助がその実をあげしめたものと信ずるのであります。従って、この交付に至るまでの苦心ある経路と、その交付金の精神を斟酌する場合には、その一銭と雖も軽々に費消し得ないのであります。私は切に村民諸君がこの点の関係を徹底的に認識され、買収資金と共に、有効適切なる用途に於いて、これが運用を為し、小河内村第二の発展の為に飛躍成功を祈るものであります。」

このように、更生資金は、長い間の苦闘に対する市側の配慮として村民に受け入れられるものとなった。

さて村民が受け入れた、この更生資金50万円は、村民にとってどの程度の金額であったのだろうか。昭和12年3月1日、小澤小河内村長は、東京市参事会に提案された最初の買収計画案に対して、そのあまりの金額の低さに呆然とし、憤りとともに東京府知事に上申書を提出している。そのなかの以下の部分は補償金の額について有意義な情報を与える。

(買収案について)「聞くに及び、恐愕口惜く処を知らず、早速村民一般に之を告知致し候処、一同呆然唯々暗然として、己の不運を託ち居る次第にて、実に正視出来ぬ惨たるものに御座候、買収予算は、昭和7年に編成されたものにして、その後財界の変動により、買収価格更正方を、東京市に極力陳情せしも、全く徒勞に終わりたる感ありて、村民の前途全く暗澹たるものに御座候。

斯くの如き価格にて買収に應ぜんか、五指を失って一指残るに過ぎざるも同様、移転後何処へ住み、如何なる方法にて今後糊口を凌がんや、一同天を仰ぎ長大息する有様に御座候。

(中 略)

昭和7年、貯水池問題台頭してより、茲に七星霜、村民は其の間、先祖墳墓の地を追われるの苦悩の極致は、惻惻として哀感の胸に迫り、生業も手につかざる状態にて、其

の為の有形無形の損害は実に百万円以上に御座候。

冀くば何卒本村の実情を、篤と御同情下され、全幅の御同情下され度、奉懇願候。」

(下線は筆者)

切羽詰った村長の訴える感動的な文章であるが、この上申書には、ダム移転補償はどうあるべきかについて本質的な指摘がなされており、生活権補償、精神補償、生活再建措置、その他村民が受けた損害への補償のすべてが述べられている。

特に、最後の下線を引いた箇所は、村民の受けるべき補償総額について言及している。大き目の額を敢えてぶつけているという見方もできるかもしれないが、いずれにしろ村長にとっても100万円という額は、現実的にはかなり大きい額ではなかったかと推察される。

このことを考慮すれば、土地等の買収とは別に更生資金として50万円という金額は、村民としても受け入れられる額であったと言える。また、東京市にしてみれば、すでに二ヶ領用水問題で230万円の補償をしており、それを考慮しても更生資金50万円はかなり思い切った金額であったと思われる。

3.4 戦後の農地改革と移転補償の最終解決

戦争のため工事中止となった小河内ダム建設であるが、1945年8月の終戦により、新たな局面を迎える。強力な国家権力のもとにあった国民は、戦後の民主化のなかで自分たちの権利を明確に主張するようになった。

戦争末期、小河内村には水没予定地の村民が戻り、都市部からの疎開者も多く移住していた。村内の農地も耕作され、実質的にはダム建設計画前に戻ったようであった。この状態から、占領軍による農地改革を背景に、小河内村民は農地の返還を求め、小河内ダムの建設反対運動が開始された。

戦後の農地改革から移転補償の最終決着、工事再開から竣工までの第三期の年表を以下に示す。ここでも記述事項の末尾の番号は、表3-1の文献の番号を表す。

表3-4(その1) 小河内ダム建設をめぐる年表3

年号			多摩川の歴史	
時代	西暦	元号	行政	住民運動
	1946	昭和21年	10月21日 自作農創設特別措置法が公布された。 12月27日 農地委員会が発足する。	
	1947	昭和22年	7月9日 東京都知事、小河内在住者17名に対し、「地上物件移転契約の確認について」を送付。	1月25日 小河内貯水池対策委員会(第1回)を小河内国民学校にて開催。貯水池建設再開絶対反対を満場一致で決議。 7月 都知事の「地上物件移転契約の確認」に対し、対象村民は、連署で、契約履行不可能、受領金の返納を回答。
	1948	昭和23年	2月26日 東京都知事安井誠一郎より農地買収計画に対して異議申し立てがある。	2月16日 小河内村農地委員会が開催され、自作農創設特別措置法の規定による農地買収計画決定が可決された。 これにより、貯水池建設反対の運動が口火を切る。 3月17日 農地買収計画に対して東京都知事が提出した異議申し立て文に対して、小河内村農地委員会は要求を認めなかった。「政府において買収することを相当と認める。」

表3 - 4 (その2) 小河内ダム建設に関する年表3

	1948	昭和23年	<p>3月29日 東京都知事が、小河内村農地委員会が行った異議決定に対して、不服であったため、自作農創設特別措置法および訴願法により、訴願した。</p> <p>4月20日 農地解放問題は、東京都農地特別訴願委員会に移され、現地の小河内村で開催された。「湖底の村となるか農地解放か」の死活問題となるため、地元野村村長以下1千名以上集まった。訴願書は全委員一致で却下された。全住民の感激は筆舌に尽くせぬものがあった。</p> <p>4月28日 都議会で、10億円の追加予算が可決され、その中に「小河内貯水池再開費として6千万円」が決定される。東京都が小河内貯水池工事再開を正式に決定。</p> <p>4月30日 東京都予算都議会が開催された。小河内村、丹波山、小菅村の3村長が、「小河内貯水池工事に関する請願書」を都議会に請願するも不採択と決定された。</p> <p>4月2日 東京都知事の訴願書に対して小河内農地委員会が東京都農地委員会委員長に弁明書を提出した。</p> <p>5月3日 野村喜祐村長以下30名は腰弁当を持参し、バス及びトラックにて上京。安井都知事・石原都議会議長に会見し、貯水池建設反対の陳情書を提出する。</p> <p>5月7日 東京都は、東京都農地委員会に対して、3月29日に提出した訴願を取り下げを願う。これにより、区画整理等指定委員会において当件が審議されるべきことを述べる。</p> <p>5月11日 小河内貯水池対策委員会委員長である野村村長が、東京都知事、東京都議会議長に陳情書を提出。</p>
--	------	-------	--

表3 - 4 (その3) 小河内ダム建設をめぐる年表3

	1948	昭和23年	<p>5月22日 東京都農地指定委員会が開催され、小河内村から野村村長以下30名上京し、土屋青年団長より西多摩各青年団署名の陳情書を都知事に提出した。 当日の指定委員会は、相当論議されたが、審議未了で散会。</p> <p>6月3日 対策委員会常任委員会を開き、東京都主催の「小河内貯水池用地協議会」に出席すべきか否かを協議した結果、野村村長・土屋議長・原島農地委員長3名の出席を決定した。</p> <p>6月7日 都当局は、東京都土地区画整理施工地区等指定委員会に臨むために「小河内貯水池用地協議会」を開催した。参加者は、都側が知事以下多数、小河内村側は村長以下5名。</p> <p>6月8日 東京都土地区画施工地区指定委員会が開かれ、最後の決が下される。野村村長ひとりが地元代表として出席した。 (昭和22年11月26日付けの農林次官・内務次官・戦災復興院次長の三次官通達にもとづき、小河内貯水池用地は国有地として5年間保留と決定され、村民はまたもや戦前と同じ不安定な状況におかれる。)</p> <p>7月15日 東京都において、「貯水池用地対策委員会」を設置し、その規定を定めた。 用地問題の核心である諸補償問題及び関係村民構成対策に関し、委員会・世話人会・交渉委員会・幹事会その他協議会を重ねた。</p> <p>11月8日 「移転補償別について」を都案として用地対策委員会で決定する。</p> <p>12月2日 東京都農地委員会が、村に事前の連絡もなく、ダム工事に必要な熱海地区耕地33反余歩を、国による用地買収計画の除外地区としての指定を可決決定した。</p>
--	------	-------	--

表3 - 4 (その4) 小河内ダム建設をめぐる年表3

	1948	昭和23年	<p>12月8日 「物件移転料その他諸補償基準について」を都案として用地対策委員会で決定する。</p> <p>12月15日 西多摩郡選出の都議会議員、木崎茂男・中村正・宇津木啓太郎・都農地委員萩原義男・羽村五作・森田幸造の各氏が来村し、貯水池問題と関連して農地問題について協議した。(村民への同情と貯水池の必要性についての説得工作)</p> <p>12月20日 小河内農地委員会が、都の農地委員会に向けて、農地調整法施行規則第39条の規定によって農地委員会の全員の辞職承認申請書を提出。(12月2日の都農地委員会の決定のやり方に抗議)</p>
	1949	昭和24年	<p>1月12日 関係村民移転更正対策を、用地対策委員会で決定する。</p> <p>3月3日 東京都貯水池用地対策世話人は、小河内村と会合をもち、村側より中学校建設助成と村財政助成の申し入れをした。</p> <p>3月15日 小河内小学校にて、小河内貯水池対策委員会を開く。</p> <p>3月28日 都貯水池用地対策委員会の村側委員として、野村村長が自分を含め8名の推薦を独断で行う。</p> <p>4月7日 小河内貯水池対策委員会で、農地委員の全員辞任は全員留任と決定された。</p> <p>4月13日 小河内小学校で村の対策委員会を開催する。都貯水池用地対策委員会への推薦を、村の対策委員会の了解を得ず、村長が独断で行ったことが大きな論議となり、委員長(野村村長)副委員長(土屋議長)の辞職を決定。</p> <p>6月1日 後任の村長選挙が実施され、助役の原島甚慶氏が無投票で当選。</p> <p>7月6日 西多摩郡選出都農地委員が小河内村に来村し、村の関係者と懇談。貯水池対策委員長に島崎利八氏に決定。</p>

表3 - 4 (その5) 小河内ダム建設をめぐる年表3

	1949	昭和24年	<p>7月18日 小河内小学校において、村の貯水池対策委員会を開く。翌19日の都貯水池用地対策世話人会に出席する代表を決める(委員長他15名)</p> <p>7月19日 梶村の建設事務所にて都貯水池用地対策世話人会が開かれる。(この世話人会への出席に村の代表者たちは不満であったが、地元の都議会委員・都農地委員の熱心な斡旋によって傾く)</p> <p>9月3日 東京都が世話人会を開き、中学校建設の村の案を図表により説明する。(移転による補償交渉への道へ傾く)</p> <p>10月19日 小河内小学校において、貯水池対策委員会常任委員会を開く。都側の関係者も出席し、移転に関する踏み込んだ議論へと入る) 貯水池築造にともなう移転問題は、現段階では必至の情勢に至ったことを認め、村の一般委員会に報告し、今後の対応を協議することに決定。</p> <p>10月23日 小河内貯水池対策委員会において現在までの常任委員会の経過を報告。移転買収への対応措置をとることを決める。</p> <p>11月15日 小河内村役場において、都の貯水池築造による本村の都に対しての「諸補償基準」が成案される。(移転買収に応ずるしかないという諦めムードが大多数であった)</p>
	1950	昭和25年	<p>2月16日 小河内中学校において、小河内貯水池用地に関して、協議会が開かれた。都側出席者、副知事他12名</p> <p>4月21日 小河内貯水池用地に関して、再び協議会が開かれた。</p> <p>6月8日 都側と村側の関係者によって補償問題交渉会が開かれる。</p>

表3 - 4 (その6) 小河内ダム建設をめぐる年表3

			<p>6月24日 氷川町桧村、小河内貯水池建設事務所で補償交渉会が開かれる。</p> <p>8月4日 小河内貯水池補償問題大懇談会が、小河内中学校にて開会される。</p> <p>12月18日 西多摩地方事務所所長室において、地元都議会議員会見懇談会が開かれる。</p> <p>12月25日 小河内貯水池対策委員会が小河内中学校において開かれる。</p>
1951	昭和26年		<p>1月25日 小河内貯水池対策委員会が小河内中学校において開催される。</p> <p>2月14日 野村村長・島崎委員長等は東京都水道局給水課長室において、地元選出都議会委員と会見する。</p> <p>2月15日 村の貯水池対策委員会を開催し、都議会議員による補償額を一応確認し、都議に回答することにする。</p> <p>3月27日 東京都水道局において、交渉会が開催され、「覚書」調印の件で論議が交わされたが、調印することができず、村の対策委員会に諮って回答する旨を約束して帰った。</p> <p>3月28日 河村大助先生、木崎友成都議に会見し、補償問題及び更生問題の善後策について懇請した。</p> <p>3月29日 河村大助先生に、「覚書」に対する態度を協議した結果、一応ここで線を引くよう結論に達した。</p> <p>8月17日 小河内村村民移転補償問題は、氷川町桧村の小河内貯水池事務所において、歴史的な調印式をあげた。</p>
1957年(昭和32年)			7月21日 小河内ダムが完成する。

戦後の農地改革にともなう小河内村の村民のダム建設反対運動が、移転交渉が進められるとともに崩壊していく過程が、この年表から読み取ることができる。

3.4.1 戦後農地改革と小河内貯水池問題

1945年8月15日、ようやく戦争が終わり、その後数年の混乱期に入った。終戦後の日本経済の再建には、農業生産の回復と食料増産が最優先に考えられた。1946年（昭和21年）10月21日、法律第43号をもって「自作農創設特別措置法」が公布された。この法律の第1条には、目的として、「耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速かつ広汎に創設し、又、土地の農業上の利用を増進し、以って農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進を図ることを目的とする。」と記されている。

この「自作農創設特別措置法」は以下の点を主な内容としている。

- 1) 不在地主の全小作地、在村地主の一町歩以上（北海道は4町歩）の小作地を2年以内にすべて解放する。
- 2) この解放は、地主、小作の直接交渉ではなく、国家が直接買収して小作人に売り渡す。これを実際に担当するのは農地委員会とし、その構成は、地主3、自作2、小作5とする。
- 3) 改革以前に行われた地主の土地取り上げについては、さかのぼって買収できる。
- 4) すべての農地の移動については、市町村農業委員会のきびしい監督が行われる。

さて、すでに述べたとおり、戦争末期には、小河内村には水没予定地の村民が戻り、都市部からの疎開者も多く移住していた。村内の農地も耕作され、実質的にはダム建設計画前に戻ったようであった。

このような戦後の小河内村において、農地改革の動きが始まったのである。東京都（1943年〈昭和18年〉7月1日都制施行）は、「自作農創設特別措置法」に言う「不在地主」の立場とみなされ、小河内村に設置された農地委員会は、国に農地を買収させ、水没予定地の農地を自分たちの農地として取り戻そうとした。それに対して、東京都は、小河内ダムの建設再開を主張し、工事予定地からの村民の移転を進めようとする。ここに、戦後の小河内ダム建設をめぐる新たな対立が始まる。

工事再開に対する東京都内部の意見としては、将来の人口増加に対応するため引き続き実施することが有利であるという考えと、敗戦直後という異常な状況のなかでダム建設は国力消耗以外のなにものでもないという考え方があった⁵⁾が、既定の方針どおり工事再開を推し進めることとした。表3-4の年表に示したとおり、1948年（昭和23年）4月28日の東京都議会において10億円の追加予算が可決されたが、その中に「小河内貯水池工事再開費として6千万円」が決定されている⁶⁾。

3.4.2 農地改革にともなう住民運動の経過

昭和23年4月1日の段階で、小河内村貯水池対策委員会の調査では、全村の世帯数502世帯、人口3,366人であった⁶⁾。このなかには戦時中の疎開者、帰村者、満州引き揚げ者も多数含まれていた。戦前の補償対象世帯数が532世帯であることを考慮すると、小河内村には、ほとんど戦前と同数の村民が居住していたと言える。

1) 戦後の貯水池反対運動のはじまり

戦前の小河内村民は孤立無援の運動をしていた。しかし、戦後、昭和23年5月23日には、下流の西多摩連合青年団が東京都知事に対して小河内村に関する陳情を行った。

「農地改革法の生誕は、これら村民（小河内村村民、筆者）に一条の光明を与え、東京都水道用地買収を遶って凶らずも、貯水池問題再燃の端緒たらしめたものと考えられます。 (中略)

我等西多摩青年は郡内一村の窮状、見るに忍び得ず現下の社会状勢に於いては、小河内貯水池築設は絶対に反対であります。」

この下流村民の陳情書に接し、同5月、小河内村民は申合事項に署名捺印する。申合せ事項の最初は次の事項となっている。

「一、私共の窮状を御察し下さった西多摩郡下各町村長各位、茲に郡下青年団長各位の御同情に応うる上に於いても、断じて墳墓の地を去らず、祖先の骨を抱いて死守いたします。」

こうして、農地改革を追い風に小河内村民は、貯水池建設反対に立ち上がった。

2) 小河内ダム建設反対運動の経過

農地改革に端を発した小河内ダム建設反対運動は以下のような経過⁶⁾をとった。

土地そのものは、戦前、貯水池用地として東京市が買収したため所有地である。

東京都は農地調整法によって、都が不在地主の立場に置かれる。

東京都は、村民に対してかつての契約の履行のために立ち退きを迫る。

村民は、工事中止から6年間も放置していたため、東京都に対して不信感を抱いており、また戦後の民主化という社会情勢の変化を背景に断固立ち退き拒否を決定。

村民は自作農創設特別措置法にもとづき、実耕農地の買収を小河内農地委員会に提出し、同委員会は農地買収計画を決定した(1948年2月16日)。

それに対し、東京都は異議を唱え、小河内村農地委員会へ異議申立書を提出したが、却下された(3月17日)。

そこで、東京都知事は、異議申立却下に承服せず、東京都農地委員会へ異議決定不服の訴願書を提出した（3月29日）。

この訴願書は、東京都農地特別訴願委員会に移された（4月20日）。都知事の訴願書は、全委員一致で却下された。

東京都知事は、訴願書を取り下げ、別途、区画整理施行地区等指定委員会で処理することにする。都所有地の処理問題は、「農地として解放すべし」という地元村民と「あくまでも工事再開の必要有り」という都側とで対立し、三次官通達で処理されることになる。

その結果、東京都土地区画施工地区指定委員会が、国有地として「5年間保留」という決定をくだす。（1948年6月8日）

しかし、小河内村は、丹波山村・小菅村で農地が耕作者に渡っていたため、問題解決とはみななかった。

さらに、都の農地委員会は、小河内村に事前の連絡もなく、ダム工事に必要な熱海地区の耕地33反余歩を国による用地買収計画の除外地区としての指定を可決決定した。（1948年12月2日）

小河内村の農地委員会は、都農地委員会の一方向的やりかたに不信感を抱き、委員全員の辞職承認申請書を提出（1948年12月20日）。しかし、その後、貯水池対策委員会で全員留任と決定（1949年4月7日）。

その後、東京都は、貯水池用地対策世話人会や協議会を主導的に進め、小河内村村民もそこへ取り込まれていく。（1949年7月以降）

小河内村貯水池対策委員会は、1947年1月25日に第1回委員会を開催し、「貯水池建設絶対反対」を決議し、闘ってきたが、1949年10月19日、その常任委員会が、貯水池築造にともなう移転は必至の状況になったと認識し、以後、移転補償へ大きく傾斜していく。

その後、貯水池建設にともなう移転補償の交渉が積み重ねられ、1951年8月17日、補償問題は解決。小河内貯水池事務所内において歴史的な調印式をあげる。

3.4.3 戦後の小河内ダム建設をめぐる行政と住民の動きについて

1) 小河内村民に見る戦前と戦後の断層

戦前の昭和6年6月、東京市水道局の関係者から小河内貯水池の建設を打診されたとき、時の村長小澤一平氏は、「一村がその墳墓諸共湖底に沈むということは古今類例が無い。しかしながら帝都の御用水のため、我等が犠牲となるのは最も意義ある光栄あるもの、我等一代にも二代にもかかる仕合せは再び起る筈がない」と皇国日本への献身的な思いを込めてこう主張した。

しかし、戦争に負け、混乱のなかで占領軍による民主化が進められているさ中、小河内村の村民は、小河内ダム建設反対にどのような主張を明らかにしたか。昭和23年4月20日、小河内村青年団長土屋高則は300名署名の歎願書の中で、以下のように言明している。

「無惨なる祖国の敗戦は未曾有の民主革命を齎し、終戦後茲に三星霜を閲して、世は混乱動揺の坩堝と化している。

曾て三千年無窮の伝統を誇った封建隷属の諸制に構成された国家は、大きく転傾しつつある現情である。

不磨の大典と謳われた欽定明治憲法は、我等国民の夢寐にも想到しなかった、民主新憲法に装いを一変し民法・刑法等々諸々の附属法規の改廃は、実に広汎であり今や祖国は世紀の大維新に直面しているのである。

就中農地革命は多年に亘る我が国農民の奴隷性、非自律非能率的な不合理性を一挙に放擲せんとする、瑞穂の国を以て自讃自称して来た農本国日本の最重大なる、一大革命といわなければならない。思うに革命に紛乱軋轢は附随したものである。」

(下線は筆者)

戦後の民主化に伴う農地改革の勢いによって、小河内村を奪還するという意気込みが迫ってくる文章である。

しかし、小河内ダム建設反対の運動は、戦後の農地改革のための法律「自作農創設特別措置法」とそれに関連して、連合軍総司令部天然資源局農業課長の指示により日本政府が発した三次官通達によって追い込まれ、やがて末すばまりとなっていた。

2) 農地改革にともなう住民運動の経過についての考察

3.4.2の一連の経過を見ると、東京都の工事再開と小河内村のダム建設反対運動は、両者とも自作農創設特別措置法やそれにもとづく委員会などによって進められていった。戦前の陳情・請願などの行動はほとんどなく、法律にもとづく決定が基本的な進路となった。行政組織の役人の温情主義や人間的な考慮を期待した戦前の体制と異なり、法律という合理的なシステムで紛争を解決していく第一義的な手段となったのである。また、運動を指導すべき小河内村長にも、戦前の小澤一平氏ほどの使命感は見られない。

戦後の民主化運動のなかで気炎をはいた小河内村の村民も、最初のころは優勢であった。しかし、法律にもとづく手法では、東京都という行政組織の方がはるかに勝っているのは当然である。訴願を取り下げた東京都が、別途、区画整理施行地区等指定委員会で処理することにし、国有地としての「5年間留保」の決定を得てからは一方的な展開となり、貯水池用地対策世話人会や協議会を主導的に進め、小河内村村民もそこへ取り

込まれていった。そこには、都との交渉に応じたい村民の分断や、村の中学校建設の助成への申し出など、都側の巧みな誘導が目につく。この流れを振り返ってみると、区画整理施行地区等指定委員会への処理が東京都と小河内村の対立の分水嶺となっていることがわかる。

参考文献

- 1) 小河内村貯水池対策委員会(1936): 受難の小河内, 金子文庫
- 2) 小河内村役場(1938): 小河内村報告書, 金子文庫
- 3) 東京市役所(1938): 小河内貯水池郷土小史, 金子文庫
- 4) 東京都水道局(1960): 第二水道拡張事業誌, 前編
- 5) 新多摩川誌編集委員会(2001): 新多摩川誌, (財)河川環境管理財団
- 6) 奥多摩湖愛護会(1982): 湖底の村の記録
- 7) 東京市水道局(1936): 小河内貯水池に関し多摩川水利上の係争問題について
- 8) 茂木耕三(1937): 小河内を拾う, 金子文庫
- 9) 瀧沢七郎(1937): 小河内貯水池は再検討を要する(意見書), 金子文庫
- 10) 高橋三郎(1939): 東京小河内貯水池に対する批判, 金子文庫
- 11) 東京都総務部総務課(1947): 第二水道拡張事業特に小河内問題に関する調査, 東京都
- 12) 華山 謙(1981): 水没補償と生活再建のありかた, ジュリスト増刊総合特集 NO. 23, 水政策の課題と方向
- 13) 朝日新聞社(1975): アサヒグラフに見る昭和の世相(2) 昭和6~8年
- 14) 朝日新聞社(1975): アサヒグラフに見る昭和の世相(3) 昭和9~11年

第4章

多摩川裁判をめぐる住民運動の分析

第4章 多摩川裁判をめぐる住民運動の分析

はじめに

この章は、多摩川水害裁判そのものについての法理論的な意味付けや評価をするものではない。あくまでも、多摩川の水害やそれに伴って起こされた裁判が流域の人々にとってどのようなものであり、全国的にはどういう意味があったのかを、当時関係した人々や、現在多摩川の問題について活動している方々を中心としたヒヤリングや関係資料をもとに構成したものである。

4.1 多摩川とのかかわり

ステイクホルダーとはどの範囲をさすのか、よく話題になるが、川との関係の場合、あとで「多摩川と加治川」の項で述べるが、都市の川と地方の川とでは趣を異にするだろう。

筆者の場合を述べよう。水害のあった狛江市の建売住宅や分譲は、小田急電鉄によって昭和29年に契約されたようであるが、筆者が多摩川流域住民として暮らしていたのはそれ以前からであった。

東京の西端を流れる多摩川は、今日でこそ隅田川と競うほどの「東京の川」として自負するようになってきたが、昭和30年以前は、誠に素朴な流域のたたずまいを有する川であった。当時、東急目蒲線の沿線に住み、自家用車もテレビも普及していない頃の幼児の楽しみといえば、もう閉園になってしまった多摩川遊園地、多摩川の花火が定番であった。少し改まった買い物があれば、近くを通る渋谷行きバスを使って東横百貨店に行くのも常であった。その地域の日常的な子供達の遊びの範囲は、サレジオ教会、円融寺、洗足池、東京工業大学の時計台が見える範囲位までで、その範囲のなかに自分たちが通う小・中学校が含まれていた。周辺の家々は、若い役人、若いサラリーマンの平屋1戸建が多く、近くに小さな商店街があり、同じような小さな子供達をかかえていた。少し離れた洗足池方面へ行くと、お金持ちの家が並んでいたのを記憶している。

当時は、「流域」はもちろんのこと、「川」や「水」だとかいう概念は普通の住民感覚では話題にされることはごく少なかった。しかし、当時、東京の23区内においても、田畑が展開しているところは珍しくなく、小川が流れ、メダカやオタマジャクシをみることは全くふつうのことであった。筆者自身は、その後神田川やら荒川、隅田川流域へと居を転々としたが、親兄弟はもっと上流へと転居したが、多摩川流域に住んでいる。たとえ「流域住民」という意識はないにしても。

現在、東京で、昭和20年から東京に住み続けている人は、わずか0.4%といわれて

いる。地方では、30年以上住みつづけても「よそ者」といわれるが、そういう観点からすると、東京は「よそ者」の世界であり、東京を流れる多摩川流域に現在住む人々もそのほとんどが「よそ者」となる。一方、だから住みやすいという面も持っており、東京も多摩川沿川もその変貌は大きい。

4.2 多摩川水害から30年

4.2.1 水害から訴訟まで

おりしも今年、昭和49年に起こった多摩川の水害から30年目にあたる。水害で流された1軒の家庭をモデルとした、山田太一脚本のドラマ、「岸辺のアルバム」が放映された時、その家の長男の大学生を演じた国広富之が、今では大学生を持つ親の役を演じるのを見るにつけ、月日の経過を感じさせる。

昭和49年9月1日～3日にかけての多摩川の水害は、特に2日に狛江市沿岸の家々が流され、その様子が新聞やテレビに全国的に紹介され、大きな注目を浴びた。特に、一般家庭にまで入りこんだ現場の実況中継は、色々な面で見ているわれわれの心を打った。われわれがこれまで見聞きしてきた水害（土石流も含めて）とは全くおもむきを異にすること。1度に大きなエネルギーをもって破壊するのとも違う。その場合、われわれが知りうるのは、災害の爪あとであり、被害の結果が大部分である。しかし、多摩川の水害は違った。東京という大都会の住宅地で、大勢の人達が周辺に集まり、また、全国の人が注視するなかで、まるで撮影でも見ているがごとく、多くの報道陣、カメラ、機動隊などが取り巻くなかで、ゆっくりゆっくりと起きていること。そして、誰も何もなしえないこと。「誰か、何とかしないのか」、「何とかならないのか、技術大 国日本よ!」、「これでいいっていうの?」という気持ちで、拳を握りながらみていたものである。

1) 技術のアンバランス

技術が発達するにつれ、その発達分野のアンバランスを感じさせられる。時を経て、技術が進歩すればする程、それは顕著となる。

冬の凍てつくワシントンのポトマック川に航空機の事故にあった乗客が投げ出された。一人一人、救助のヘリコプターが救い上げるが、後に回された人ほど力つき、一人一人と沈んでゆく。その出来事は、全米はもとより、グローバルに中継された。「あ、また女性に先をゆずった紳士が沈んだ」と、多くの感銘とやりきれなさを感じたものである。地球の裏側からでも、今何が起きているか、見聞きできるのに、命を救えないことに腹立つのみ。

さらに、印象の強く残っている例がある。荒天のエベレスト頂上近くから、遭難死を前にニューヨークの家族と別れの電話をした話である。彼は有名登山家であったが、商

業ベースで客を募ってチームを組み、そのリーダーとして責任ある立場であった。何度も誘って連れてきた客が動けない。その客を残しては彼1人下山はできない。彼自身余力があっても一緒に凍死するのであるが、ニューヨークと話しは出来ても誰も助けられない。この実話の人間ドラマとしての感動とは別に、一方の技術だけ進歩することは、なんて残酷なことだろうとも思い、技術のアンバランスを悔しがったものである。

2) 被災者

被災者のお一人である横山十四男氏のお話によると、狛江市の流された家々は、昭和30年に小田急電鉄が建売住宅を売り出したところだそうである。当初35軒、12坪の平屋であった。6倍の抽選に当たったのである。流されるまでの19年間に増改築を繰り返した。そのうち、横山氏宅を含め、流されたのは、そのうちの19軒であった。

昭和49年に被災して、訴訟が51年であるから、その間、河川局長なども訪ね、建設大臣に要望書も出し、調査技術委員長宛に質問書を出し、参議院建設委員会傍聴など、関係各方面に折衝、会見、要望に努めた。

被災者の会は、9月5日には結成されて、10月6日に総会を開き、武田 孝氏が会長となり、吉澤四郎氏が事務局長をつとめることとなった。

後に訴訟の中心的代理人をつとめることとなる高橋利明弁護士は、彼が当時抱えていた新潟の加治川水害裁判にも大きく関係することもあって、9月7日に現地にかけている。

3) 提訴への道

会合を重ね、関係分野への要請などの活動を通じて、8月31日に1周年のつどいをを行い、提訴を決断するにいたる。10月19日には原告団結成大会が催されたが、提訴への決断をさせたものは何であったのか。

それまでは、任意の交渉によって補償請求をしていこうということだった。その方法で解決可能ということは、被災当時から人災説が主流であったからである。建設省と被災者は折衝を重ねたが、建設省としても、いくら被災者から要請されても、それだけでは予算化は無理である、そこで、むしろ建設省の方から提訴してほしい旨の申し出があったという。いくら建設省として払いたくとも、払ったら会計検査などで問題にされる恐れあり。お役所らしい発想で、何らかの客観的、法的基準がほしい、というのである。税金を使う根拠が必要である。このことは、当時の増岡河川局長やら調査技術委員会委員の渡邊隆二氏ら、少なからぬ関係者が指摘しているところである。

加えて、建設省関東地方建設局が設定した、多摩川調査技術委員会の報告発表が昭和50年7月11日にあったことは大きい。

この委員会は、水害後間もなくの9月10日に作られた。元関東地方建設局局長の梶

谷薫氏を委員長とし、副委員長に元建設技監の渡邊隆二氏が就くなど建設省が主体で、委員のなかでは、東京大学教授（当時）の高橋裕氏のみが役人経験のない委員会であった。多摩川水流の迂回の原因となった宿河原堰の関係もあってか、農林省から2人入っている。

この委員会は、渡邊隆二氏（河川オーラルヒストリー、戦後の水害と治水事業（昭和20年代～昭和40年代、社団法人日本河川協会）や高橋裕氏などの話によれば、この委員会はこういう方針で、ということはなく、白紙でということ、河川局としての指示がなかったのも珍しい。（普通は建設省が負けては困るというのが、陰に陽にあるというが）

その理由には、宿河原堰の問題があったことが大きいと思われた。農林省の作った堰がそもそもけしからん。しかし、河川工作物として建設省（元の内務省）が認可したものは建設省の責任（しかし、政治力などで認可させられた、という被害者意識が建設省にあり）、という二律背反もあったが、大勢は、はっきり言ったほうが良いというムードが支配した。それは、委員の公平な評価に加えて、建設省内でも「堰がけしからぬ」という意見が優勢であり、結果的に「人災説」に繋がったのであろう。

12月に中間報告を出したが、この両者の問題は、報告書にはほとんど触れられることはなかった。この委員会は「責任問題」について検討する場ではなかったということであるが、これからつづく裁判上、責任問題を云々するうえで、原告、被告双方が評価し、双方にとって有力な資料となっていく。51年7月には報告書が出たが、双方が評価し、委員は双方から証人として出るきっかけとなった。

この「多摩川災害調査技術委員会報告書」（建設省関東地方建設局、昭和50年）は、裁判にあたって、原告側が甲第一号証として提出している。

「人災か天災か」についても、世間の常識では誰の目にも人災で決まりだが、専門家に言わせると、とてつもない大地震でもないかぎり天災だけということはない、多くは、人災でもあり、天災でもあるという。あるいは、その比率が6対4とか、5分5分とかになる。しかし、裁判では、黑白つけねばならないから、原告側が勝つ時は人災、負ける時は天災ということになる。

「水害から人を遠ざけたものは」について、渡邊氏は、小河内ダムだという。小河内ダムが災害の頻度を減らし、中洪水くらいまでなら飲みこんでしまう。30年に1度、50年に1度くらいの洪水しか下流に来ないことが、川の怖さを忘れさせてしまったと述べている。行政側もきめ細かな管理から遠ざかってしまったという。ほどほどの災害がほどほどにやって来るのが良い、ということか。

4.3 裁判

新潟の加治川水害裁判にたずさわってきた高橋利明弁護士をして“これなら勝てる”と思わせた裁判は、昭和51年2月11日、「多摩川水害裁判決起集会」を経て同日東京地方裁判所に提訴された。これ以後、最終的決着まで、水害から18年、提訴から16年間の闘いが延々と続くことになる。

4.3.1 第一審

この裁判がかくも長期にわたることになるろうとは、第一審が3年弱という短時間に終わったため、予想されることはなかった。短期化に役立ったと思われるのは、1)人災という国民的認識があったこと、2)生々しい被災経過のビデオや現場検証など、ヴィジュアルな面に訴え、立証が先行したこと、3)証人が双方1人ずつというしぼったやり方がとられたこと、などがあげられる。

さらに、エネルギーにことは運び、論点として、「責任論」と「損害論」をまとめて出している。

1) 損害論

「損害論」は、損保方式を取り入れた。損保協会、保険会社に資料をもらい、評価した。難しい個別立証を避け、原告団間のバランスを保ち、統一的にやる方法をさがした。原告の中に保険会社関係の知識のある人がいて、ヒントを与えてくれた。また、他の原告の中には契約書から全部銀行に預けている人もいたし、家を建てて2～3年で、当時の原価のわかる人もいたことは大きい。

判決では、損保の考え方がそのまま通った。他に方法がなかったのは、裁判所とて同じだったからだろう。

2) 責任論

「責任論」については、前述のように、甲第一号証の多摩川技術調査委員会の報告書によるところが大きい。災害経過についてもそこに記述されていたから、事実認定において時間をかける必要がなかった。

3) 予見可能性

「予見可能性」については、昭和40年にも水害があったが、それをどうみるか等について、委員間にニュアンスの違いが見られ、非常に記述が慎重であった。

というわけで、「一審はものすごく早かった」(篠原弁護士)そうである。

4) 梶谷証言と高橋証言

証人は原告、被告側とも各1人ずつ立てた。原告側は委員会から、高橋裕氏を、被告側からは委員長の梶谷薫氏が証言した。

高橋氏の証言は、基本的に報告書の線に沿ったものであり、梶谷氏の証言は、「かけのぼり現象」(小堤防の崩壊が上流側へ拡大した現象)と迂回線の発生の可能性について、「わからない」ということで、理論や自説を展開したということはない。

高橋弁護士は、このことについて、「現場の技術者は、管理者の立場でみると、(1級河川)109の水系や何千とある堰の危険性については、災害が起きてみないとなかなかわからないという実感であろう。 学者の立場で考えると、やっぱり色々問題があったな、ということと比較的いいやすい。 そういう傾向の発言になるというのはやむをえない」と語っている。

当時より昔(昭和20年代)の頃の方がむしろ実務家と学者の交流が非常に大きかったが、だんだん分化してきたとも述べている。さらに、原告側弁護団は、高橋証言については、当時東京中央で住民につく学者が生まれないなかで、立派で、例外に属すると評価している。

多摩川の場合は、非常にタイミング良く、調査技術委員会の報告があり、それが人災を示唆するものであったが、行政に不利になるような報告書を、行政が出すなどということは、はじめてであったに違いない。“多摩川の水害の責任は国にある”ことに大きな力となったことは間違いない。どの裁判でも、「裁判所の心証」が重視されるが、調査委員会の報告書は、その心証を十分動かすに足るものであったことは、筆者が調査した双方の関係者全員が共に語っているところである。

4) 一審勝訴

判決、昭和54年1月25日。原告側全面勝訴。和解期日(国側拒否=判決前の和解は国の機構上問題だという説もある)などを除くと、実質審理はわずか2年という短さであった。ふつうは、事実関係だけでも多くの年月が費やされることが多い。そこにも調査報告書が役立っている。他の災害事件に比して、非常に恵まれていたといえる。

4.3.2 長期にわたる控訴審

第一審の原告側前面勝訴は、世論や各新聞社の社説によって概ね支持された。しかし、裁判結果は、特に国の責任を問うものであればなおさら、これからの社会のあり方に大きな指針を与えるという影響をもつものであり、勝敗だけが大事なのではない。どちらの言い分がどれだけ通っているかが、大切なのである。

第一審において、原告側全面勝訴であるなら、被告側（国）の全面敗訴である。

「一審判決の時点では、全国の水害訴訟では（国の）全敗というケースはないんですから」（高橋利明弁護士）とのことである。

建設省は当時、全国に多くの水害訴訟（当時43の水害裁判があったといわれる）を抱え込んでいたことであろう。昭和47年に全国的に起こった水害で、各地から提訴が起こったことも大いに影響しているであろう。「これでは治水行政はやれない」と言うことであろう。

（注：昭和47年7月豪雨：死者421名、行方不明者26名、全壊2977棟などの被害を出した。7月3日から6日にかけて、黄海から日本海北部に進んだ前線を伴った低気圧に向かって温湿気流が流れ込んだため、九州と四国で雷を伴った局地的な大雨が降り、この期間の降水量が500mmから800mmに達した所があった。このため大規模な山崩れがけ崩れが発生し、熊本県姫戸町で122名、高知県土佐山田町で61名の死者、行方不明者が出た。

7日から9日は、北日本にあった梅雨前線上を低気圧が次々と通過し、北日本で大雨となった。青森県と秋田県の河川の氾濫による浸水害が多発した。

9日から13日にかけて梅雨前線が南下し、本州南岸から四国、九州北部付近に停滞した。また、日本の南海上に台風第6号、7号、8号があり、これらの影響で梅雨前線の活動は活発隣、西日本から関東地方南部にかけては、400～600mm、山間部の多いところでは1,000mm前後の大雨が降った。この大雨により、中国地方では河川の氾濫による被害が多発し、愛知県や岐阜県、神奈川県では山がけ崩れや河川の氾濫により多数の死者が出た（気象庁）

特に昭和47災等での被害者の提訴も相次ぎ、下級審での判決が次々と出始めていて、全面的敗訴とまでは行かなくても、国の旗色は悪かった。特に昭和51年頃には原告側勝訴が相次いだ。

1) 第二審が長期に及んだ理由

そのような背景のもとで、普通は第一審より短期で済むはずの第二審が昭和54年から62年まで8年間という長期に及んだ。その理由は、原告側弁護団の話を総合すると、

次の事情によると思われる。

国が巻き返しをはかったこと

- ・ 国側の代理人の執拗な弁論
- ・ 報告書関連委員としての証人が、一審では双方1人ずつだったのが、3人の追加証人を出してきたこと
- ・ 国側が、模型実験など新たな立証を試みてきたこと

2千万円という経費をかけて模型実験を実施し、科学の装いを凝らし、ビデオ撮影も含め筑波の現地まで赴いて検証させ、裁判における印象をよくしようとしたこと（一審では原告側が、ビデオで生々しい被害の実態を訴えている）

大東水害の最高裁判決で被害者が敗訴したことで、被害をなくすための社会的、経済的、技術的制約論が問題になる中で、特に宿河原堰の件に関して、一般水準との比較論として、国が「全国堰調査」のデータを出してきたことで、河川行政の実態を訴えた。（一般水準論：この宿河原堰が全国のいろいろな堰と比較して、決して危険じゃない、特殊じゃないという国側の主張）そのため、弁護団としても検証のための調査に多くの時間と労力がかかった。

この全国調査を詳しく点検した。大河川で、堰高や可動部の割合が同じような堰は、宿河原堰の他わずか6例しかないのだから、現地へ行って調べた。加えて、関東近県の堰も手分けして計20ヶ所調べてまわった（建設省が提出したデータをもとに検証の旅に出た原告弁護団が得た教訓は、川は数字ではなく、その個別条件によって全然違うということ、データを過信せず、現場で調べるのが大事ということだった）。

裁判官が頻繁に交代したこと

3人も裁判長が替わり、そのたびにイロハからの説明を要したこと

裁判所の姿勢の問題

国側の立証申請をことごとく採用し、全く切らなかつたことがあげられる。普通は、申請しても、一部だけが採用されることが多い。また、行政側の訟務 検事を裁判官に受け入れる、「判検交流」の実態があったことが大きいと言われている。

裁判官人事で、「多摩シフト」があったとも言われている。

弁論が再開されたこと

ここでも大東水害最高裁判決の影響を受け、国側が弁論を再開したことが、3年半の時間的ロスを招いた。

結審から判決まで2年半もかかったこと
通常はどんなに長くても1年が常識である。激論があったと思われる。

(注：大東水害、昭和51年2月19日一審判決、昭和52年12月20日大阪高裁にて原告側勝訴。昭和59年1月26日最高裁判決で敗訴)

ここでの争点はおそらく「災害の予見可能性」にあり、国側は治水行政、河川行政の一般論を展開した。一審と違って被告側が出してきたのは、上述の実験と堰の調査の2つのみ。高裁は必ず勝つと思わせるに十分なものがあったと言う。まさか負けるとは思わなかった。訴訟の最終段階では、勝ちムードにすら乗っていた。この判決を予想した者はほとんど居なかった。

2) 第二審の敗訴

しかし、二審判決の頃からであるが、国家賠償法訴訟において国側が負けるケースが少しずつ多くなってきていた。

二審の敗訴は、原告側にとって大変なショックであったことは言うまでもないが、一人を除いて全員が上告できたのは不幸中の幸いであった。

判決文の特徴としては、結論に不利なものなどは意図的に無視、言及しない。国の主張する管理制約を反映したもので、上の意向に対する気の使いすぎだという。

「この世に完成河川はない(だから管理上災害が起こっても行政側に責任はない)」
という理屈が通ってしまった。

4.3.3 最高裁の判決

最高裁の判決において、大東水害判決の適用、予見可能性の判断基準、堰の改修の困難性など、二審での理由付けは、ことごとく否定された。

1) 多摩川最高裁判決のポイント

多摩川最高裁判決のポイントとしては以下のことが挙げられる。

河川は、改修の段階に対応した安全性が必要であるから、当該の改修で設定された設計外力に対して安全でなければならない。

改修済河川の設計外力は計画高水流量であり、これを安全に流下させることが必須である。

設計外力を越えた危険に対しては、その危険が認識された時から災害までに相当な期間が経過して、改善の未着手が不相当であるときは、河川管理の瑕疵を構成する。但し、改善の未着手が不相当であるかどうかの判断にあたっては、大東判決のいう河川管理の諸制約を当該事業に即して考慮すべきである。

要するに、災害時の技術水準でみると、堰や取付部には欠陥があったという、いわば予見可能性ありと言う、原告団の主張を最高裁が認めてくれて、争点がしぼられ、差し戻し控訴審では有利になったと篠原弁護士は語っている。勝利は確信された。

2) 差し戻し控訴審

争点は、既に長期にわたって行われた事実認定よりも、法的判断にウェイトが置かれ、書証が中心となった。審理課題と審理状況は次のとおりであった。

審理課題は、1) 災害時の予見可能性の有無、2) 予見可能時の確定、3) 回避可能性の検討と総合的な瑕疵判断、であり、国側は、河川工学の一般的教科書や、河川工学者の池田俊介、椎貝博美教授らの意見書などを出しているが、これらは争点からはずれた一般論で、全く裁判所に相手にされなかった。

差し戻し高裁判決の言い渡しは平成4年(1992年)12月17日。言い渡しは主文のみ。「国は別紙一覧表記載の金額を支払え」

かくして長い裁判は、短い主文で幕を閉じた。

一審の金額はもどった。判決時の原告34名。損害認定の合計額は3億1,374万円であった。「本当、ほっとした」そうである。

4.4 多摩川裁判の運動体としての課題

4.4.1 多摩川と加治川

双方の水害裁判にたずさわってきた高橋利明弁護士は、その違いを折にふれて語っている。河川工学的な観点からの違いについてはではない。かたや大都會を流れる多摩川、かたや新潟の農村地帯を流れる加治川である。

(加治川は、新潟県北蒲原郡を流れる二級河川。昭和41年、42年に破堤。被害者の主体は農民で、8名で原告団を結成。昭和43年8月28日に提訴)

ふりだしに戻ろう。屈強な機動隊や当該被害地域の人々、周辺地域の人々、その他多くの人々がみつめるなかで、家が一戸一戸ゆっくりと流れ去っていく多摩川水害。サラリーマン中心の流域住民と川との関係を如実にみせつけられた場面でもあった。

農村にとっての川と川の水は、生業そのものに直結している。川と流域住民との関わりは、長い歴史と伝統を持っており、管理運営にも直接携わってきた。洪水時には多くの住民が、何とかしようとする手を尽くす。伝統的な技術もあり、水防のやり方を心得ている。川に飛び込んで水と闘う姿がそこにある。自衛隊、消防団があきらめる段階にいたっても、地元の人たちは、破堤寸前まで残り、何とかしようとする姿は本当に心を

打たれる。高橋弁護士も、「胸に迫るものがある」「やはり川と人間とのかかわりという面で比べたら、農村の人たちのほうの川への愛着のほうが心を打つし、共感を感じますよ」と語っている。この話をきいて思い出したが、ある山村での話がある。ある犯人が山へ逃げ込んだ。当然山がりが行われる。普通のおまわりさんと、機動隊と協力要請を受けた地元の人たちが一緒に山に入る。最初にダウンするのが普通のおまわりさん。次に機動隊。最後に残るのは地元の人たちだそうである。

多摩川では、お互いに干渉しないという都市住民の生活スタイルが定着していて、賠償請求額も個別で、他には秘密である。農村では、同じ集落の人だったらタンスの中までお見通しで、国勢調査にあたって、たとえ配布回収しなくても、全部1人で書けるという。良し悪しは別として、農村社会は、個別では生きてゆけない社会。地縁血縁、社会的圧力に弱い面もある社会との差が顕著である。ともかく、多摩川のような大手企業の部長クラスという生活水準、いわば中の上クラスの人たちの団結は、非常に珍しかったという。

4.4.2 運動体としての考察

原告側弁護団が反省として語っている。その一環として、裁判費用の問題と運動のなさについて多くを語っている。

費用の取り決めが全くなされないままに裁判がスタートし、弁護団は手弁当に近い、事務費の実費のみで多くの時間と労力を費やしている。ここでも加治川との違いが指摘された。

新潟の場合は、社会党、共産党、新潟県労働組合評議会、日本農民連合新潟県連合会、地方公務員共闘会議、関東地区労に幹事団体に入ってもらい、加治川水害裁判支援県民会議を作ってもらい、毎年一定の拠出金を出してもらったという経緯がある。また、水俣病の裁判の場合は、原告団は月々1,500円の会費と、途中臨時カンパ1人10,000円を訴えて原告団の活動資金にしていた。

今から思えば、やはりカンパを訴えて、もう少し自分たちの問題にしていく努力は必要だったかもしれない。そういう点をきちっと議論して、環境を整備しておけばよかった、原告と弁護団とのつながりが、気持ちの上でも希薄だったのではないかと反省している。

原告側の弁護士の一人である篠原弁護士は、発言のなかで、「多摩川水害訴訟は長期裁判の典型で、判検交流の弊害の典型例で、司法行政による裁判統制の象徴事件で、しかも判決内容がもっともひどくて、裁判官が裁判をする心を失ってしまったような例だった。二審判決のことだがね。悪いのが全部そろったという感じで、一躍パンとはね上がった大きな事件になりましたね。そのうえ、大衆的裁判闘争の観点からいって、運動がこんなにあった事件だと言えたらよかったですね」という評価をしている。弁護団全体

の大方の評価である。

日本の裁判は、通常、多くの労力と時間、費用を要し、正しい主張や権利を勝ち得るためのコストがあまりにも高い。たとえ長い時間をかけて勝ったとしても、経費だけで終わってしまう名目だけの勝利の場合が多い。行政を相手に裁判をする場合、原告弁護士は手弁当同様な形も多いが、それに甘えず、出来る範囲の拠出は考慮されてしかるべきで、それではなければ、結局は無理やストレスがこうじてくることになる。日本の裁判は長く、コストがかかることで、正しい者でも泣き寝入り、ないし、権利の半分で妥協ということになることも珍しくない。

4.4.3 他の関係者のヒアリングから

そのような事情を勘案すれば、裁判当事者以外の多摩川流域に関する活動家からのヒアリングでは、この裁判が大きくマスコミなどで取り上げられたにもかかわらず、多摩川流域全体の問題としての関心の持ち方、受けた影響は少なかったという意見があり、筆者もうなずける意見であった。

また、多摩川の支川のひとつ野川の活動家からのヒアリングにおいても、野川の運動は、多摩川本川の運動とは一線をかくしているということであった。多摩川本川の運動は、支川とは別世界の運動であるというニュアンスであった。

流路延長130キロの都市河川である多摩川が持つ事情もまた複雑である。

第5章

多摩川水系河川整備計画の策定過程 における市民参加の分析

第5章 多摩川水系河川整備計画の策定過程における市民参加の分析

5.1 多摩川水系河川整備計画策定の経緯と市民参加メカニズム

本研究は、「多摩川水系河川整備計画」の策定過程における市民参加について、多摩川水系の水資源や環境問題に関心を持つによる認識と、参加あるいは不参加の背後にある事情を明らかにすることを目的としている。

平成9年の河川法の改正により全国の河川で「治水」「利水」「環境」を総合的にとらえた「河川整備計画」を策定することが義務づけられた。「河川環境の整備と保全」が河川行政の主要な目的として位置づけられた背景には、良好な河川環境の形成を図るためには、河川管理者だけの取り組みでは限界があり、地域住民、地方公共団体及び関連する他の行政が緊密な連携・協調を図って取り組む必要があるとの認識がある。

「多摩川水系河川整備計画」は約2年の時間をかけて（図5-1）議論を重ねた末に、関東における水系では初めて策定されたの。その策定までのプロセス自体もこれまでになくユニークなものあり、以下のようなメカニズムにより、住民や市民団体、沿川自治体、学識経験者、河川管理者が何度も意見交換を重ねた。このように、立場の違う人たちが集まり、同じ目線で話し合う形式は多摩川が初めての試みであった。

5.1.1 流域懇談会

流域懇談会は、「多摩川水系河川整備計画」の策定までは、市民フォーラム、行政部会、企業、学識経験者などのメンバーが、多摩川の「良い川」と「良い町」の実現に向けてゆるやかな合意を形成することを目的であった。現在も、「良い川」を実現する為に機能している。流域懇談会の構成は図5-1の通りである。



図5 - 1 河川整備計画策定の経緯

5.1.2 ふれあい巡視

行政部会が主催する「ふれあい巡視」は、多摩川沿川各市区の市民に実際に川沿いを歩いてもらい、意見交換するために実施された。各「ふれあい巡視」の(1)開催日時、(2)参加人数、(3)主な意見は下記の通りである。



図5 - 2 流域懇談会の構成

開催地：羽村市

(1) 平成 11 年 8 月 22 日 (2) 35 名 (3) コンクリートによる護岸整備は見直すべき。
ニセアカシアの繁茂は川として不自然なので、伐採が必要。

開催地：青梅市

(1) 平成 11 年 10 月 2 日 (2) 55 名 (3) 冬季の野火対策として、法尻から 20m 位
は草を刈り取るべき。

開催地：(1) 平成 11 年 9 月 8 日 (2) 46 名 (3) 昭和用水堰をはじめ、魚道整備が不
足している。カヌーでの川下りやモトクロスを楽しめる場所も必要。

開催地：あきる野市

(1) 平成 11 年 8 月 9 日 (2) 43 名 (3) 四万十川のような清流条例制定が必要。

開催地：福生市

(1) 平成 11 年 10 月 12 日 (2) 33 名 (3) 川原への R V 車の乗り入れやラジコンを規
制し、ゴミの持ち帰りを啓発してほしい。

開催地：日野市

(1) 平成 11 年 9 月 10・13 日 (2) 70 名 (2 日間で) (3) 学校からのアクセスを良くし、川で環境学習ができるようにしてほしい。川の上・下流の交流が必要。

開催地：日野市 (浅川)

(1) 平成 11 年 9 月 7・9 日 (2) 83 名 (2 日間で) (3) 水位がわかる標識を設置してほしい。隣接する小学校と川との連続性を確保してほしい。

開催地：立川市

(1) 平成 11 年 9 月 19 日 (2) 43 名 (3) 水辺への「誰でも通れる、明るい」アクセス路が必要。クリーン作戦を 4 月に行うのはヒバリ、ホオジロの抱卵期に当たるので時期をずらしてほしい。

開催地：国立市

(1) 平成 11 年 9 月 18 日 (2) 34 名 (3) 川原の自然をとりまく状況が変化している。緊急用河川敷道路やスーパー堤防なども市民とともに考えていくことができないか。

開催地：八王子市

(1) 平成 11 年 10 月 7 日 (2) 28 名 (3) 無堤箇所は大雨の時に付近の住宅が浸水するので早く築堤してほしい。動植物の生息地を住民と共存できるようキチンと区分けしてもらいたい。

開催地：八王子市 (浅川)

(1) 平成 11 年 9 月 29・30 日 (2) 93 名 (2 日間で) (3) 空間 (生態系保持空間) に指定されている場所は近づくことができない。身近な自然と親しみ、自然を理解し共生していくことを学ぶ機会を持つために河川敷に公園などを整備してほしい。

開催地：稲城市

(1) 平成 11 年 9 月 24 日 (2) 21 名 (3) 日陰のあるベンチがほしい。有料でもかまわないので、トイレや駐車場をふやしてほしい。

開催地：多摩市

(1) 平成 11 年 9 月 25 日 (2) 52 名 (3) サイクリング道路がせまいので、広くしてほしい。河川敷や堤防には、市で占用している公園や道路があるが、その行政境界が不明瞭である。

開催地：府中市

(1) 平成 11 年 9 月 28 日 (2) 27 名 (3) 河川敷の整備はせずに、自然環境保全ゾーンを拡大してほしい。ボートやカヌー遊びのできる水路をつくってほしい。

開催地：調布市

(1) 平成 11 年 9 月 22 日 (2) 34 名 (3) 車いすの人のために、土手から水辺に近づけるだけでなく、土手に上がるスロープをつくってほしい。期限を決めて、砂利採掘を復活させてはどうか。

開催地：狛江市

(1) 平成 11 年 9 月 25 日 (2) 30 名 (3) 現在の土手の景観を保全するようにしてほしい。子どもたちもゴミ問題に関心を持っているので、ゴミのない川にしてほしい。

開催地：世田谷区

(1) 上流班・下流班とも平成 11 年 10 月 9 日 (2) 上流班・下流班合わせて 119 名 (3) ホームレス対策を講じてほしい。自然地区や各施設についての案内板を整備してほしい。通称「オギの海」を保全してほしい。

開催地：大田区

(1) 平成 11 年 9 月 25・26 日 (2) 106 名(2 日間で) (3) 散策路を整備してほしい。手すりつきバリアフリータイプの身障者用スロープがほしい。

開催地：多摩区

(1) 平成 11 年 10 月 15 日 (2) 56 名 (3) 多摩川の活動地点として「ニヶ領せせらぎ館」へのアクセスを示してほしい。

開催地：高津区

(1) 平成 11 年 10 月 19 日 (2) 39 名 (3) 河川敷の利用者にマナーを P R したい。「せせらぎ広場」への車いすのアクセスをほしい。

開催地：中原区

(1) 平成 11 年 10 月 21 日 (2) 51 名 (3) 河川敷使用者にマナーの P R をしては。

開催地：幸区

(1) 平成 11 年 10 月 26 日 (2) 48 名 (3) 「矢口の渡し」の案内板をつくってほしい。

そのまわりに散歩道なども整備してはどうか。

開催地：川崎区

(1) 平成 11 年 10 月 28 日 (2) 74 名 (3) 東京都側との間で調和のとれた整備を行ってほしい。

5.1.3 市民アクション

「川歩き + 意見交換」をする行事、市民アクションは、2001 年 3 月までに多摩川流域 12 カ所（野川など支川も含む）で実施され、多摩川の将来への意見を集めた。地先の市民団体と共催で行い、これまでにのべ 519 人（76 団体）が参加した。参加者の意見が「多摩川水系河川整備計画」に反映された。各回の「市民アクション」における意見・提案は以下の通りである。

Part1 (99.7.24) 登戸

登戸にはせせらぎ館や二ヶ領用水があり、地元川崎市民は多摩川と街を結びつけるプラン「多摩川エコミュージアム」をつくりました。環境だけでなく、福祉や歴史・文化の視点を持った計画づくりを考える必要があるとの意見が出ました。

Part12 (99.8.28) 二子玉川

「多摩川で子どもと自然体験活動をしている」「多摩川は利用者が多いので、行政と市民の連携によるレスキュー体制を作りたい」「バリアフリー整備をして、川の癒し効果を受けられるようにしたい」などの提案・要望が出されました。野外では、兵庫島のゴミ事情や中洲・ワンドに残された自然の状態を観察しました。

Part13 (99.9.26) 狛江

堤防のあり方について「土手の自然」「舗装をするかしないか」などの視点から意見が出されました。また、水辺の楽校、いかだレースの利用などが狛江の特徴として出されました。

Part14 (99.10.10) 六郷

「下流部での築堤運動の歴史など、人の関わりを次世代に伝えていきたい」「下流部には干潟など特有の自然がある。これらの生物を保全していきたい」などの意見が出されました。

Part15 (99.11.14) 羽村

「羽村の堰は歴史的文化財である」「川が駐車場やグラウンドになっているのはおかしい」「カワラノギクの保全活動をしている」などの意見が出されました。また、「人権があるように川権があるといい」などの提案も。

Part16 (99.12.5) 調布

「今の土手はいい。これ以上整備しないでほしい」「高水敷利用については、市民と行政のパートナーシップのしくみを作りたい」「多摩川にもともと棲んでいる生物の視点を重視したい」「日本ではなじみが薄いですが、スポーツ権もある」などの意見が出されました。

Part17 (00.1.15) 府中

「水量が少なく、においがすることがあるのが気になる」「川原にゴミが目立つ」「川原を空き地でなく、川の一部としてとらえたい」「多摩川ごしに見える富士山が気に入っている」などの意見が出されました。

Part18 (00.2.5) 高津・中原

「川原は芝生ばかりで木が少ない」などの意見が出されました。また、「桜並木を復活させたい」などの提案も。

Part19 (00.3.26) 野川

「野川は水量が少ないことが課題だが、雨水浸透柵など地域でできる環境対策は実施している」「東京都では流域連絡会で市民と話し合っている」などの意見が。

Part110 (00.8.26) 昭島

「保全すべき空間でモトクロス利用がされている」「川原が林のようにになっているがどうすればいいか」「ワンドを再生してほしい」などの意見。

Part111 (01.2.4) 平瀬川

「コンクリート三面張りの護岸を土にしたい」「誇りの持てる川、地域にしたい」「都市河川の水源を守りたい」など。

Part112 (01.2.17) 二ヶ領用水

「水を流し続ける必要性を発信したい」「魚が棲める水量にしたい」「二ヶ領用水を中心にしたまちづくりを進めたい」など。

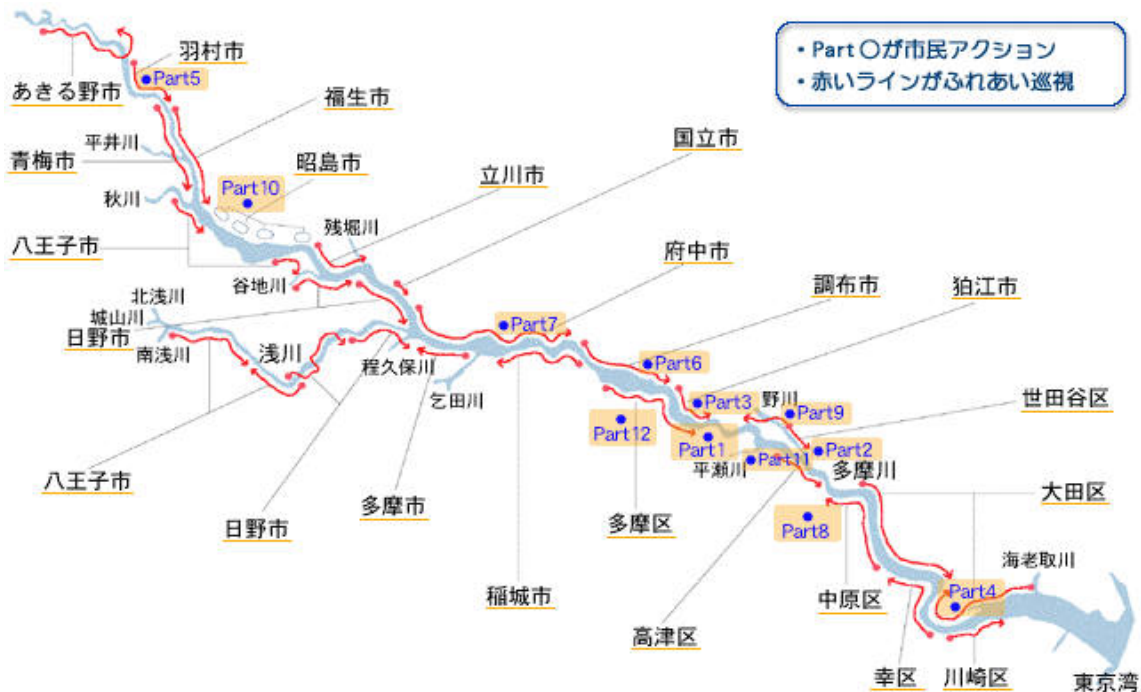


図5 - 3 「市民アクション」と「ふれあい巡視」の実施箇所

5.1.4 流域セミナー

流域懇談会が主催する流域セミナーは、「市民アクション」と「ふれあい巡視」で集めた意見を交換し、話し合う場所として設けられ、様々な立場の人が一堂に会し、熱い議論が交わされた。各回の「流域セミナー」の概要は下記の通りである。

第1回 (1)開催日時 (2)開催場所 (3)出席者数 (4)内容 (5)反映意見

-
- (1) 平成11年3月22日
 - (2) 多摩交流センター
 - (3) 68名
 - (4) いい川をつくっていくために、どのように市民、学識者、河川管理者などが連携をはかり、情報の共有化を図っていけばよいのか等の議論。
 - (5) 多摩川の「個性」とは何か、常に考えながらいい川づくりを進めていきたいので、河川整備計画の文章中に明記して欲しい。
 ・川づくりはもっと上流のことから考える必要がある。我々も多摩川の川づくりを進めるためには、上流のことや飲み水のことを考えていきたいので、整備計画の文章で明記して欲しい。

- ・支流や流域まできちんと視野の中に入れるのか整備計画の文章で明記して欲しい。
- ・官民のパートナーシップについての確立方法等について明記して欲しい。

第 2 回

- (1) 平成 11 年 6 月 26 日
- (2) 府中勤労福祉会館
- (3) 約 120 名
- (4) 計画策定にあたり "治水"環境について基本的な考え方の提供、後半のディスカッションでは基本となる河川整備基本方針から具体の整備に至るまでの幅広い事項について議論。
- (5) 下水処理水等が多摩川に流入していることを知らせて欲しい。
 - ・水際部までコンクリートで固めることのないように河川整備計画で明記して欲しい。
 - ・河道掘削は地下水に影響を与えるので、工事を行う際には慎重にお願いしたい。
 - ・原風景を残すような計画づくりを整備 計画の文章で明記して欲しい。

第 3 回

- (1) 平成 11 年 10 月 30 日
- (2) 東京農業大学グリーンアカデミーホール
- (3) 約 100 名
- (4) 市民フォーラム、行政部会の取り組み中間報告、治水面（河川の維持を除く）から見た河川整備計画メニュー（想定）の話題提供ディスカッションでは多摩川の将来の位置づけ、整備計画とは、行政及び市民案の取り扱い、今後出て来る意見の取り扱い等の議論。
- (5) S55 年の環境管理計画策定時の理念や方向性はしっかりしたもので、今後も通用するものだと感じた。

第 4 回

- (1) 平成 12 年 1 月 29 日
- (2) 調布市文化会館たづくり
- (3) 約 130 名

- (4) 整備計画の概要たたき台を提示、具体の図面の張り出し等、原案作成に向けこれまでのふれあい巡視や市民アクションの要望の提示。沿川整備基本構想（原案）の話題提供。
- (5) 河川整備計画における計画は変更可能であること明記して欲しい。
 - ・リバーミュージアムの目的を明確にして欲しい。

第5回

- (1) 平成12年3月25日
- (2) 府中の森芸術劇場
- (3) 約140名
- (4) 多摩川河川整備計画（原案）の概要たたき台について治水、利水、環境、河川の維持それぞれの説明、5つの分科会（上流、中流、下流、流域の水循環、堤防及びその周辺）に分かれ、具体的な問題点の抽出、その他、セミナー参加者のインターネット等での募集、河川環境管理計画の見直しについて等議論。
- (5) 六省庁の総合水循環の話が、実質的にストップしている中、建設省から提案された「水流解明プロジェクト」に期待したい。
 - ・スーパー堤防整備の進めかた等について明記して欲しい。
 - ・インターネットを活用して川の水量、雨量等の河川に関する情報等を誰にでも引き出せるようにすることを河川整備計画の文章中に明記して欲しい。

第6回

- (1) 平成12年9月14日
- (2) 富士観開館
- (3) 約110名
- (4) 防護ライン、機能空間区分、市民行動計画、多摩川流域リバーミュージアム等の話題提供、機能空間区分の設定についての意見を反映させた図面の表示、これらをふまえた具体的な議論。

第7回

- (1) 平成12年12月8日
- (2) 国立オリンピック記念青少年総合センター
- (3) 約100名

- (4) 多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】(計画原案・草案)、市民側より多摩川市民行動計画についての作業状況や今後の課題等の報告。
- (5) 多摩川を使った自然学習の場を設けたいので、整備計画の文章中に明記して欲しい。
・川づくりにももっと福祉の観点を入れて、これからの高齢社会を踏まえた計画について明記して欲しい。

第 8 回

- (1) 平成 13 年 1 月 28 日
- (2) 東京農業大学グリーンアカデミーホール
- (3) 約 100 名
- (4) (計画原案・草案)に住民、流域自治体、流域委員会委員等の意見をふまえ修正した"計画原案"について、市民側より"多摩川市民行動計画(案)"について、運営委員会から"今後の懇談会のあり方について"等議論。

5 . 1 . 5 流域委員会

京浜河川事務所が事務局となって設置した流域委員会では、流域セミナーで出た意見を、学識経験者や市町村の担当部課の担当者に図り、専門的見地から検討した。各回の流域委員会の(1)開催日時、(2)場所、(3)内容、(4)反映意見、は以下の通りである。

第 1 回

- (1) 平成 11 年 12 月 27 日 (2) ダイヤモンドホテル (3) 顔合わせ、概要説明 (4) 中期的な目標なので、治水目標は最終レベルに対し低いことを強調してほしい。(玉井委員) 環境面の維持管理については、行政と市民の連携をとると良い。(小幡委員)

第 2 回

- (1) 平成 12 年 3 月 13 日 (2) ダイヤモンドホテル (3) 計画の構成、内容説明 (4) 緊急用河川敷道路の整備方針について自然との調整との考え方を明記する必要がある。(柴田委員) 不法係留船対策について記述してほしい。(島村委員)

第 3 回

- (1) 平成 12 年 4 月 15 日 (2) ダイヤモンドホテル (3) 3 月 25 日に行われた第 5 回流域セミナーや委員会意見をもとに原案(概要たたき台)を修正して提案。治水、利水、環境、維持の目標について論議。(4)「多摩川らしさ」の説明として流域内の市民の交流を追記してほしい。(田中委員) 占用の監視などについては、市民参加型の管理体制

が必要。(荒木委員)

第4回

(1) 平成13年1月9日 (2) ダイヤモンドホテル (3) 多摩川水系河川整備基本方針の決定に伴い、ここまでのすべての意見をもとに「多摩川水系河川整備計画」(計画原案・草案)」として提案し論議し、草案から原案への了承を得た。(4) 防災対策あるいは管理維持ということで光ファイバーを敷設するということですが、情報通信ネットワークとかいった概念的な言葉にした方がよろしいのではないか。(島田委員)

第5回

(1) 平成13年2月6日 (2) ダイヤモンドホテル (3) 「多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間】(計画原案)」の審議。今回に限り事務局に関東地方整備局河川部を加え、整備計画作成体制をとり、河川法第16条の2に基づく「河川に関し学識経験を有する者の意見」を聞く場とした。また、今後の委員会の進め方について、論議した。

流域委員会メンバー

● 市民

荒木 稔(たまがわネット)
井田安弘(川崎・水と緑のネットワーク)
神谷 博(水みち研究会)
柴田隆行(多摩川の自然を守る会)
田中喜美子(多摩川と語る会)
山本由美子(浅川勉強会)
横山十四男(多摩川センター)

● 地方公共団体

東京都建設局河川部計画課
東京都都市計画局施設計画部施設計画課
東京都水道局経営計画部計画課
東京都水道局水源管理事務所技術課
東京都労働経済局農林水産部農地緑生課
東京都環境局環境改善部計画課
東京都下水道局計画部施設計画課
神奈川県県土整備部河港課
山梨県土木部河川課
川崎市建設局土木建設部河川課
府中市都市建設部

● 学識経験者

岩田光正(水産資源・東京都水産試験場長)
大垣眞一郎(水環境・東京大学大学院教授)
太田猛彦(林学・東京大学大学院教授)
大西 隆(都市計画・東京大学大学院教授)
岡島成行(環境教育・(社)日本環境教育フォーラム常務理事)
奥田重俊(植物生態学・横浜国立大学環境科学研究センター教授)
小倉紀雄(地球化学・東京農工大大学院教授)
小幡純子(行政法・上智大学法学部教授)
北村眞一(景観工学・山梨大学工学部教授)
島田 清(農学・東京農工大農学部教授)
島村勇二(文化財・聖徳大学人文学部教授)
新藤静夫(水循環・千葉大学名誉教授)
玉井信行(河川工学・東京大学大学院教授)
中山幹康(地球環境・東京農工大大学院教授)
細田衛士(環境経済学・慶応義塾大学経済学部教授)
福岡捷二(河川工学・広島大学工学部教授)
水野信彦(動物生態学・愛媛大学名誉教授)

図5 - 4 流域委員会メンバー

5.2 河川審議会による検討

平成10年9月11日に建設大臣は「経済・社会の変化に対する河川管理体系のあり方について」、河川審議会へ諮問した。これを受けて、平成11年8月5日に河川審議会は中間答申「河川管理に関する国と地方の役割分担について」を行い、さらに平成11年12月1日より河川審議会管理部会は「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」の検討を行った。

この「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」に関する審議においては、市民団体等の意見を広く募りつつ、市民団体等に関する有識者と共に審議するとの方針が打ち出された。その結果、通常の河川審議会の審議とは異なり、「公開型、意見募集型」、「市民団体等の活動に詳しい専門委員の参加」、「審議会の委員による現地視察」などの手法が採られた。

平成12年12月19日に河川審議会は、経済・社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」を答申した。同答申は「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」を提言した。

「河川における市民団体等との連携に向けた展開」について、同答申は、「社会全体からみて市民団体等と行政が互いに大切なパートナーとしての役割を果たすことが期待されており、このような認識のもと、以下のような社会情勢や河川行政の方向性から、河川行政においても市民団体等との連携を積極的に進めていくべきである」との認識に立脚している。

具体的には、我が国の社会における市民団体等の活動の高まりとして、各人の意見主張、社会貢献の欲求の高まりの背景には「多様な価値を認め合う社会へと移行している中、各人が自らの意見を主張し、社会に貢献することを望むようになってきている。」との認識が示されている。また、個性豊かな特色ある地域社会形成の機運の高まりの背景として「地域共有の財産である川や自然、歴史、文化等を大切にされた地域づくりについて、地域の人々自らが取り組む機運が高まっている。」ことが挙げられ、多様なニーズに対応するための非営利セクターの必要性については「河川の分野に限らず社会のニーズは多様化しており、行政のみでは行き届きにくいきめ細かで多様なサービス等を担う、公益的非営利セクターの必要性が顕在化している。」との見解が提示されている。

また、社会の変化に対応した河川行政の新たな展開の必要性に関しては、「近年の河川行政の展開においては、従前の河川管理の枠組みを超えた地域ぐるみの展開が必要と

なっている。」との基本的な認識に基づいて、流域住民、河川利用者のニーズの的確な把握が「平成9年の河川法改正により、河川整備計画の策定の際に住民意見等の聴取・反映手続きが法制化された。また、自然体験の場、環境教育の場、いやしの空間などとしての川の持つ価値が見直されてきており、このような面における住民等のニーズを的確に把握することが重要となっている。」ことから必要と捉えている。

治水施策等の流域への展開の必要性については、「災害対策においては、氾濫時に被害を最小限にとどめる危機管理や雨水貯留・浸透による流出抑制等、流域での対応を含めた効果的な治水・利水対策等が必要となっている。また、河川を活かした都市の再構築を図るべく、まちづくりと一体となった川づくりが重要となっている。」と認識されている。

さらに、多様な分野の知識の必要性を「河川法の目的に環境の整備と保全を位置づけた平成9年の河川法改正に即した河川管理、川に関する歴史や文化の保存・伝承等に配慮した河川管理等を展開していくためには、河川工学のみならず多様な分野の知識が必要となっている。」との認識に立脚して述べると共に、学校教育を含む学習活動に関しては「子供達が川とふれあう機会が増えていくことにより、川への関心が高まり、人々のつながりの裾野が広がっていく。このようなことから、川のもつ特徴を活かし、学校教育を含め、関係機関や地域との密接な連携のもとに「川に学ぶ」環境教育を進めていくことが期待されている。」との見解が提示されている。

同答申は、市民団体等とのこれまでの連携における課題とその解決の考え方について、これまでの連携における課題を指摘している。市民団体等と行政の相互の対応における行政側の課題については、「土休日等の対応の問題点として、市民団体等との連携は土休日等が中心であり、その対応のために職員は厳しい業務状況にある」ことを指摘している。体制に関する問題点については、「市民団体等との連携について、行政内の業務における位置づけが不明確であることや行政組織全体として意識が希薄であることなど、行政側の体制等そのものが整っていない。また、関係省庁や地元自治体との連携も不十分である、」ことが認識されている。

仕組みに関する問題点として「業務を委託する仕組みが整っていないため、知識やノウハウを活用したモニタリング等を依頼できない。」という点が、情報に関する問題点に関しては「行政による市民団体等への情報提供が不十分であることに加え、連携の事例等の情報が行政内部で十分に共有化されていない。」ことが指摘されている。さらに、財政面の問題点として「市民団体等との連携活動のための予算の位置づけが不明確であり、予算そのものも不足している。」ことが挙げられている。

市民団体等の自らの活動における課題について、同答申では、財政面等の問題点として「活動を継続的に行うための財政基盤が脆弱である他、活動に必要な集会所や器材等物的な面においても不足している。活動資金を確保するための助成制度も十分ではない。」という現状を指摘し、人材に関する問題点としては「活動に必要なスタッフの確保が困難であることに加え、活動に必要な専門知識をもった人材や活動をコーディネートする人材についても不足している。」ことを挙げている。さらに、情報に関する問題点については「市民団体等間の情報交換が不十分であり、他の団体の活動状況等の情報が十分に得られていない。また、市民団体等の情報が必ずしも十分に行政に伝わっていない。」との認識が提示されている。

上記のような現状の認識と、必要とされる組織あるいは行動に関する考察に基づいて、課題解決の考え方としては、同答申は、「共同の活動における取り決め」、「情報共有の必要性」、「市民団体等の活動資金の適切な確保」、「知識、ノウハウを活用した活動を依頼する場合のルール確立」、「行政側の体制等の整備」、「人材の育成と人材情報の蓄積」を挙げている。

以上のような認識と考察の上で、同答申は今後とるべき具体的方策に関して、「我が国においては、欧米の市民団体等の活動に比べその歴史が浅く、行政側の対応体制も全くといっていいほど確立されていない。したがって、即座に優れた連携の形態が確立されるものではないが、よりよい連携に向け、着実に進展していくためには、現在でも実施が可能なことについては着実に実行するべきであり、実施例がないものについては、まず試行的にでも実施し、状況をフォローアップしながら、連携内容を充実させていくことが重要である。なお、その際、全国画一的な連携形態ではなく、地域の特性や実状に応じた多様な連携形態としていくことも重要である。」との基本的な方針を打ち出している。そして、当面は以下のような方策を講じるべきであると結論付けている。

新たな連携形態の導入の為に、市民団体等からの連携計画の提案制度の導入することで「河川における連携が広範に普及していくために、連携のための計画を公募し、実現の可能性等を踏まえ、提案を採用する制度を試行的に実施する。」としている。自主運営型システムの導入については、「行政は広報活動やアンケート調査等を依頼する場合、依頼の内容としてどのようなことを求めているかということのみを示すこととし、市民団体等が企画立案から運営を行い、成果を出すといったシステムを導入する。」ことを提案している。また、ビオトープ、植栽等の計画、整備から管理までを依頼するシステムの導入に関しては「自然環境等地域の特性を踏まえたきめ細かな川づくりを行うため、一定区域におけるビオトープ、植栽等の計画、整備から管理までを一括して市民

団体等に依頼するシステムを導入する。」と提案している。さらに、企業等とも連携した方式の導入については、「行政が活動のためのフィールドや情報等を、企業が社会貢献の一環として連携活動のための資金をそれぞれ提供し、これらを基に市民団体等が例えば一定区域の植栽管理を行うといった、三者の連携による方式を実験的に導入する。」ことを示唆している。

連携を支える仕組みの導入については、情報システムの確立が「市民団体等とコミュニケーションを深めるため、積極的に意見交換の場を設けるとともに、先駆的な活動事例や河川に関する幅広い情報等を収集、提供するシステムを構築し、市民団体等間、行政間及び双方で情報を共有する。」ために提案されている。取り決め、ルールの確立が「市民団体等と行政の共同作業の場合においては、双方が責任をもってその役割を確実に果たすことができるよう、お互いの責任と役割分担を明らかにする取り決めを設けるものとする。また、透明性を確保しつつ、適切な実行力を有する市民団体等と公平に連携するためのルールを確立するとともに、知識、ノウハウを活用した活動を依頼する場合には、適正な対価の提供を行うためのルールを設ける。」との方針が提示された。さらに、評価システムの導入が「連携の過程及び成果について公平な評価を行い、次の段階に反映させることが不可欠であり、このための評価システムを導入する。」との認識より提案された。

同答申では、連携に必要な人材の確保のためのシステムの導入として、専門的知識・経験を活かすための人材バンク等のシステムの整備を「市民団体等と行政が協力して、環境のモニタリング、危険行為の監視、河川における環境教育や安全な遊びの誘導等を行う者を登録する制度を設ける。なお、行政権限に密接に関わることについては、責任の問題や実効性についても検討する。」として挙げている。市民活動等のコーディネーターを養成する仕組みの導入については、「市民団体等の活動が幅広く普及するためには、コーディネーターが必要であるため、市民団体等が中心となり、行政とも連携しつつ研修プログラムを確立する等により、コーディネーターを養成する仕組みを導入する。」との見解が表明されている。

さらに、連携を円滑に行うための行政側の体制整備等については、より効率的に連携が図られるよう、行政は「市民、市民団体等の対応部署の常設」、「職員の啓発と人材育成」、「行政による積極的な情報の提供」、「市民活動用の交流の場の設置と提供、器材等の貸与」、「河川整備基金等の助成制度の充実等、財政基盤の確保」、「関係省庁や地元自治体との連携の充実」などの対応策を講じるべきであると指摘している。

今後とるべき具体的方策については、同答申は「我が国においては、欧米の市民団体等の活動に比べその歴史が浅く、行政側の対応体制も全くといっていいほど確立されていない。したがって、即座に優れた連携の形態が確立されるものではないが、よりよい連携に向け、着実に進展していくためには、現在でも実施が可能なことについては着実に実行すべきであり、実施例がないものについては、まず試行的にでも実施し、状況をフォローアップしながら、連携内容を充実させていくことが重要である。なお、その際、全国画一的な連携形態ではなく、地域の特性や実状に応じた多様な連携形態としていくことも重要である。」との認識に立脚して、当面は以下のような方策を講じるべきであるとしている。

新たな連携形態の導入については、市民団体等からの連携計画の提案制度の導入を「河川における連携が広範に普及していくために、連携のための計画を公募し、実現の可能性等を踏まえ、提案を採用する制度を試行的に実施する。」としている。自主運営型システムの導入に関しては、「行政は広報活動やアンケート調査等を依頼する場合、依頼の内容としてどのようなことを求めているかということのみを示すこととし、市民団体等が企画立案から運営を行い、成果を出すといったシステムを導入する。」としている。

ビオトープ、植栽等の計画、整備から管理までを依頼するシステムの導入を「自然環境等地域の特性を踏まえたきめ細かな川づくりを行うため、一定区域におけるビオトープ、植栽等の計画、整備から管理までを一括して市民団体等に依頼するシステムを導入する。」と述べると共に、企業等とも連携した方式の導入に関しても「行政が活動のためのフィールドや情報等を、企業が社会貢献の一環として連携活動のための資金をそれぞれ提供し、これらを基に市民団体等が例えば一定区域の植栽管理を行うといった、三者の連携による方式を実験的に導入する。」ことを提案している。

連携を支える仕組みの導入のためには、情報システムの確立が「市民団体等とコミュニケーションを深めるため、積極的に意見交換の場を設けるとともに、先駆的な活動事例や河川に関する幅広い情報等を収集、提供するシステムを構築し、市民団体等間、行政間及び双方で情報を共有する。」為には必要であり、取り決め、ルールの確立は「市民団体等と行政の共同作業の場合においては、双方が責任をもってその役割を確実に果たすことができるよう、お互いの責任と役割分担を明らかにする取り決めを設けるものとする。また、透明性を確保しつつ、適切な実行力を有する市民団体等と公平に連携するためのルールを確立するとともに、知識、ノウハウを活用した活動を依頼する場合には、適正な対価の提供を行うためのルールを設ける。」ことを提案している。

評価システムの導入については、連携の過程及び成果について公平な評価を行い、次の段階に反映させることが不可欠であり、このための評価システムを導入としている。

連携に必要な人材の確保のためのシステムの導入については、専門的知識・経験を活かすための人材バンク等のシステムの整備を「市民団体等と行政が協力して、環境のモニタリング、危険行為の監視、河川における環境教育や安全な遊びの誘導等を行う者を登録する制度を設ける。なお、行政権限に密接に関わることについては、責任の問題や実効性についても検討する。」ことを提案している。さらに、市民活動等のコーディネーターを養成する仕組みの導入については、「市民団体等の活動が幅広く普及するためには、コーディネーターが必要であるため、市民団体等が中心となり、行政とも連携しつつ研修プログラムを確立する等により、コーディネーターを養成する仕組みを導入する。」ことの必要性が述べられている。

このような連携を円滑に行うための行政側の体制整備等については、より効率的に連携が図られるよう、行政は以下のような対応策を講じるべきであるとしている：「市民、市民団体等の対応部署の常設」、「職員の啓発と人材育成」、「行政による積極的な情報の提供」、「市民活動用の交流の場の設置と提供、器材等の貸与」、「河川整備基金等の助成制度の充実等、財政基盤の確保」、「関係省庁や地元自治体との連携の充実」。

5.3 アンケート調査

5.3.1 アンケートによる調査の実施と集計結果

多摩川水系河川整備計画策定の過程における市民参加に関して、多摩川に関心を有すると思われる市民を対象としてアンケート調査を実施した。アンケートの「送り状」と「質問票」は Annex1 の通りである。

アンケートの送付先は、ウェブで公開されている情報から、「多摩川に関心を有する団体あるいは個人」150 の、個人の場合は住所あるいは団体の場合はその所在地を特定した。但し、発送した質問票の内 8 通は宛先不明で返送されてきたため、サンプル数は 142 である。回答数は 73 であり、回答率は約 51%であった。

質問票の各項目への回答は以下の通りであった。

質問 1 : 「多摩川水系河川整備計画」を知っていますか？

回答 : (a) 知っている : 36
(b) 知らない [回答終了・最後のページに進む] : 37

質問 2 : 「多摩川水系河川整備計画」の策定には 市民の参加が期待されていたことを知っていますか？

回答 : (a) 知っている : 28
(b) 知らない [回答終了・最後のページに進む] : 8

質問 3 : 「多摩川水系河川整備計画」の策定に市民として参加しましたか？

回答 : (a) 参加した [質問 6 に進む] : 5
(b) 参加しなかった : 23

質問 4 : 「多摩川水系河川整備計画」の策定に市民として参加する意志を有していましたか？

回答 : (a) 意志を有していた [質問 5 に進む] : 13
(b) 意志を有していなかった [回答終了・最後のページに進む] : 10

質問 5 : 「多摩川水系河川整備計画」の策定に市民として参加する意志を有しているのに、実際には参加しなかった理由は何ですか？ (複数の項目を選択・

回答されても結構です)

回答： (a) 参加するための時間を割けなかった：9
(b) 参加するための手続きが判らなかった：4
(c) 参加の手続きに不満があった：1
(d) 参加の方法に不満があった：0
(e) その他の理由：1

[回答終了・最後のページに進む]

質問6： 「ふれあい巡視」に参加しましたか？

回答： (a)参加した：3
(b)参加しなかった [質問8に進む]：2

質問7： 「ふれあい巡視」への参加は満足出来るものでしたか？

回答： (a)満足した：1
(b)満足しなかった：2

質問8： 「市民アクション」に参加しましたか？

回答： (a)参加した：4
(b)参加しなかった [質問10に進む]：1

質問9： 「市民アクション」への参加は満足出来るものでしたか？

回答： (a)満足した：3
(b)満足しなかった：1

質問10： 「流域セミナー」に参加しましたか？

回答： (a)参加した：4
(b)参加しなかった [質問12に進む]：1

質問11： 「流域セミナー」への参加は満足出来るものでしたか？

回答： (a)満足した：2
(b)満足しなかった：2

質問 1 2 : 「流域委員会」に参加しましたか？

回答 : (a) 参加した : 2
(b) 参加しなかった [質問 1 4 に進む] : 3

質問 1 3 : 「流域委員会」への参加は満足出来るものでしたか？

回答 : (a) 満足した : 2
(b) 満足しなかった : 0

質問 1 4 : 御自分が「多摩川水系河川整備計画」の策定に市民として参加するに値する(参加する権利を有している)と考える理由は何ですか？(複数の項目を選択・回答されても結構です)

回答 : (a) 多摩川の近くに住んでいるから : 2
(b) 多摩川の流域に住んでいるから : 1
(c) 職場あるいは学校が多摩川の流域にあるから : 1
(d) 多摩川の流域には住んでいないが、時々是多摩川の流域を訪れるから : 0
(e) 多摩川の流域には住んでいないが、多摩川に関心を持っているから : 1
(f) その他の理由 : 2
(g) もしかしたら、自分は市民として参加するに値しない(参加する権利を持たない)のかもしれない : 0

5.3.2 回答の解析および解釈

アンケートは、ウェブで公開されている「多摩川に関心を有する」と思われる団体および個人に送付した。そのような母集団であっても、質問1の結果が示すように、回答者の49%しか「多摩川水系河川整備計画」の存在を知らないという事実は、当事者（行政および市民）による啓蒙活動が、十分には行き届いていないことを示唆している。その存在を知る市民の割合が、「多摩川に関心を有する団体あるいは個人」としてウェブサイト上で所在地や住所が公開されているような人々の間でも低いという事実は、「多摩川水系河川整備計画」の今後においてを重大な障害となる可能性を秘めている。即ち、市民による認識の低さは、同計画が策定過程を経て、20〜30年間と見込まれる実施過程に入っている現在にあって、同計画の実施に際して市民の関心が十分には得られず、結果として市民の意向を十分に反映した形での実施が実現し得ない可能性を示唆している。

他方、「多摩川水系河川整備計画」自体を知る市民は、その策定過程で市民参加が期待されていたことが高い割合（77%）で知っていたことが質問2への回答から判る。この事実から判断して、同計画の存在についての啓蒙が十分に行われれば、その内容、特に市民参加への期待も十分に伝わることを期待される。即ち、周知すべきは先ず同計画の存在であって、市民参加への期待は計画の存在がより多くの市民に認識されれば、必然的に市民の間では高まることが推察される。

実際に「多摩川水系河川整備計画」の策定過程で、市民として参加した人の割合は、18%と低いことを質問3への回答が明らかにした。参加しなかった人々に関しては、参加する意志を有していた人の割合（56%）が、参加する意志を有していない人の割合（44%）よりも僅かに高いことを質問4への回答は示唆している。参加する意志を有していながら、現実には参加することが無かった人々にとって、参加を妨げた要因としては、質問5への回答が示すように、参加する為の時間の不足を上げる人が多かった（69%）、参加したくとも、その手続きが判らなかつた人も、31%存在した。他方、参加の手続きあるいは参加の方法に不満があった人の割合は低かった（1名のみ）。参加する為の手続きについては、さらに広報の努力が必要であることを、アンケートの結果は示唆していると考えられる。また、時間の不足を理由に参加を見送った人々については、啓蒙活動により、時間が不足している現状でも（時間的には無理をしてでも）参加するように動機付けることは不可能であったかは、さらに検討を要する事項であろう。

「多摩川水系河川整備計画」の策定過程では、5.1で述べたように、「ふれあい巡視」、「市民アクション」、「流域セミナー」、「流域委員会」の4つのメカニズムが市民参加の為に用意されていた。これらの中では、「市民アクション」と「流域セミナー」に

参加した人の割合が「ふれあい巡視」あるいは「流域委員会」に比べると高かったが、母集団が5という少数であることを考えると、これらのメカニズムについて、その優劣を判断することは出来ない。これらのメカニズムへの参加が市民に満足を与えたかどうかに関しては、参加した延べ人の約1/3は「満足しなかった」と回答している。即ち、参加した人の一定の割合は、その結果には満足していないことが明らかになった。これらの、「参加はしたものの満足を感じなかった」人々について、不満を覚えた理由と可能な解決策を個別インタビューなどの手法で正確に把握することは、今後の課題である。

「市民」として「多摩川水系河川整備計画」の策定に参加するに値する（権利を有する）理由としては、住居あるいは職場の立地（河川の近傍である・流域内にある）を上げる人が多かった。また、少数（1回答）ながら、立地ではなく個人としての関心を、根拠として挙げる人も居た。他方、自分はそのような権利を持たない（市民として参加するに値しない）と考える人は皆無であり、現実に参加した人の中では、参加する理由が確立していることが示唆された。

5.3.3 今後の展望

今回実施したアンケート調査は、これまで明らかではなかった。市民による「参加」の認識と行動が明確に把握されたという意味で、大きな意義があると思われる。多摩川についてウェブサイトで連絡先が開示されるほどに高い関心を有する人の間でも、時間の不足が参加を妨げているという現実が明らかになった。また、参加のための各種のメカニズムに対して、参加した結果として不満を持つ人も少なくないことも明示された。

他方、今回回答を寄せた母集団の中では、現実には市民として参加した人の数は5人と少なく、参加した人の意識あるいは評価については、定性的にはその傾向が推定出来たものの、数量的には多くの誤差を含む結果となった。

「多摩川水系河川整備計画」が実施過程にある現在において、実施のプロセスにおける市民の参加について、その動機、参加したメカニズムとそれへの評価、参加する資格に関する認識など、今回と同様のアンケート調査を実施することは有用と考えられる。特に、実施段階での行政当局からの情報フローや、市民から見た行政の透明性など、現時点では十分に知見が蓄積されているとは言い難い局面について、有益な情報を得ることが期待される。

参考資料

- 1) 21世紀の多摩川、国土交通省京浜河川事務所、<http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/tama/project/plan/>
- 2) 河川における市民団体等との連携方策のあり方について、河川審議会答申（平成12年12月19日）、国土交通省河川局、http://www.mlit.go.jp/river/rfc/opinion/toshinan/data_0.html

第6章

戦後の住民運動に関する分析

第6章 戦後の住民運動に関する分析

本章では、戦後の住民運動がどのような傾向にあるかを、比較的容易に手に入るデータベースを用いて分析する。

6.1 戦後の住民運動の概要

6.1.1 戦後の住民運動の歴史

近年多摩川周辺では住民活動が活発化してきている。そこで、住民運動を理解するために、社)日本河川協会の「全国河や水の活動団体名簿」のデータベースより多摩川周辺で活動している団体を探し年表を作成した(表6-1)。この表には設立の年月と目的を記した。

表6-1 戦後の住民運動の歴史(「全国川や水の活動団体名簿」より)

年	月	住民団体の名称と活動目的
昭和13	11月	日野史談会 目的・・日野地域の歴史研究と戦後は浅川や多摩川の自然保護。
昭和42	5月	クリーン多摩川実行委員会 目的・・立川市地区の多摩川の清掃を行いつつ、拾う運動から捨てさせない運動を行って来て自然保護や青少年の健全育成に励むこと。
昭和45		美しい八王子をつくる会 目的・・市民と連帯と共感のなかから恵まれた自然を守り、わたくし達の郷土を愛する心をはぐくむとともに地域住民のふれ合いの場を求め、合わせてコミュニティ活動の振興を図ること。
	2月	多摩川の自然を守る会 目的・・多摩川の自然を人為的破壊から守ること。自然教育河川としての多摩川という視点での川と触れ合い、およびそのための環境の整備を行政に求めること。
	8月	狛江市多摩川左岸道路建設に反対する会 目的・・多摩川左岸堤防に通過車の為の道路建設に反対し、多摩川

			の自然保護・回復を推進。現在の狛江市多摩川兼用道路の閉鎖の為に活動する。
昭和46	9月	多摩丘陵の自然をまもる市民の会	目的・・・多摩丘陵全域を視野に入れ、自然を生かした健全な住環境をつくる。
昭和47	7月	小平市玉川上水を守る会	目的・・・玉川上水を歴史的な文化遺産として、また、日本土木史に燦然と輝く貴重な土木構造物としてその遺構を守り、上水を取り巻く自然環境を保護し、育成すること。
昭和48	11月	小金井自然観察会	目的・・・身近な自然の正確な観察を楽しむ
昭和50		わんぱく夏まつり実行委員会	目的・・・調布市内にある谷戸、田んぼ、畑等の自然環境の保全と復元を図ること。
昭和53	11月	秋川の自然に親しむ会	目的・・・自然を好きになる人を多くすること。
昭和55	4月	東村山市河川浄化推進協議会	目的・・・年2回ヤナセ少年野球連盟と協力し、河川浄化活動に努め、これによって自分たちの住む“まちづくり”への要望や、学習活動へと役立てること。
昭和57	6月	狛江明るい社会づくりの会	目的・・・多摩川の環境保全が目的。
昭和58	7月	浅川勉強会	目的・・・フィールドワークを主とし、水環境に対する総てについて認識を深め、次の世代に豊かな自然を引きつぐ為に努力します。
昭和60		多摩の自然とまちづくりの会	目的・・・雑木林や水辺など身近な自然環境とのふれあい活動を通じ、自分たちの住む町や地域の環境やまちづくりを考えること。
	4月	はむら自然友の会	目的・・・自然を愛し、自然に親しみながら、自然を保護していく。
	12月	高尾・浅川の自然を守る会が設立される。	目的・・・自然観察のフィールドとして親しまれていた地域の山が学校建設で破壊されるのを防ぐため。地域の自然環境の保全。
昭和61	6月	野川ほたる村	

- 目的・・・立野川公園の要請により園内の湧き水を取り入れた自然観察園計画案作りに参加した市民の中からホタルをシンボルにした野川流域の自然を保全していく。
- 八王子ランドマーク研究会
- 目的・・・自然・地物・史的構造物等に対する都市計画(まちづくり)上の評価・保全・活用策等に関する調査・研究。
- 昭和62 1月 二ヶ領用水・中原桃の会
- 目的・・・ふるさとの川・二ヶ領用水土揚敷の桃・桜等600株の水路樹を育成し、環境美化と地域親睦を図る。
- 4月 東京都みどりの推進委員八王子の会
- 目的・・・自然の保護と回復の思想を自主的、組織的に市民と共に普及啓発し、推進委員の緑化知識の向上と相互の懇親をはかること。
- 昭和63 5月 浅川サバイバルレース実行委員会
- 目的・・・多摩川の支流である浅川を通じて都市河川の現況と将来を語りつづけ新たなまちづくりのなかで河川環境の重要なことを広く市民に理解してもらうこと。
- 6月 ほたるの里・三鷹村
- 目的・・・ホタルの自然発生を、豊かな自然環境のシンボルとして、市内に散在する八チと緑と湧水を保全し、地域を流れる野川(多摩川の流)がサケ(鮭)が遡上できるような清流の回復を図ること。
- 11月 多摩川の源流を訪ねる会
- 目的・・・多摩川の自然に着目し、多摩川の自然・歴史・文化・コミュニティを学ぶと共に、自らの手足を使って多摩川の源流を訪ねることにより多摩川の全体像を知り、多摩川そのものを徹底的に掘り下げていくこと。
-
- 平成元 5月 オルタナティブ川崎研究会
- 目的・・・市民の自立的なまちづくり活動が活発になり地方分権が進みつつある状況の中、求められる自治体行政の今後のあり方を「パートナーシップ型まちづくり」という言葉でとらえ、研究すること。
- 7月 小平市野鳥と緑の会
- 目的・・・小平市を中心とした武蔵野の自然に生きる野鳥と小動物及び草木を愛し、自然に親しむこと。

- 10月 エコロジカル野川実行委員会
目的・・自然環境の保全の意味と重要性を広く市民にアピールする。
- 12月 玉川上水の自然保護を考える会
目的・・失われつつある自然が残されている水辺環境を大切にまもっていくこと。
- 平成2 12月 みんなの土手の会
目的・・狛江地先の多摩川の堤防土手の自然保護。
- 平成3 10月 宇津貫みどりの会
目的・・わずかに残された昔ながらの里山を守り育てていくこと。
- 12月 西多摩自然フォーラム
目的・・西多摩地域に残る里山の自然を守る観点から、秋留台地域整備計画（東京都）の見直しを求める。里山の自然を生かした地域社会のあり方を考えること。
- 平成4 4月 A T T 流域研究所
目的・・荒川、多摩川、利根川及び東京湾等の水圏を中心に総合的な調査の研究をすすめ、流域振興や都市問題地球環境をめぐる諸課題に各種の提言をし得る活動を目指す。
- 7月 三多摩自然環境センター
目的・・多摩地域における環境問題等について、また多摩の新時代に向けての環境とまちづくりのために、多摩地域の市民団体と個人相互の情報交流と学習、発表を行うこと。
- 9月 水みち研究会
目的・・湧水、地下水の保全。
- 平成5 4月 野川源流砂川用水の会
目的・・東京都本施策への応援及び、市民への情報提供。
- 6月 ふるさと稲毛を知る会
目的・・川崎は、どんな街なのか。川崎の風土は、どのようにしてできてきたかを話し合うこと。
- 9月 平瀬川流域まちづくり協議会
目的・・地域のコミュニティの醸成を進め、五感を使う喜びを味わいながら、自民自治で、うるおいのあるまちづくり活動を進めること。
- 平成6 4月 川口の自然を守る会
目的・・八王子市川口地区の自然（植物、生物）の調査記録の作成および保護

- 7月 特定非営利活動法人 多摩川センター
目的・・多摩川とその流域の自然・文化に関わる課題に対し、その情報を集め発信し、多摩川と市民のよりよい関係を築きあげること。
- 8月 多摩川と語る会
目的・・川崎の母なる川として多摩川に市民が親しんでもらうこと。その流域の自然を大切にし、水辺に生息する小さな生きもののけなげさたくましさに触れ、自然と共生することを学ぶ。また、対岸や上流の流域の人々と交流をはかり、多摩川の清流をはかる。
- 10月 浅川の生きもの研究会
目的・・浅川の生きものとふれあいを通じ、自然に親しみ、浅川を生きものたちにとって健やかに生き続けられるようにすること。
- 12月 多摩川源流観察会
目的・・自然に親しみ、自然を汚さず、自然を守る取り組みを進める。
- 平成7 5月 麻生水辺の会
目的・・都市化されつつある麻生の源流域を持ち場にしながら、他の団体とのネットワークを組み湧水域と雑木林の保全、各川や池の掃除・水質検査などを行い、川と水を柱にした住み良いまちづくり。
- 平成8 2月 たまがわネット
目的・・多摩川に関する様々なロマンを共有し、その実現に向けて歩む。又多摩川で活動する官民学野を越えて諸団体及び個人の幅広いネットワーク形成を目指す。
- 4月 明治大学農学部応用植物生態学研究室
目的・・市民とのネットワークを通して、保全生物学の研究を深める。学生と市民の成長に貢献する。
- 7月 川崎・水と緑のネットワーク
目的・・市内で活動する団体間の緩やかな情報交換と人的交流を図ること。
- 11月 浅川せきれいの会
目的・・川の中で安心して遊べる、美しい川をとり戻すこと。
- 平成9 6月 浅川流域連絡会
目的・・浅川をはじめとする流域、各地域のそれぞれの課題や問題

点を会員相互の共通の認識として、ゆるやかなネットワークを結ぶことによって、各地域の活動を支援し、共に学び合う場としての機能を目指すもの

7月 みんなの野川をみんなで考える会議
目的・・・今後の野川のあり方について、市民と東京都、流域自治体が共に考える場を持つこと。

11月 多摩川癒し研究会
目的・・・今後多摩川の癒し効果が多様な側面から明らかにされることにより、多摩川を舞台とした癒法（セラピー）が技術的に確立されること。

多摩川四ヶ領用水400年の会

目的・・・四ヶ領用水着手400周年を記念し、多摩川の流域の水辺環境を考えるため。

平成10

谷戸と田んぼの会

目的・・・調布市内にある谷戸、田んぼ、畑等の自然環境の保全と復元を図ること。

4月 たまエコPJ多摩支部
目的・・・多摩川の川崎市流域の歴史、文化遺産の研究と継承。

5月 多摩川・リバーシップの会
目的・・・舟を多摩川に浮かべて多摩川を五感で体験するとともに、多摩川における舟による活動と水辺のロマンを希求し、ロマン実現のために学習や提言を行うこと。

10月 国立市動物調査会
目的・・・国立に生息する動物の調査を通じて、自然に関する理解を深め、生き物の生育に必要な自然環境を守り、国立市において残すべき良い環境は何かを考えて行動できるようになる事。

平成11 2月 多摩川さくらの会
目的・・・多摩川土手に桜を植えること。

平成12 4月 リバーサウドカンパニー
目的・・・カヌーというアウトドアスポーツを通じて、川の持つ魅力・自然の大きさを伝え、様々な年齢層の人々との交流を持つ。

6.1.2 各団体の活動分野

各団体がどのような活動をしているのかを調べた。12の活動項目は下記の通りである(表6-2)。各団体において、12の活動項目のうち該当するものに印をつけ表を作成した。(表6-3)

6.1.3 各団体の会員数

戦後からどのように団体の規模が変わってきたのかを調査する。「全国川や水の活動団体名簿」より各団体の会員数を調べた。会員数は表6-4に表した。

表6-2 住民活動団体の活動分野項目

1	川の水質保全や清掃などの「環境保全・美化活動」
2	動植物の観察・調査・保全などの「自然生態調査・保全活動」
3	川に親しみ、遊び、学ぶための「川の学習活動」
4	川の歴史や文化を研究、継承する「歴史・文化活動」
5	水資源の保全や有効活用を促進するための「利水・節水活動」
6	洪水や地すべりの防止に寄与する「治水活動」
7	都市内の川や水路を生かした「まちづくり活動」
8	花火・祭り・飛ばしなど、川を利用した「イベント活動」
9	川や水循環の健全化に配慮した暮らしを实践する「生活改善活動」
10	上記の諸活動の交流・連携と川や水問題解決への市民参加を促進する「流域連携活動」
11	川や水辺のもつ癒し効果を利用した「福祉活動」
12	カヌー・釣りなど、川を利用した「スポーツ・レクリエーション活動」

多摩川流域の住民団体の活動目的を示した表6-3を見ると、単独の目的をもつ団体は、上の表の「自然生態調査・保全」を目的とした団体がふたつあるが、ほとんどの団体は複数の目的をもっている。ただ、興味深いことは、ほとんどの団体が、この「自然生態調査・保全」を共通にもっており、都市住民の自然志向を反映していると言えよう。

表6 - 3 多摩川の住民団体の設置年と活動目的

設立年	項目												活動形態
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
昭和13													単
42													単
45													単
													ネットワーク
46													単
47													単
48													単
50													単
53													単
55													単
57													
58													ネットワーク
60													単
													単
													ネットワーク
61													単
													ネットワーク
62													
													ネットワーク
63													ネットワーク
													単
平成1													ネットワーク
													単
													ネットワーク
													単
2													単
3													ネットワーク
4													単
													ネットワーク
5													ネットワーク
													ネットワーク
													ネットワーク
													ネットワーク
6													単
													単
													単
													単
7													ネットワーク
8													単
													ネットワーク
													ネットワーク
													単
9													ネットワーク
													ネットワーク
													ネットワーク
													ネットワーク
10													単
													ネットワーク
													単
													単
11													単
12													単

表 6 - 4 多摩川の住民団体の設置年と会員数

設立		組織	
年	月	スタッフ数	会員数
昭和13	11	×	80
42	5	512	7000
45		×	80
	2	6	100
	8	5	15
46	9	6	35
47	7	8	150
48	11	6	93
50		×	100
53	11	5	115
55	4	6	250
57	6	10	50
58	7	1	31
60		3	22
	4	10	80
	11	37	460
	12	15	231
61	6	20	70
		×	159
62	1	10	120
	4	×	×
63	5	50	×
	6	33	168
	11	×	50

× : 未記入

設立		組織	
年	月	スタッフ数	会員数
平成1	5	×	×
	7	11	60
	10	×	×
	12	8	51
2	12	5	30
3	10	×	35
	12	30	200
4	4	×	24
	7	×	150
	9	10	100
5	4	1	×
	6	×	×
	9	20	200
6	4	5	20
	7	4	×
	8	5	73
	10	×	50
	12	12	33
7	5	7	47
8	2	3	40
	4	1	50
	7	10	500
	11	8	25
9	6	8	61
	7	5	40
	11	×	40
		×	69
10		×	28
	4	×	5
	5	×	56
	10	5	40
11	2	5	63
12	4	8	15

6.2 戦後の住民活動団体の傾向分析

6.2.1 活動団体の設立年と会員数

図6-1は各団体の会員数と団体の設立した年の関係をあらわしたものである。この図を見るとまず、昭和と平成で団体と会員数の傾向におおまかな違いが見られる。昭和にできた団体は全体的に会員数が多い傾向がみてとれる。一方、平成に設立された団体に関しては会員数が少ない傾向がみられる。このデータベースは平成13年の段階でのものであり、設立年の古い団体は、時代とともに消えることなく継続しているものであり、それなりにしっかりした運営がなされていると言える。昭和に設立された団体は、時間的に淘汰されて残った団体であり、その意味で会員数が多いのもうなずける。

図6-1をみてみると1985年あたりを境に、年度ごとの設立団体数が急激に伸びていることが分かる。この結果、平成に入って住民団体数の増加傾向が顕著である。同時に言えることは、平成以降、団体の会員数が少ないである。団体は多く設立されているが、各々の団体の規模は小さくなってきていると言える。

この背景には、河川環境への住民参加、「かわづくり」運動などが盛んになったこと、河川法が改正され、「河川環境」が河川行政の目的として明記されたこと、さらにNPO法案ができ、団体を設立しやすい環境になったことなどがあげられる。

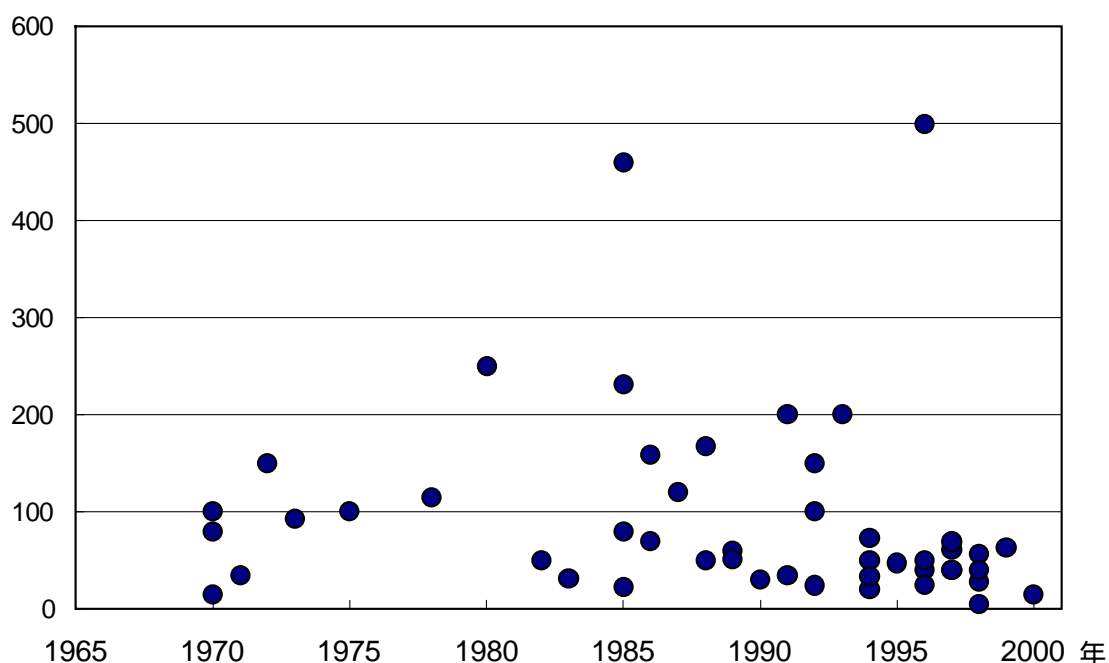


図6-1 活動団体の設立年と会員数

6.2.2 活動団体の活動目的の分析

図6-2は、12の活動分野について分野別に年度ごとの累積表を作り、団体数の累計を図示したものである。

この図を見ると、自然生態が12分野の中でもっとも団体数が多い傾向がみられる。対照的に、治水・利水活動は最も少ない。自然生態の調査や保全活動は、住民が環境学習も含め、主体的に行える目的であるが、治水・利水は行政主導であり、住民団体と行政とのかかわりあいが少ないことを示している。また、すでに図6-1でも指摘したが、1985年頃を境に全体的に団体数が増えており、活動目的で見ると、やはり自然生態が顕著な伸びを示している。市民のエコロジーへの関心の高まりを反映していると言える。

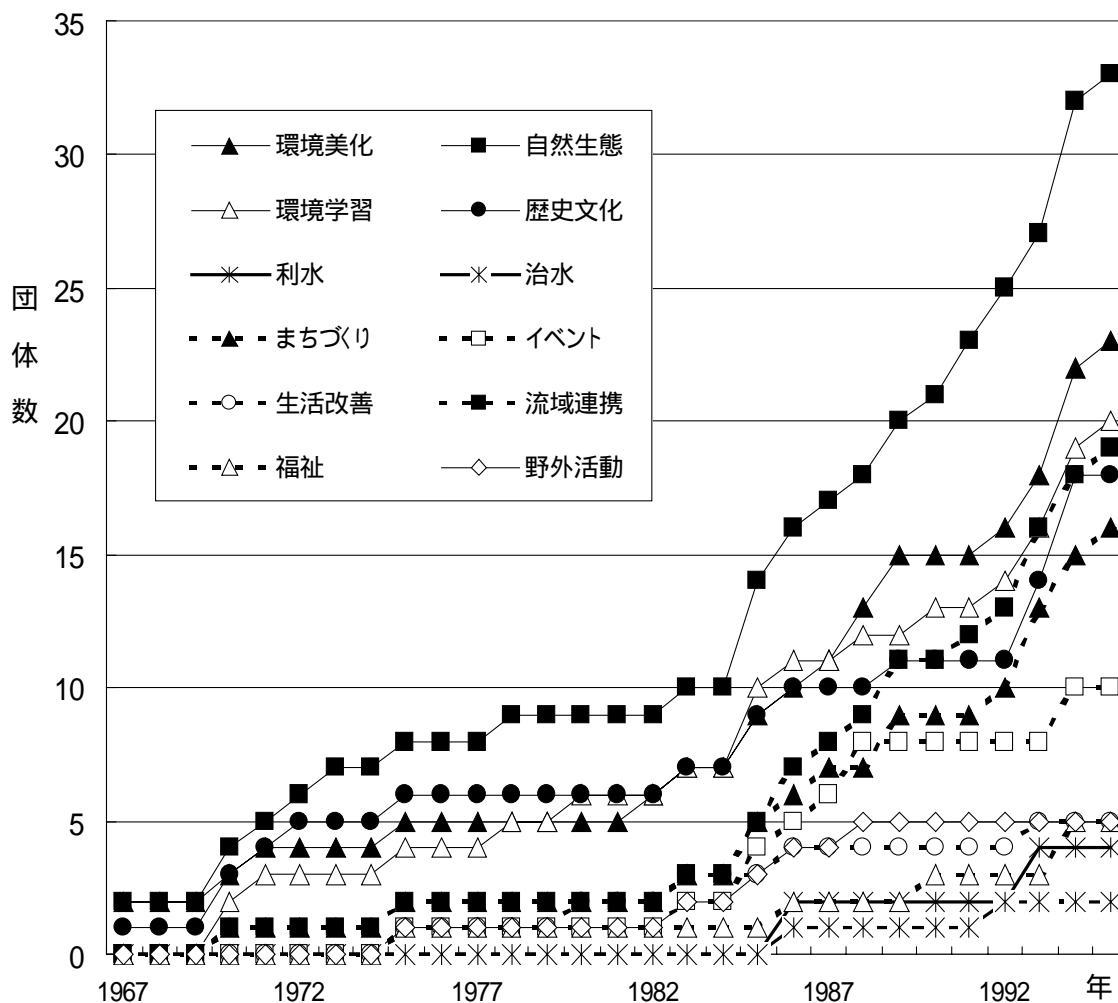


図6-2 住民団体の設立年と活動目的

多摩川流域では、資料編の住民運動史年表に記載されているとおり、1962年（昭和32年）に「八王子自然友の会」が設立され、1963年には、「多摩川の自然を取りもどす会」が結成されている。さらに、1970年（昭和45年）には、現在も存続している「多摩川の自然を守る会」が設立された。このように、多摩川流域は、本来、自然に恵まれた流域であるが、首都東京の西部に隣接するという地理的条件から、戦後の都市化の進展、宅地の拡大にともなって貴重な自然が破壊されていくという歴史をたどっている。この多摩川の特殊性が、自然生態を基調とした住民団体の活動を促した要因であると言える。

参考資料

1) 日本河川協会(2001): 全国川や水の活動団体名簿, 川や水の活動団体調査事項委員会編

第7章

多摩川をめぐる住民運動史のまとめ

第7章 多摩川をめぐる住民運動史のまとめ

7.1 多摩川住民運動の事例研究についてのまとめ

多摩川の住民運動の歴史を三つの事例について調査し、その結果について考察を加えた。その内容については第3章から第6章までに詳述しているので、ここではそれぞれの事例について明らかになったことを整理する。

1) 小河内ダム建設における行政と水没住民の対応の分析

本研究では、小河内ダム建設に関する文献をあらためてレビューし、特に、公文書や議会議事録、新聞記事などの一次資料をもとに、ダム計画から工事開始、戦争による中止から再開にいたる経過のなかでの行政の事業の進め方と水没住民の対応について詳細な年表を作成し、住民運動史という観点から考察を加えた。

小河内ダム建設は、小河内村長の「帝都東京のために犠牲になる」という精神で受け入れられた。しかし、その後の3年を越える二ヶ領用水問題での水利紛争は、小河内村民の生活を窮乏の底に追い込んだ。その中から、小河内の村長はじめ村民は陳情と請願を繰り返して工事再開を実現させる必死の運動を展開した。

この小河内村の運動は、東京府・東京市の関係者や市会議員や府議会議員、さらには内務省への陳情・請願であり、小河内村の農民が単独で行なったものである。残念ながら、それは孤立した運動にとどまり、新聞などマスコミで多少は取り上げられたものの、社会的な運動にはならなかった。

このように村民の運動が、関係する行政の有力者への陳情・請願という形態をとったことは、当時の行政機構が十分に近代化にされておらず、国や地方自治体の役人が、法律やルールはあるとしても、むしろ人情や同情によって動きやすいという、よい意味での封建的な土壌を残していたことが背景として考えられる。

戦前の小河内ダム建設にまつわる水没村民の運動が社会的な広がりを見せなかった原因は、ひとつには明治憲法下の国家権力の強さと人権意識の低さもあるが、もうひとつ忘れてならないのは、今日のテレビ放送のような情報ネットワークが未発達であり、その意味でも小河内村民は孤立せざるを得なかったということである。

小河内村民の運動は、今日のような基本的人権を軸に生活を守る近代的な運動ではなく、封建領主と農民の関係のような、「苦しむものへの情け」をよりどころにしたものであった。この関係が、移転補償交渉において、温情的な「更生資金」として最後に決着をつけさせたと言えよう。そして、この更生資金は、わが国で初めて実施されたものであり、以後、形を変えながら日本における紛争の解決手段として運用されていったと思われる。

戦後の農地改革にともなう小河内ダム工事再開の反対運動は、戦前とは多くの点で異なっている。まず、村民は民主化に目覚め、古い封建的な体制とは異なる、新しい民主国家建設の環境のなかで自らの生活を守る主張を行い、反対運動を展開した。それに対して、工事再開を進めたい東京都は、法律や制度を有効に使いながら、まさに官僚的な手法で村民を追い込んでいった。

小河内村民と東京市・東京府（戦後は東京都）の対立を、戦前と戦後で比較すると、図式的で大雑把ではあるが、封建領主 VS 農民から近代国家 VS 市民への移行という構図として見ることができる。

2) 多摩川裁判をめぐる住民運動の分析

多摩川裁判における住民の動きについては、裁判にかかわった当事者へのヒアリングを基本に研究を進めた。特に、裁判の原告団の代表、弁護士をはじめ、多く関係者のヒアリングを主体に既発表の文献では得られない情報を収集し、裁判をめぐる一連の動きを整理し、表面には見えなかった問題点を明らかにした。

多摩川水害裁判において特徴的なことは、まず、破堤によって市民の家が一軒一軒流されていく映像の一部始終が日本全国にテレビで放映され、社会的に多大な関心を集めたということである。この出発点は、他の水害訴訟とは異なる特徴であると言える。

破堤によって水害の被害にあった住民が、戦後の宅地開発で住居を購入した典型的な新興都市住民であったことも多摩川水害裁判の特徴である。それまでは新潟の加治川裁判などのように農民が被害者であり、農民においては川と生活が日常的に緊密に結びついている。しかし、多摩川水害のケースでは、被害者は、生活と川とは直接関係を持たない市民であった。

提訴への道のりにおいて興味深いことは、建設省の方から被災住民に提訴してほしいという示唆があったということである。人災説が大方の見方と思われていたなか、建設省は被災者と交渉を重ねたが、補償金の予算化に難点があり、被災者から提訴された方が客観的で法的基準にものっとり、払いやすいということだった。

建設省が設定した、水害の原因究明の委員会（多摩川調査技術委員会）は、約1年後に報告書を発表するが、原告・被告ともにその内容を評価するという報告書であり、タイミングよく提出されただけでなく、行政に不利になるような報告書を行政が出すという初めての例となった。一審の裁判では、原告側が資料として有効に利用した。

多摩川裁判一審は、3年弱という短期間で結審した。短期化に影響したことは、1）人災という国民的な認識があったこと、2）生々しい被災経過のビデオや現場検証など、ヴィジュアルな面に訴え、立証が先行したこと、3）証人が、原告・被告双方一人ずつというしぼったやり方がとられたこと、などである。

建設省側が控訴した背景には、当時、建設省が昭和47年に起こった水害をはじめ全国に多くの水害訴訟を抱えるようになり、「これでは治水行政はやれない」と考えたことが推察される。特に、昭和47年水害などでの被害者の提訴が相次ぎ、下級審での国側の旗色が悪く、昭和51年頃には原告側勝訴が相次いだ。

控訴審が8年間という長期に及んだ理由は、1）国側が、証人の追加や水理実験による立証などにより巻き返しを図ったこと、2）大東水害最高裁判決での被害者敗訴を踏まえ、宿河原堰の件に関して「一般水準論」を展開したこと、3）裁判官が頻繁に3人も替わったこと、4）裁判官人事における「判検交流」と「多摩川シフト」があったこと、などが挙げられる。

最高裁による差し戻し控訴審では、災害時の技術水準でみると堰や取り付け部には欠陥があったという、いわば予見可能性ありという、原告側の主張を最高裁が認めてくれ、争点が絞られたため、状況として原告側に有利になり、担当弁護士によると、勝利は確信されたという。差し戻し高裁判決では、「国は別紙一覧表記載の金額を支払え」というものであり、原告側勝訴で長い裁判の幕を閉じた。

多摩川裁判を担った人々は、生活水準が中の上クラスの市民であり、お互いに干渉しないという都市住民の生活スタイルが定着しており、一般的には団結力が強くないと思われる人々である。その点、土地と密着した農民とは異なる。しかし、実際のところ多摩川裁判の場合、原告側の団結は意外に強く都市住民としては珍しい例であった。

多摩川裁判を運動体としてみた場合、裁判当事者以外の活動家からのヒアリングでは、この裁判が大きくマスコミに取り上げられたにもかかわらず、多摩川流域全体の問題としての関心の持ち方、受けた影響は少なかったという意見があった。

3) 多摩川河川整備計画策定過程における市民参加の分析

多摩川水系河川整備計画の策定において多摩川流域の市民はどのような意識をもって参加したか、あるいはしなかったか。このような市民意識の分析においては、アンケート調査と回答の分析がオーソドックスな手法であり、本研究においては、流域の住民を対象に150通のアンケートを送付し、その回答結果について分析を行なった。

アンケートから、回答者の49%しか「多摩川水系河川整備計画の存在を知らない」という事実がわかり、当事者（行政および市民）による啓蒙活動が十分には行き届いていないことを示唆している。しかも、調査対象者が、「多摩川に関心を有する団体あるいは個人」としてウェブサイトで所在地や住所が公開されているような人々であることを考慮すると、この結果は、「多摩川水系河川整備計画」の今後において重大な障害となる可能性を秘めている。

すなわち、市民による認識の低さは、同計画が策定過程を経て、20～30年間と見込まれる実施過程に入っている現在にあって、同計画の実施に際して市民の関心が十分には得られず、結果として市民の意向を十分に反映した形での実施が実現し得ない可能性を示唆していると言えるからである。

一方、「多摩川水系河川整備計画」自体を知っている市民は、その策定過程で市民参加が期待されていたことを高い割合（77%）で知っていた。この事実から判断して、同計画の存在についての啓蒙が十分に行なわれれば、その内容、特に市民参加への期待も十分に伝わるのが期待される。

すなわち、周知すべきは先ず同計画の存在にあって、市民参加への期待は計画の存在がより多くの市民に認識されれば、必然的に市民の間では高まること

が推察される。

多摩川水系河川整備計画」の策定過程では、市民参加を推進するため、「ふれあい巡視」、「市民アクション」、「流域セミナー」、「流域委員会」の4つのメカニズムが用意されていた。これらの中では、「市民アクション」と「流域セミナー」に参加した人の割合が、「ふれあい巡視」あるいは「流域委員会」に比べると高かったが、少ない回答数からこれらのメカニズムについて、その優劣を判断することは出来ない。これらのメカニズムへの参加が市民に満足を与えたかどうかに関しては、参加した延べ人の約1/3は「満足しなかった」と回答している。すなわち、参加した人の一定の割合は、その結果には満足していないことが明らかになった。

「市民」として「多摩川水系河川整備計画」の策定が、参加するに値する（利権を有する）理由としては、住居あるいは職場の立地（河川の近傍である・流域内にある）を挙げる人が多かった。また、少数ながら、立地ではなく個人としての関心を、根拠として挙げる人もいた。他方、自分はそのような権利を持たない（市民として参加するに値しない）と考える人は皆無であり、現実に参加した人の中では、参加する理由が確立していることが示唆された。

4) 戦後の住民活動の分析

以上の3つの事例とは別に、日本河川協会の住民活動団体のデータベースをもとに、多摩川流域の住民活動の分析を行なった。

多摩川の住民活動は、戦後、自然保護や自然生態保全などを主な目的として活発に展開された。特に、1980年代の後半から団体設立の増加が顕著になり、平成に入ってから、多様な目的をもった小規模の団体の活動がめざましく増加し、多摩川住民のアクティビティと問題意識の高さが明らかになった。

7.2 結語と今後の課題

本研究の目的は、多摩川の社会史、すなわち多摩川と流域社会との関係の歴史を、「住民運動史」という切り口で明らかにしていくことであった。そのため、小河内ダム建設問題、多摩川水害訴訟、河川整備計画策定という、戦前・戦後・近年の三つの事例を取り上げ、行政と住民の関係を軸に、文献調査・ヒアリング調査・アンケート調査を実施し、それらの調査結果について考察を行なった。

本研究は、筆者ら3名の研究者にとって初めての取り組みであり、多摩川流域住民運動史という大きな目標に対して、ようやくその端緒についたというのが正直な感想である。そのため、2年間の研究を終えた現在も多くの課題が残されている。

まず、小河内ダム建設にともなう住民運動については、一次資料として、主に小河内村や隣接村、東京市・東京府・東京都など、陳情書・請願書を含み行政機関の公的文書に重点をおいたが、運動にかかわった市会議員や府議会議員、東京市の水道関係者など、多くの関係者の発言や記事なども検討資料として加えれば、全体像がより明確になったのではないかと考える。また、移転補償交渉について、補償の内容や金額についても、当時の物価などを調べることで、金額そのものの評価も可能となったのではないと思われる。

次に、多摩川裁判については、関係者のヒアリングを主体にしたため、既存の文献調査では得られない情報を集めることができた反面、ヒアリングの内容をどのように事実として認定するか、当人たちの記憶、感想、意見をどう区別して調査結果として整理していくかが別の問題として残された。つまり、裏話的な真実をどのように歴史的事実と関連させていくかという問題である。今後は、文献調査とヒアリング調査を対照させながら進めていくことが必要と思われる。

最後に、多摩川水系河川整備計画の策定に関して、今回実施したアンケート調査は、これまで明らかではなかった、市民による「参加」の認識と行動が明確に把握されたという意味で、大きな意義があると思われる。ただ、今回回答を寄せた母集団の中では、現実に市民として参加した人の数は5人と少なく、定性的にはその傾向が推定出来たものの、定量的にはやや問題を残した。すでに「河川整備計画」が実施過程にある現在において、実施プロセスにおける市民参加について、その動機、参加したメカニズムとそれへの評価、参加する資格に関する認識など、今回と同様のアンケート調査を実施することは有用と考えられる。特に、実施段階での行政当局からの情報フローや、市民から見た行政の透明性など、現時点では十分に知見が蓄積されているとは言い難い局面について、有益な情報を得ることが期待される。

最後に、本研究を通して感じたことを述べる。

多摩川の特殊性は、一級水系として首都東京に隣接しながら、東京の拡大発展の歴史とともに歩んできたことである。江戸期の玉川上水は言うに及ばず、戦前の小河内ダムは首都東京の水の需要にこたえるため計画され、小河内村村長は「帝都東京のために犠牲になる」という精神でその建設を受け入れた。戦後の東京郊外の都市化は、多摩川流域に新興住宅地を拡げていき、まさにその接点において、あの多摩川狛江での破堤と家屋の流失があった。この都市化における東京郊外へ宅地の拡大は、一方で多摩川の自然を破壊し、それを新興住宅地の住民たちは憂慮し、自然保護の運動を始めた。また、この都市化は、多摩川の水質汚濁をもたらし、水質向上への運動として展開された。こうして、環境保護、自然生態保全は、多摩川の住民運動の基調となり、この多摩川流域住民の環境保全を基調とした住民運動は、「多摩川水系河川整備計画」の策定への市民参加へと結実していった。

資料編

- 1 . 多摩川住民運動史年表
- 2 . 移転補償交渉の議事録^{*}

^{*})戦後の工事再開にかかわる移転交渉の協議会議事録（東京都公文書館にて資料撮影）

多摩川住民運動史 年表

年号			多摩川の歴史	
時代	西暦	元号	行政	住民運動
明治時代	1877	明治10年		2.10下丸子村（大田区）の一村民が多摩川の浅瀬を締め切り、一日以来通し料金を取り立てている件につき、神奈川県権令より東京府知事に公許か否かの照会がでる。「平川文書」 4.21八幡塚村（大田区）の鈴木佐内他二名が六郷橋修理入費金償却のため、渡橋銭徴収期間5ヶ月20日間の再延長を願い出たが却下される。「東京市史稿」
	1881	明治14年	8.4六郷用水の配水に関わる紛争を避けるため、文書による「六郷用水組合議定書」六か条を作成し、知事の採決を得る。「東京市史稿」	
	1882	明治15年	6.20矢口村と嶺村の地先の多摩川敷の一部を官有第三種のまま修路用砂利掘取場とする。「東京市史稿」小宮領筏師組合を制定し、筏会所を戸倉村（五日市町）におく。	1.6六郷領内（大田区）の各村代表が六郷用水取入口元修復を地方税で行うように東京府知事へ請願する。「東京市史稿」
	1883	明治16年		2.13川崎駅・東京府八幡塚村（大田区）の有志ら、共同して六郷川に橋を架け、この日、渡初式を行い六郷橋と命名する（六郷架橋組合このころ工事費償却のため橋銭を徴収）
	1884	明治17年		8.-8月中旬、津久井、南郡9ヶ村の負債に苦しむ農民300人が御坂峠に集合して騒ぐ（困民党事件） 9.-農民権家、細野喜代四郎、石坂昌孝らによる農民と債権者との仲裁不調、農民再び八王子のヒヨドリ山に集結。211人全員逮捕される（川口村困民党事件） 神奈川県南多摩郡28ヶ村の貧民が借金党を作り漸次暴動化する。「新聞集成明治編年史」
	1886	明治20年		西多摩郡長淵村（青梅市）でコレラ患者の汚物を多摩川で洗濯したことが事件化し、近代的水道の設置の要求高まる。
	1889	明治22年	9.2322日からの強雨により多摩川洪水、調布村元嶺、矢口村元矢口、古市場、今泉4カ村の堤防決壊、各所で浸水	

	1890	明治23年	8.22～24台風により矢口・古市場・今泉堤決壊、六郷村・矢口村で被害。 8.29西府村（府中市）神奈川県知事に対して、多摩川水防工事願いを提出。	
	1891	明治24年	1.-西府村（府中市）神奈川県知事に再度多摩川改修願を提出。 7.-府中駅外3ヶ村多摩川改修工事願を神奈川県知事に提出。	
	1893	明治26年		東京府編入反対者、羽村の堰を破壊。
	1894	明治27年		異常湧水のため稲草枯死寸前となり、二ヶ領下流の農民数百名、二ヶ領上流の各取水堰を点検堰の切り払い破壊などの騒動を起こす。
	1900	明治33年	2.13多摩川を国庫支弁の河川に編入するよう立川村より請願が出されこの日国会に報告される。	
	1901	明治34年	9.-六郷用水管理者村上荏原郡長、二ヶ領用水の取水量を減じようように二ヶ領用水側に依頼。	
明治時代	1902	明治35年	二ヶ領用水組合、宿河原取入口締切管水を東京府直轄工事人夫が破壊したことに対して、東京府に抗議（東京府の責任で修理することで決着）	
	1910	明治43年	10.21多摩川沿岸の神奈川県・東京府の各町村長と地主総代ら、多摩川河身改修に関する請願書を両府県知事に提出する。	
	1911	明治44年	東京第一水道拡張事業が立案される。	1.31橘樹郡稲田村（川崎市）他5ヶ町村民の代表添田知義ら129名「府県町村区域変更に関する請願書」を内務大臣と衆貴両議院議長に提出。
大正時代	1913	大正2年	湧水時の調節用として、村山貯水池を築造し、境浄水場、和田堀給水場を設けることを基幹として工事に着手する。	10.20御幸村（川崎市）村長をはじめ11ヶ村の代表、御幸村上平間から中原村上丸子間の多摩川堤塘新設のため県に請願を行う。
	1914	大正3年		9.16御幸村（川崎市）とその周辺村民たち500余名、多摩川築堤のため「アミガサ」を着用し、神奈川県庁に大挙陳情を行う（アミガサ事件）。 9.19アミガサ事件を契機に市村橘樹郡長、多摩川出水に伴う被害関係団体の有志を郡役所に集め、多摩川築堤期成同盟会を結成する。

大 正 時 代	1916	大正 5 年		4.11多摩川の対岸（川崎側）に堤防を建設することに反対して、荏原郡内の沿岸各村の代表らが東京府と内務省に陳情する。（25日及び5月19日に重ねて陳情） 「平川家文書」
	1917	大正 6 年		日本昆虫学会自然保護委員会が結成される。
	1920	大正 9 年	多摩川中流部について北多摩郡各町より「多摩川改修費及付屬事業費国庫支弁に関する請願」が出される。	
	1925	大正14年		8.21第一期工事に引き続き、羽村堰に至る延長10里を第2期改修区間と川崎市長高津町長、稲田村長、東京、神奈川県及び内務省に対し、して着工を要望する陳情書を提出。
	1926	大正15年	東京市会において、第二水道拡張計画が発議される。	
昭 和 時 代	1931	昭和 6 年		ダム建設の計画が発表され、貯水池となる小河内村、丹波山村、小菅村の関係村民は反対。
	1932	昭和 7 年	東京市会で小河内ダムの建設が始まった。	
	1933	昭和 8 年	1.-村民は移住を覚悟し、各方面にその候補地を物色した。 4.-二ヶ領用水組合の抗議により工事進行に暗影が生じる。 8.-神奈川県川崎二ヶ領用水組合の反対により、小河内貯水池計量がとん座する。	
	1934	昭和 9 年		日本野鳥の会が結成される。
	1935	昭和10年		4.-小河内村民20名貯水池問題で都知事、水道局長に陳情。 12.13小河内・丹波山・小菅の各村民約1,000名、貯水池問題で国と東京市に座りこみ陳情検束をつく。
	1936	昭和11年	1月 二ヶ領用水問題に解決の機運が生じる。 3.2 内務省土木部長室で二ヶ領組合問題に関して申し合いが成立し、正式調印される。多摩川下流の水利問題が解決。同年の7月事業認可を受け、小河内ダムの建設が本決まりとなる。	

昭和時代	1937	昭和12年	2.-府、市、村の土地評価等に関する合同委員会の提唱を市当局は一蹴した。 4.-東京市技師仲田聡治郎が東京市長に「小河内貯水池1水量に就いての検討」という意見書提出、その中で小河内ダムの貯水量に下流農業用水に対する配慮のなかったことを指摘。	3月 小河内村第1期買収案が市参事会に提出され、その買収価格のあまりの低さに村民は呆然とし、憤慨し、今後の対策を協議した。
	1938	昭和13年	2.1帝国議会、小河内村救済に関する請願書を採択。 6.-小河内村移転問題で府と村で、補償の覚書を交換。 9.-小河内ダム工事着手に先立ち、氷川村から工事現場に至る工事専用道路完成。	3.14 小河内村村長以下村会議員等9名が、白たすきをかけ上京。 3.29 村および村民に対する補償として、別個に小河内村532戸に対して更生資金50万円と村の公共諸費充当のための3万円、合計53万円を支出する、という案に対して村側が受け入れる。 11.-小河内ダム工事開始に伴い、小河内村民各地に移転始める。西多摩村(羽村町)酪農振興のため北海道から乳牛75頭移入図る。
	1939	昭和14年	2.-二ヶ領用水川崎工水に分水、組合は川崎市に1日27000?の使用を承認	
	1947	昭和22年	5~8水道関係審査委員と都の関係局部課長との審議の結果「第二水道拡張事業に関する調査報告書」を公表。	日本鳥類保護連盟が結成される。
	1948	昭和23年		2.16 小河内農地委員会が開催され、自作農創設特別措置法により、農地買収計画が可決され、再び小河内ダム工事反対の運動始まる。
	1951	昭和26年	3.27小河内貯水池建設に伴う物件移転料その他の諸補償基準並びに小河内貯水池関係村民移転厚生対策につき、都と小河内村との覚書交換さる。小河内ダム工事再開へ。	日本自然保護協会が結成される。
	1954	昭和29年		1.-西府村の四ツ谷、中河原住民が砂利採掘禁止を陳情す。
	1957	昭和32年	小河内ダム完成。	
	1961	昭和36年		9.1瑞穂・村山、砂川・立川四市町が残堀川の改修を自民党協調会調に陳情。
	1962	昭和37年		八王子自然友の会が結成される。
1963	昭和38年		女性を中心とする生活改善運動の一環として多摩川の水質汚染対策に取り組む、「多摩川の自然を取り戻す会」が結成される。 9.3多摩川の自然を取り戻す会が結成される。	

昭和時代	1965	昭和40年	5.7川崎市議会、多摩川河川敷の解放を政府と国会に請願陳情する。5.8川崎市議会、多摩川河川敷の開放を県及び県議会に請願する。
	1967	昭和42年	5.6奥多摩町、前年の台風26号により川井堰堤内の町営ポート場に砂利が堆積したため砂利採取許可願を東京都に提出。
	1969	昭和44年	11.-福生市地先の多摩川河川敷に運動場を造成する計画が明らかになり、日本野鳥の会、日本自然保護協会、東京教育大学などの有志が集まり反対運動を行った
	1970	昭和45年	2.8東京に残された都民に身近な多摩川の自然を人為的破壊から守り、都民と地域住民の憩いの場を作るのを目的として、「多摩川の自然を守る会」が結成される。 2.8多摩川の自然を守る会が結成される。多摩川ぞい道路建設に反対する会が結成される。 3.-福生市多摩川河原で最初の自然観察会を開く。 4.-自然調査を行う。 5.-「自然を返せ」の日比谷デモには、日本野鳥の会創立者の中西悟堂や美濃部亮吉東京都知事ら約130名が参加した。 6.-立川市の多摩川河原で自然観察会を開催。 7.-多摩川の自然保護を求める陳情書を再度東京都に提出するなどの活動を続ける。 9.20多摩川ぞい道路建設に反対する会を結成した。 12.-歩行者に危険な調布・狛江地区多摩川堤防上サイクリングコース建設反対の運動を開始。

1971	昭和46年	3.8多摩川沿い自動車道路反対都民協議会結成、堤防道路反対の請願が狛江市議会で採択された。	国が河川の有効利用を目指し、堤防上にコンクリート舗装されたサイクリングロードや人工公園を建設しようという計画を持ち出す。これに対し、市民団体が「これらの施設は河川の生態系に影響を与え、自然環境や景観を破壊する以外のなにものでもない」として反対運動を起こす。多摩川ぞい自動車道路反対都民協議会が結成される。秋川の自然と文化を護る会が結成される。多摩川住宅くさぶえ会が結成される。 2.-サイクリング計画が東京都の年度計画から除外される。
1972	昭和47年		府中の自然を守る会が結成される。三多摩問題調査研究会が結成される。奥多摩の自然と民家を守る会が結成される。 4.-狛江にて月例自然観察会を開催。 5.12日本自然保護協会主催の狛江アース・デーに参加、同時に多摩川の自然保護に関する請願を東京都議会に提出。 11.-第1回自然保護団体の集いが新宿消費者センターで行われた。 12.6堤防道路反対に関して、沿岸住民による車両通行阻止の座り込みにまで発展した。
1973	昭和48年		2.-多摩川ぞい五本松地域天端小段の自動車通過道路反対の署名が17,000名分集められた。 2.-第2回自然保護団体の集いが行われた。 3.-第3回自然保護団体の集いが行われた。 6.-東京の自然を考える集いが行われた。 10.-東京自然保護団体協議会集会が行われる。

昭和時代	1974	昭和49年		<p>5.-河川敷内無断耕作反対運動</p> <p>5.25多摩川をめぐる自然保護住民運動団体のつどい準備会が開催される。</p> <p>6.15多摩川をめぐる自然保護住民運動団体の集い。</p> <p>6.23多摩川水系をめぐる市民集会などによる連合をもとめる機運がさらに高まる。</p> <p>9.1~2二ヶ領水宿河原堰左岸の住宅が多摩川の濁流によって押し流される事件がおきた。(狛江水害)</p> <p>12.14多摩川流域自然保護団体が集まって多摩川水系自然保護団体協議会が結成される。</p>
	1975	昭和50年	6.-多摩川の河川敷に作られている家庭菜園に対して「河原の耕作は堤防を弱めて危険であり、自然の生態系を乱す」という理由で「多摩川の自然を守る会」では無断耕作追放にのりだす。	羽村地先の多摩川と隣接する青梅市や瑞穂町の自然環境保全に取り組むはむら環境を考える会が結成される。
	1976	昭和51年	6.-多摩川の河川敷に作られている家庭菜園に対して「河原の耕作は堤防を弱めて危険であり、自然の生態系を乱す」という理由で「多摩川の自然を守る会」では無断耕作追放にのりだす。	<p>多摩川の植物調査のほか、六郷の葦原で見られるヒユマイトトンボやウラギクの保護に取り組む「太田・多摩川下流の自然を守る会」が結成される。</p> <p>2.-狛江市猪方の昭和49年水害被災者33名、堤防決壊の責任を追及して国を相手に訴訟を起こす</p>
	1978	昭和53年		<p>3.-河川敷内緊急避難時用道路建設問題。</p> <p>11.7都市廃棄物名分地管理組合は、共同ゴミ処分地として羽村町の砂利穴を使うため、土地賃借契約することを決定。これに対し、地元住民が反対。23日「砂利穴問題対話集会」開かれる。</p> <p>秋川の上流から多摩川合流点まで平井川の自然保護と調査を行っている「秋川の自然に親しむ会」が結成される。</p>
	1979	昭和54年		<p>2.-消防署と多摩川河川敷の防火対策を考える集いが開かれる。</p> <p>羽村地先の多摩川で自然観察を続け、カワラノクギの人工的保護に取り組んでいる「はむら自然友の会」が結成される。</p>
	1980	昭和55年		<p>多摩川河川環境管理計画が全国に先駆けて制定される。</p> <p>5~11.-八回に分けて、青梅万年橋から河口までの多摩川を歩く会を開催。</p>

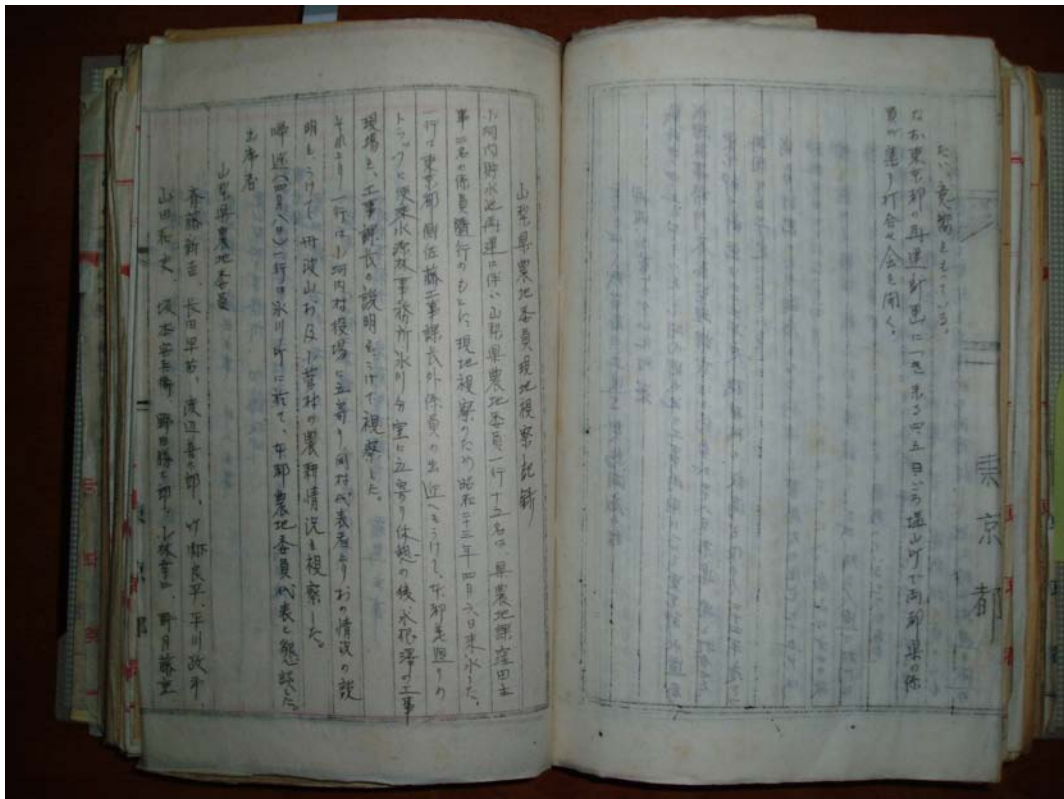
1982	昭和57年		<p>5～10.-八回に分けて「多摩川キャラバン64km」と題して現地調査を行う。</p> <p>11.23渋谷の薬学会館で開かれた「多摩川シンポジウム82」で、八十項目を越える河川環境改善のための要望書を広く市民に公開。</p>
1983	昭和58年		<p>建設省と協力して程久保川の河口に人工ワンドを作り、浅川沿いにある小学校の校内に水辺空間を設けるなど、日野市水路清流課と協力して浅川の水辺環境維持に精力的に取り組んでいる「浅川勉強会」が結成される。</p>
1984	昭和59年		<p>1.-登戸地先モトクロス造成問題が起こる。</p>
1985	昭和60年		<p>上河原堰下流左岸河川敷に計画されたリバーサイド・ゴルフ練習場建設をめぐって流域自然保護団体と建設省の関係が最悪になる。</p> <p>南浅川で早くから木炭による水質浄化を行うほか、高尾山の自然の保護に取り組んでいる「高尾・浅川の自然を守る会」が結成される。</p> <p>浅川と八王子地先の多摩川で毎月野鳥の専門調査を行っている「八王子カワセミ会」が結成される。</p>
1986	昭和61年	<p>7.24世田谷区の多摩川沿いにある富士観会館で多摩川を議論する初の試みとなる「多摩川サミット」が開かれた。</p>	<p>流域の行政の長が集まって行われた「多摩川サミット」に向け、「多摩川の自然に関する問題点と政界の要望口を歩いて」と題する要望書を東京都と建設省に提出。</p> <p>秋から始まった東京都による「武蔵野の道」計画で維持管理費の軽減を狙い道をアスファルト舗装することを考えたが、これに対して、堤防上をのんびりと散策したいと願う住民、ならびに自然保護団体が反対。</p> <p>毎夏恒例となった浅川筏レースを行い浅川の自然環境保護と水質浄化を訴えている等の活動をしている「八王子ランドマーク研究会」が結成される。</p>

平成	1987	昭和62年		稲城市内での活動のほか、多摩川で自然観察をしたり、河川敷に残るニセアカシアの保護に取り組んでいる「稲城の自然と子供を守る会」が結成される。
	1989	平成元年		大田区と協力して、一時は死んだと見られた内川の自然回復に成功している「内川をよみがえらせる会」が結成される。
	1991	平成3年	魚が上りやすい川づくり推進モデル事業が採択され多摩川がモデル河川として指定された。	8.14多摩川の河口から福生市までの七つの堰のうちの一つがまだ整備されておらず、天然鮎の遡上に対して弊害となったため、「多摩川の魚道整備に関する陳情書」が各市町村長より建設省関東地方建設局京浜工事事務所長および東京都知事に出される。 奥多摩ならびに多摩丘陵において野生生物の調査を行い、その調査結果に基づいて自然環境保全のための様々な提言を行っている「西多摩自然フォーラム」が開催される。
	1992	平成4年		三多摩自然環境センターが結成される。
	1993	平成5年		「TAMAらいふ21」事業が展開される。
	1994	平成6年	7.-多摩川センターが設立される。	野川とその周辺の湧水調査のほか、水循環についての研究を続けている「みずとみどり研究会」が結成される。 川崎市制70周年記念事業の一環として「夢発進かわさき-地球市民のまちづくり」という基本テーマに沿って「地球市民会議」が開催される
	1995	平成7年	1.-京浜工事事務所で学歴者等を委員とする「流域交流懇談会」が設置される。 1.30建設省京浜工事事務所によって、川の管理に関する望ましいあり方を模索する「流域交流懇談会」が開かれ、「パートナーシップではじめる<いい川>づくり」をテーマに話し合いが行われた。「多摩川エコミュージアム構想」が事業計画として始められる。	

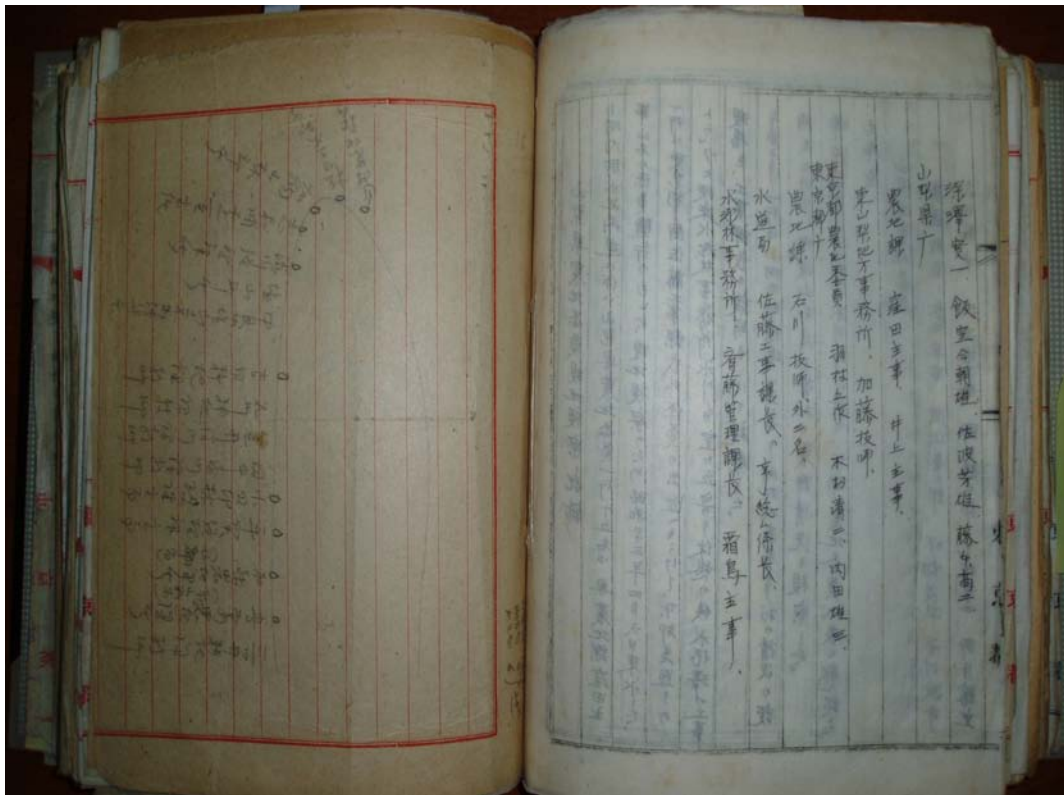
1996	平成 8 年	「川づくり・流域づくりに関わる市民（団体）、企業、自治体、河川管理者のパートナーシップの構築」を基本姿勢とする「パートナーシップではじめる<いい川>づくり」の提言書がまとめられた。	7.13川崎・水と緑のネットワークが結成される。
1997	平成 9 年	「多摩川エコミュージアム構想」が発表される。	多摩川四ヶ領用水 400 年の会 3.-「西暦 2000 年の多摩川を記録する運動」の準備会が多摩川センターでもたれた。
1998	平成10年		11.7～11.8源流を訪ねる会が開催された。 12.19「多摩川流域懇談会」の設立総会が開催される。
1999	平成11年	多摩川流域懇談会が設立。多摩川市民フォーラム、河川環境モニタリングなどが共同プロジェクトとして実施。 3.22第 1 回流域セミナーが開催される。 6.26第二回流域セミナーが開催される。 10.30第三回流域セミナーが開催される。	
2000	平成12年	1.29第四回流域セミナーが開催される。 3.25第五回流域セミナーが開催される。 9.14第六回流域セミナーが開催される。 12.18第七回流域セミナーが開催される。於国立オリンピック記念青少年総合センター	
2001	平成13年	1.28第八回流域セミナーが開催される。於東京農大グリーン・アカデミー・ホール 2.-第九回流域セミナーが開催される。 3.-「多摩川水系河川整備計画」が策定される。	

*) 本年表は、「新多摩川誌」他、第三章の参考文献をもとに作成したものである。

農地改革に伴う住民運動の議事録

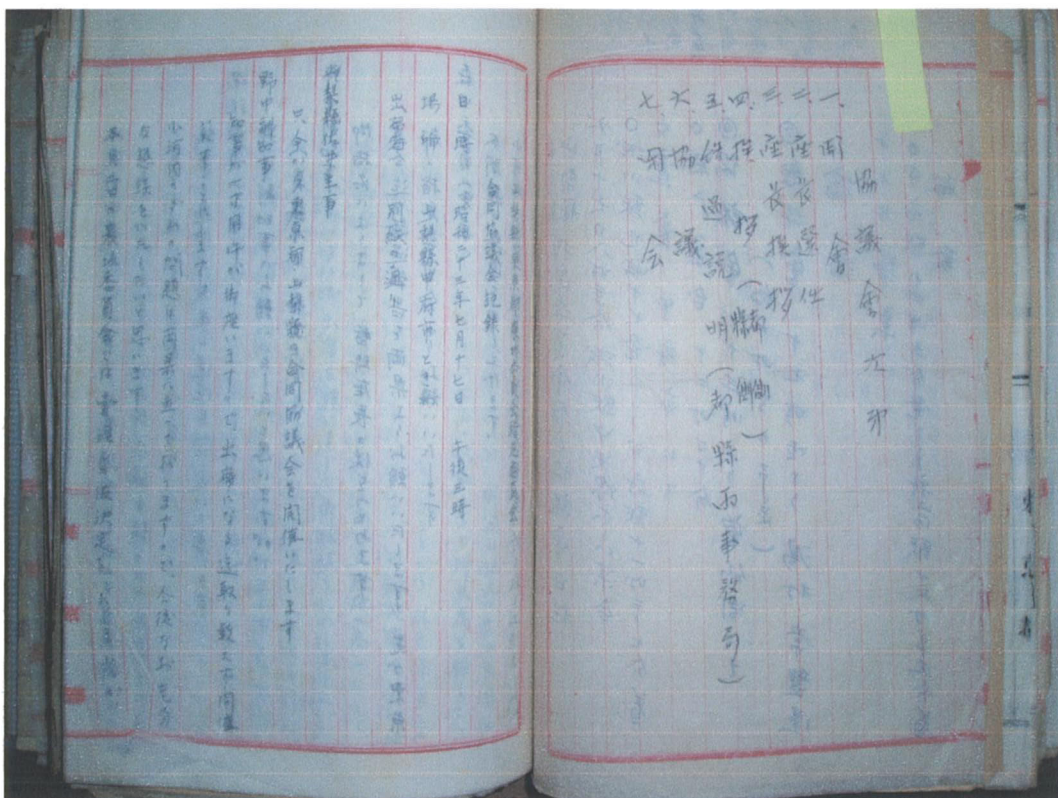


1

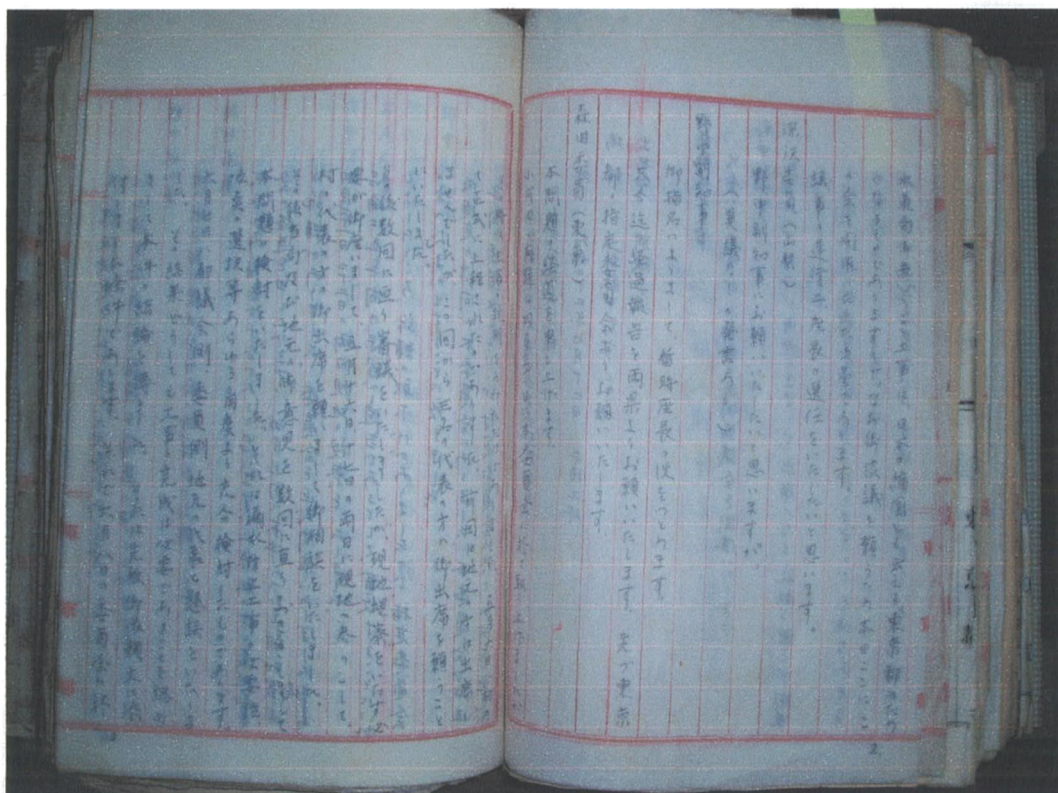


2

農地改革に伴う住民運動の議事録②

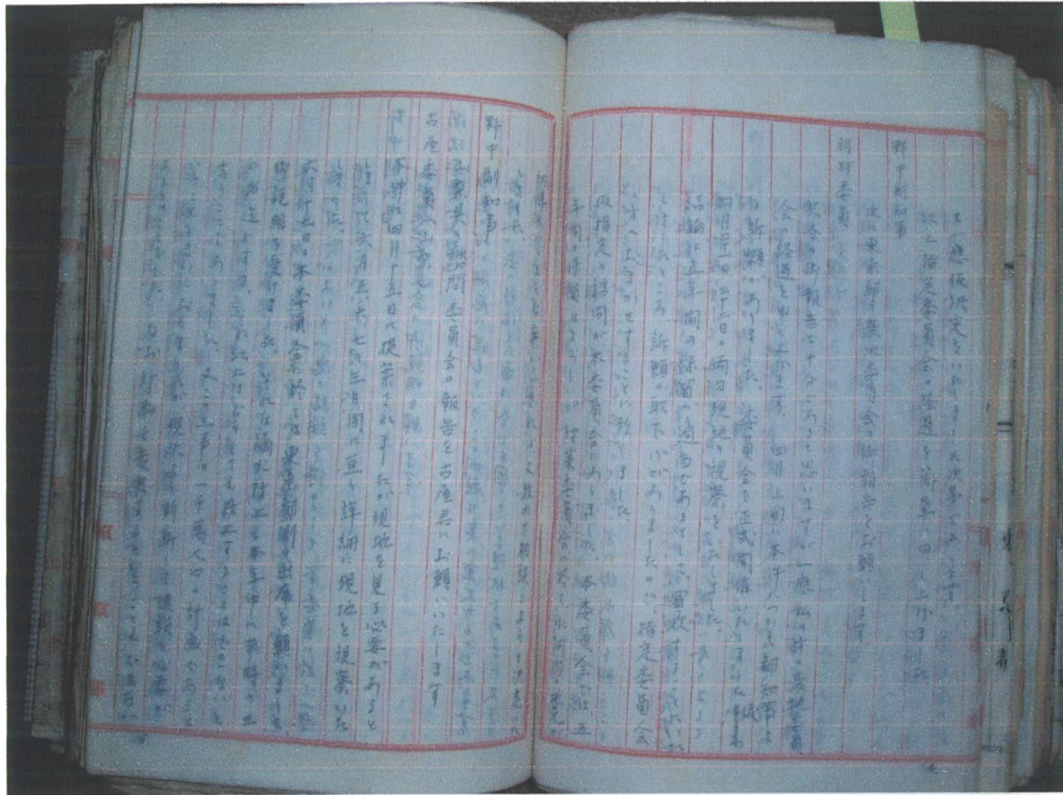


1

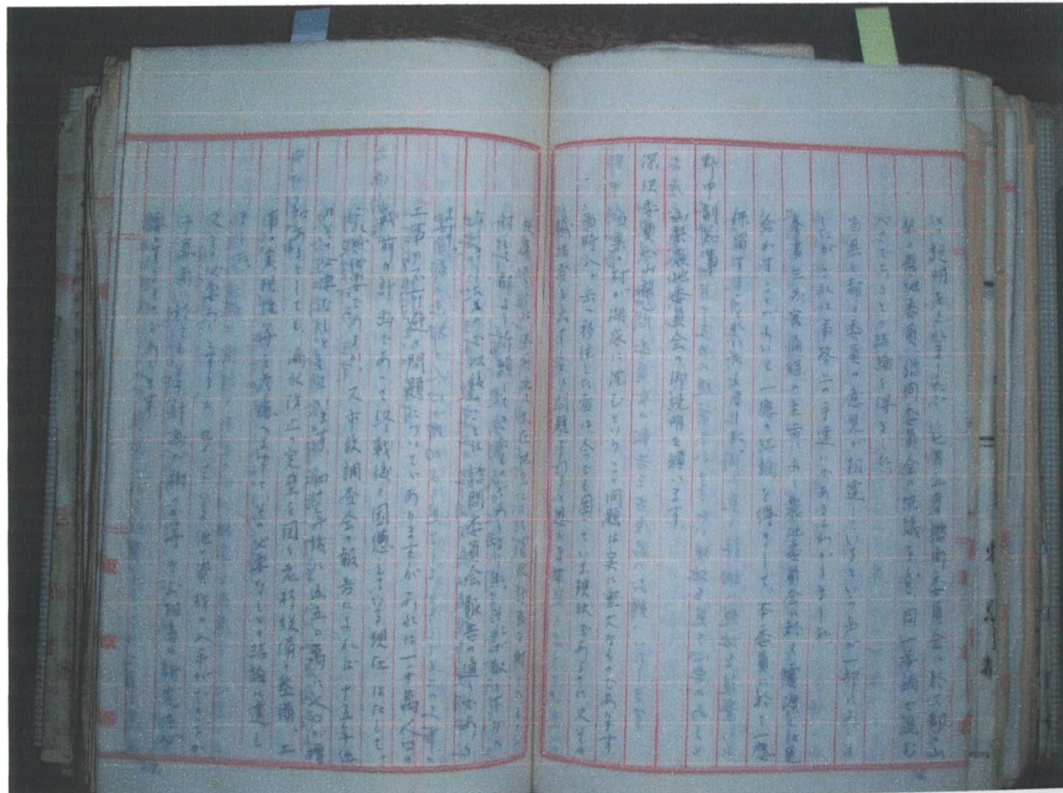


2

農地改革に伴う住民運動の議事録②

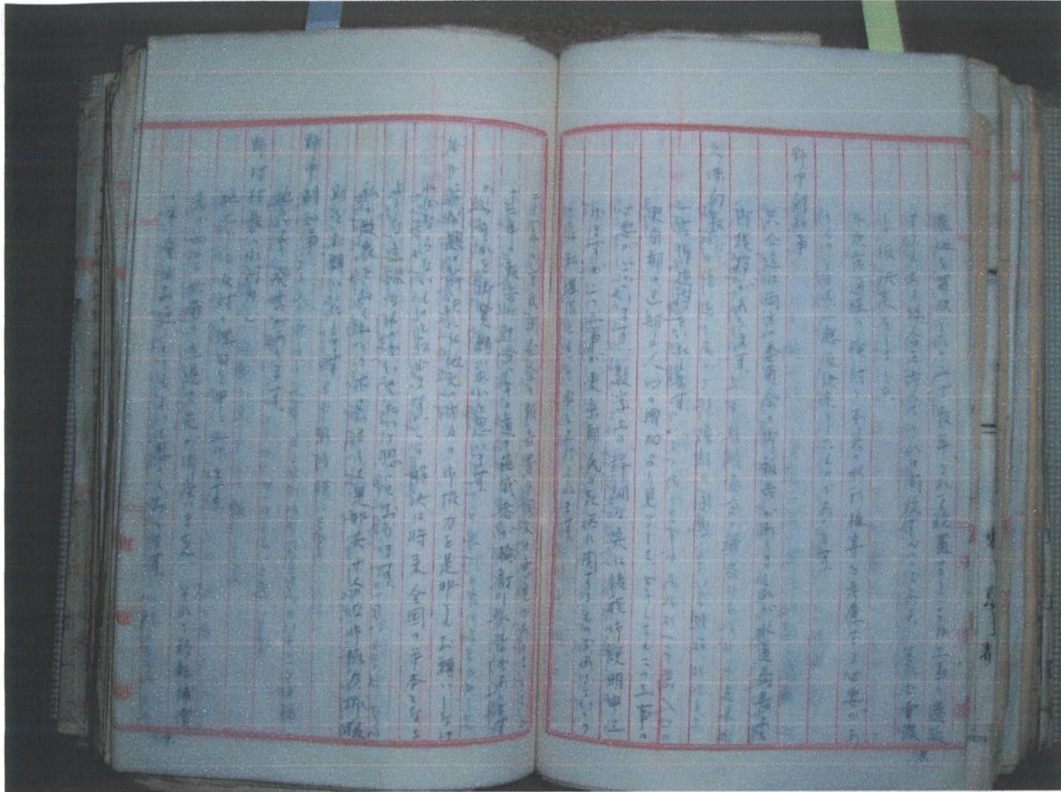


3

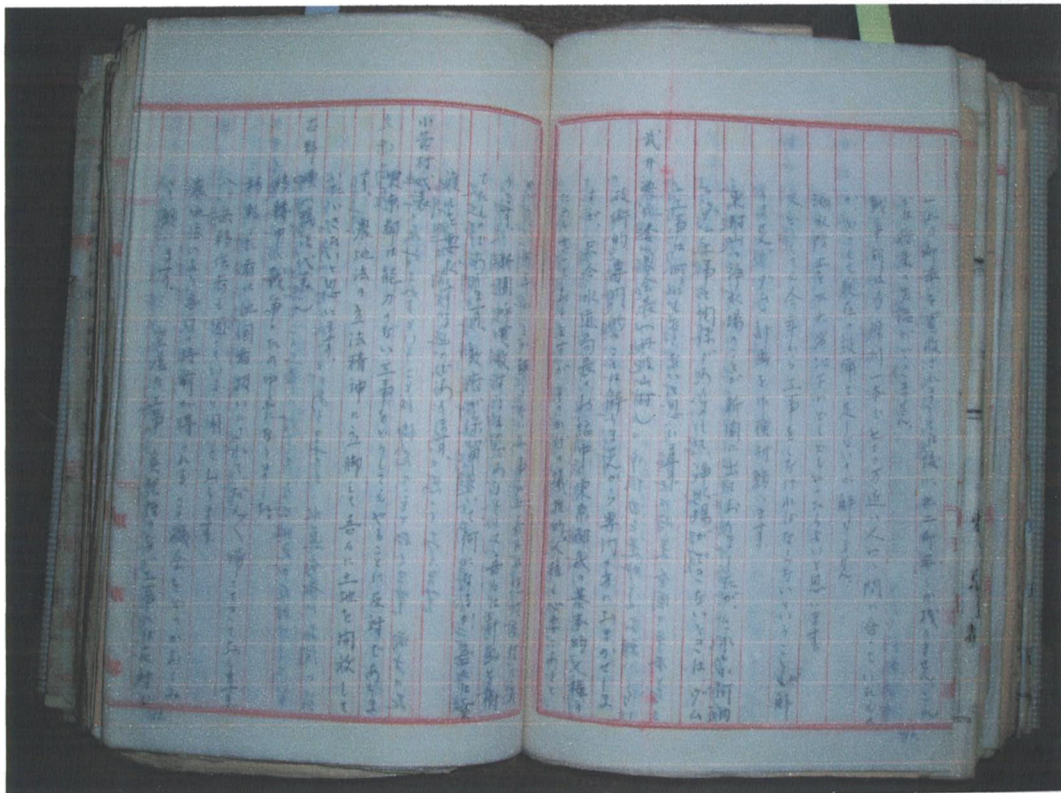


4

農地改革に伴う住民運動の議事録②

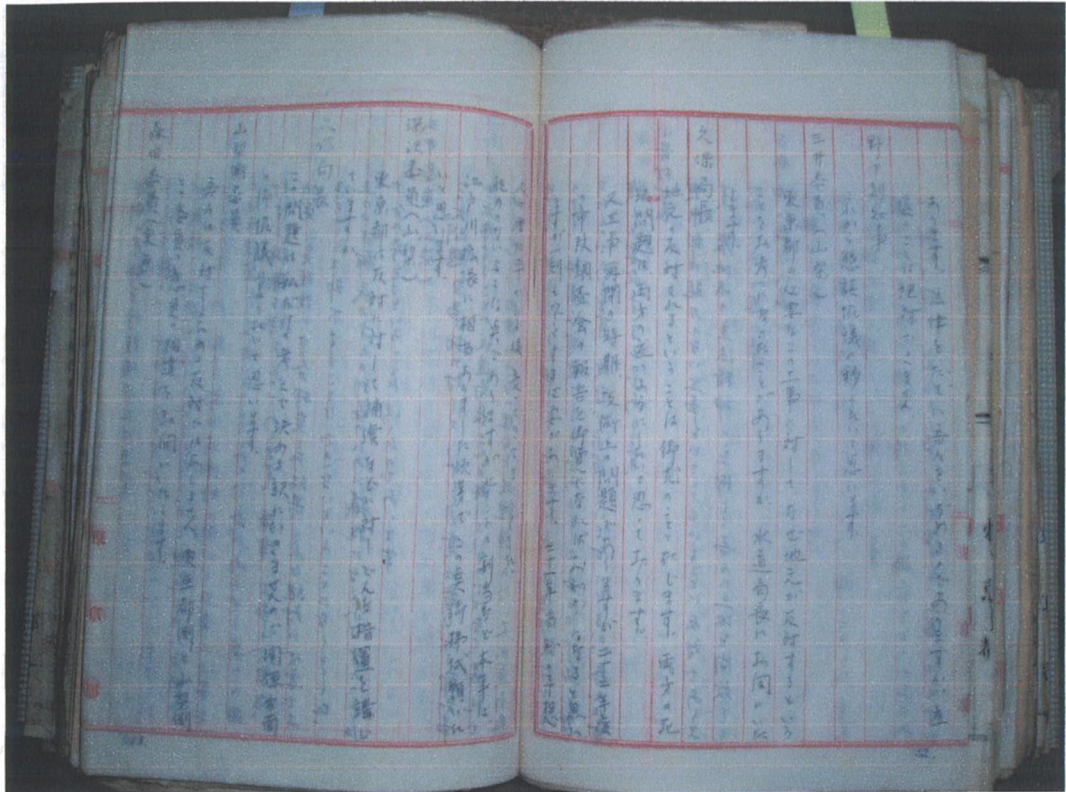


5

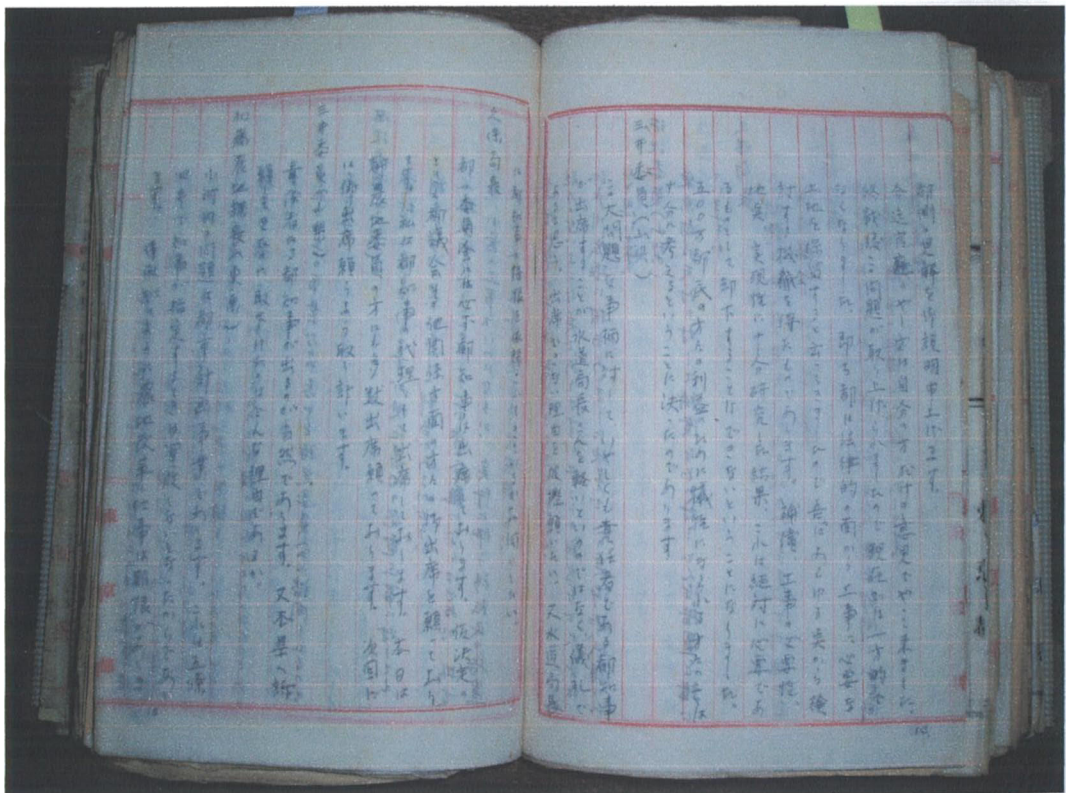


6

農地改革に伴う住民運動の議事録②

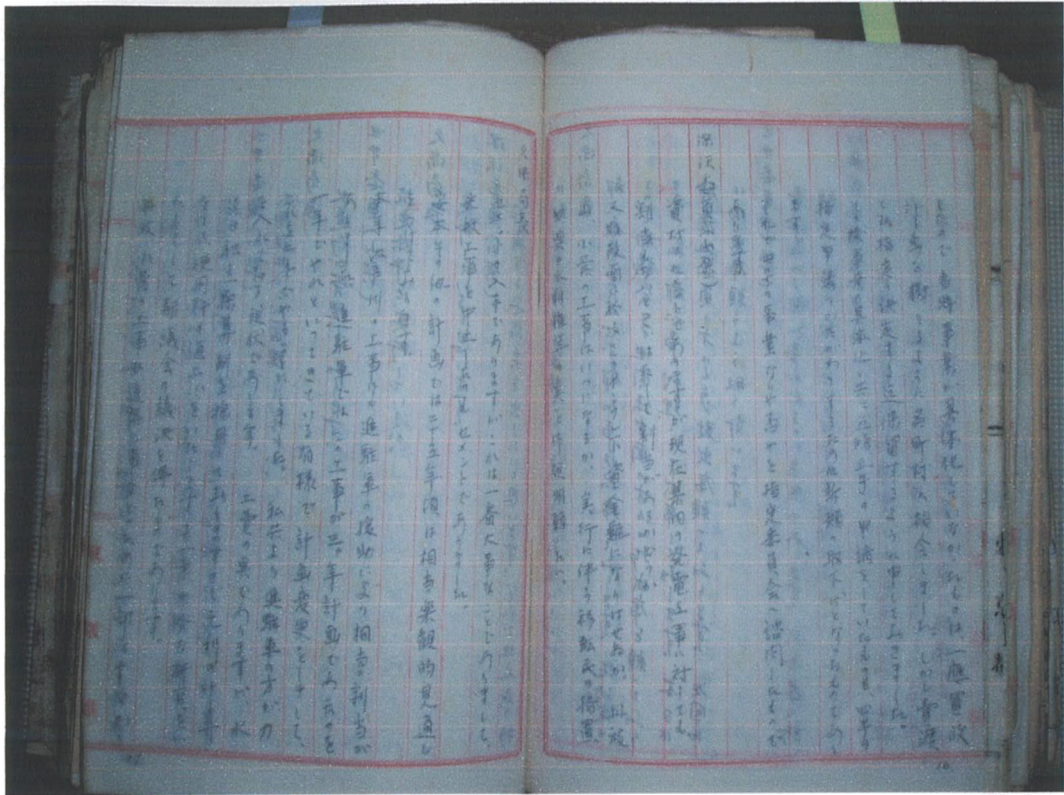


7

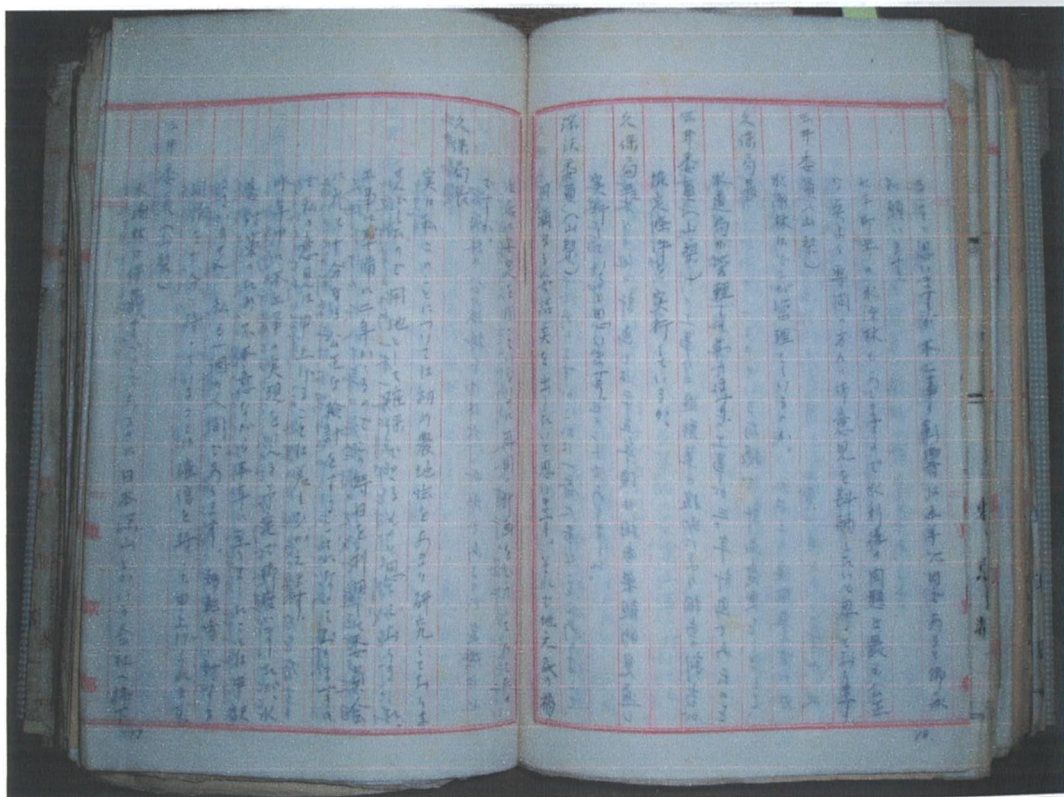


8

農地改革に伴う住民運動の議事録②

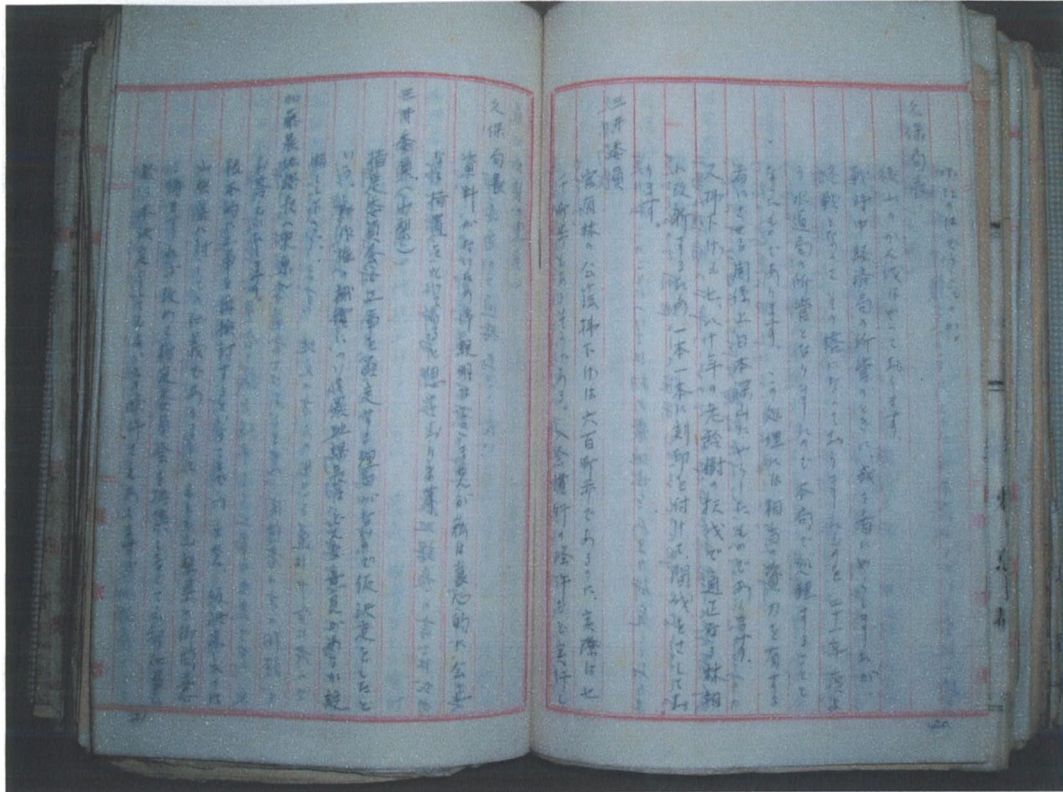


9

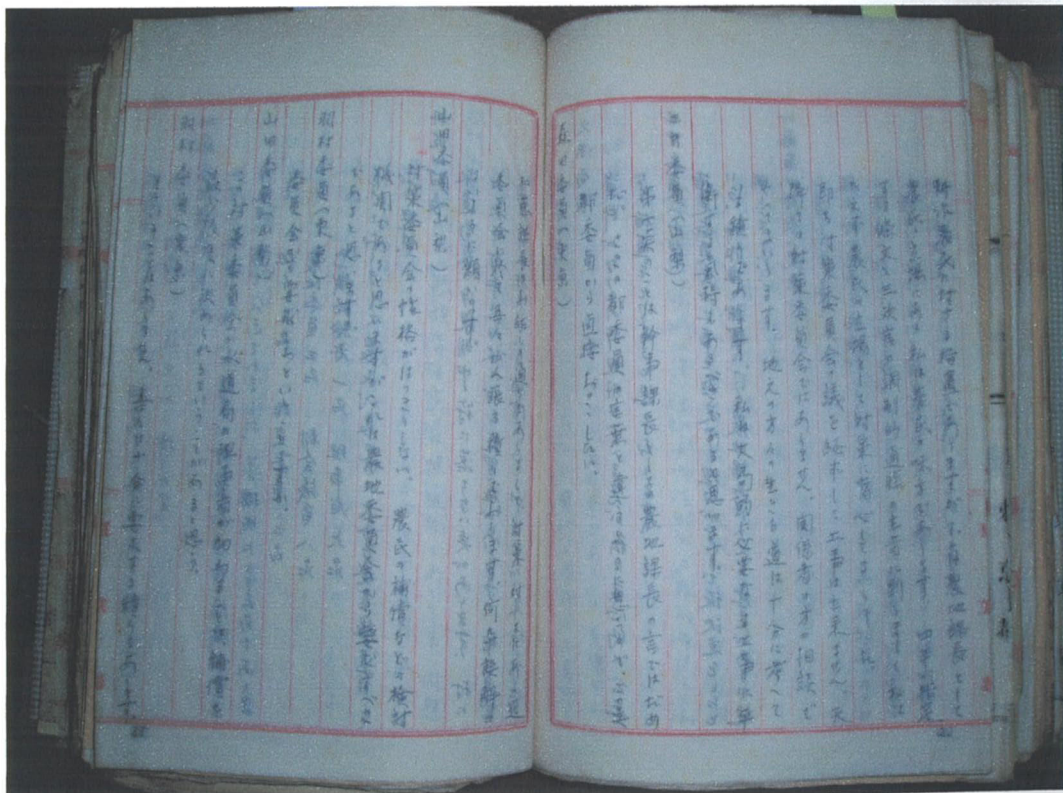


10

農地改革に伴う住民運動の議事録②

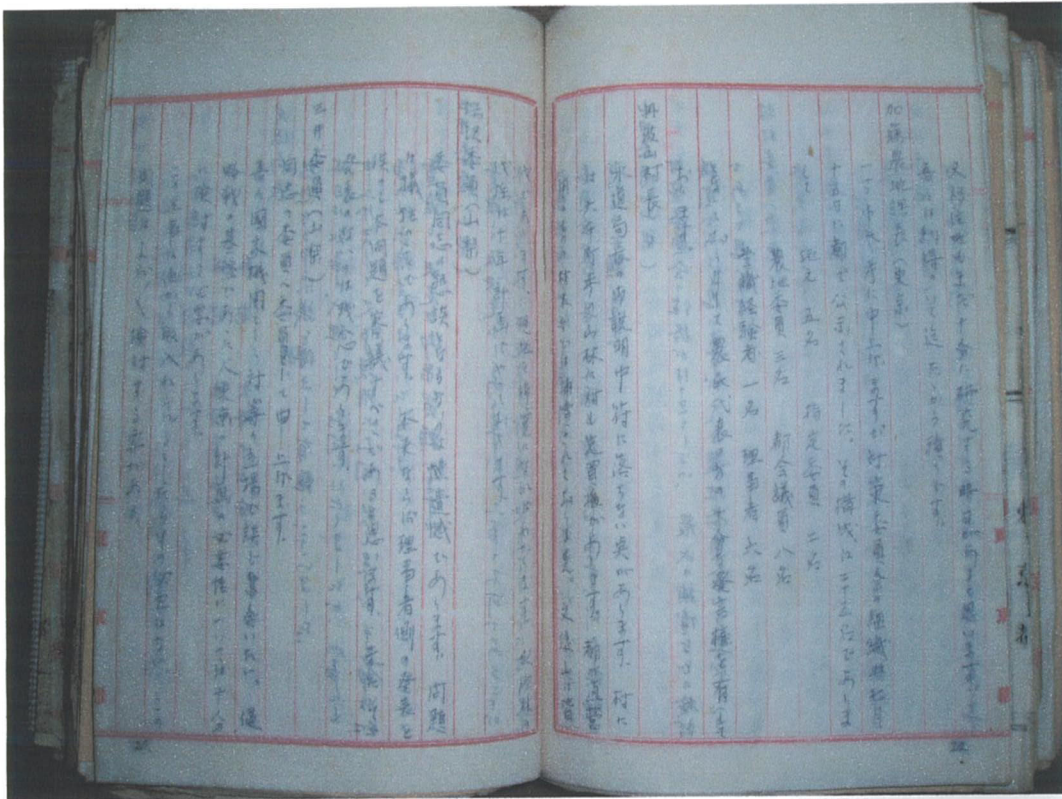


1 1

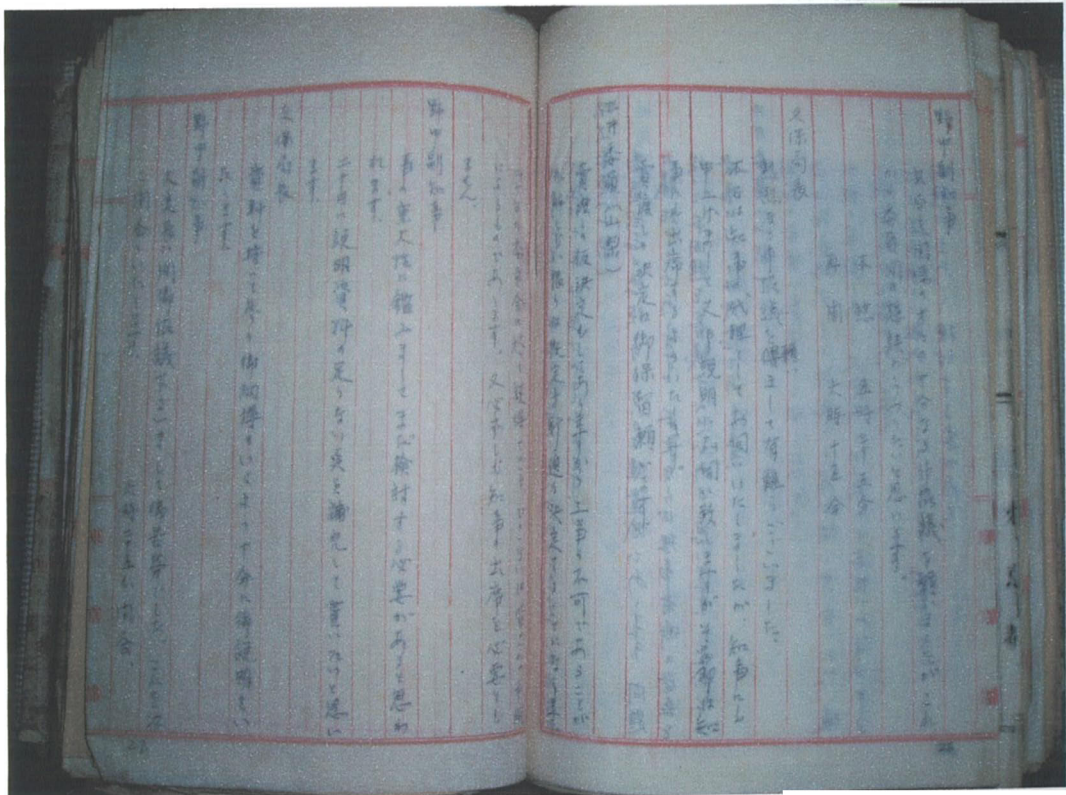


1 2

農地改革に伴う住民運動の議事録②



1 3



1 4

「^たま^がわ^をめぐる^{じゅう}みん^{うん}どう^しかん^にかん^{する}ちょう^さけん^きゆう^の調査研究」

(研究助成・一般研究 VOL.26-NO.148)

著者 ^{もりた}守田 ^{まさる}優

発行日 2005年3月31日

発行者 財団法人 とうきゅう環境浄化財団

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-16-14 (渋谷地下鉄ビル内)

TEL (03) 3400-9142

FAX (03) 3400-9141